

デジタル社会の実現 に向けた デジタル戦略

2022年9月26日

Ver 3.1

参議院議員 山田太郎

山田太郎のプロフィール

山田太郎（やまだたろう） 1967年（昭和42年）生

参議院議員（自由民主党）

前 デジタル大臣政務官（デジタル庁）兼 内閣府大臣政務官

（規制改革・行政改革・個人情報保護法・サイバーセキュリティー・PFI等担当）

内閣委員会、消費者問題に関する特別委員会、国民・経済に関する調査会

参議院自民党政策審議会副会長

政調内閣第二部会副部長、「こども・若者」輝く未来創造本部幹事

デジタル社会推進本部事務局長代理、行政改革推進本部幹事

広報本部ネットメディア局長代理、知的財産調査会事務局次長



■ 略歴

- ・ 麻布高等高校、慶應義塾大学経済学部卒、早稲田大学大学院後期博士（PhD）課程単位取得満期退学
- ・ 外資系コンサルティング会社、米国ナスダック上場企業の本社副社長などを経てネクステック社（製造業向けコンサルティングファーム）を設立
同社を実質3年半で東証マザーズに上場
- ・ 東京工業大学特任教授、東京大学工学部非常勤講師、早稲田大学商学研究科客員准教授等
- ・ 2010年7月参議院選挙にみんなの党から出馬、30,663票で落選（7人当選、10位）
2012年12月上位当選者の3人の辞職に伴い繰上当選
- ・ 2016年7月の参議院選挙では、新党改革推薦で出馬。291,188票とるも落選
- ・ 2019年7月の参議院選挙では、自由民主党公認で出馬。540,077票で当選

経営者として

外資系副社長、上場企業創業社長
その他ビルの経営、中華料理店、接骨院など

教育者として

東京工業大学特任教授、早稲田大学客員准教授、
東京大学工学部非常勤講師（14年間）など

政治家として

専門は表現の自由、デジタル政策、こども・若者政策、知財
デジタル庁、こども家庭庁創設に尽力

プロフィール – 経営者・教育者・政治家として

• 学歴

- 1993年 慶応義塾大学 経済学部経済学科卒
- 2006年 早稲田大学 大学院アジア太平洋研究科国際関係学専攻博士後期課程単位取得満期退学

• 職歴

- 1993年 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア）入社
- 1994年 バーンジャパン株式会社（現米国インフォア社）入社
- 1995年 プライスウォーターハウスクンサルタント（現日本IBM）入社
- 2000年 パラメトリック・テクノロジー・コーポレーション 米国本社副社長（米国ボストン市）就任
- 2001年 ネクステック株式会社 代表取締役社長（CEO）創業・就任
（2005年3月東京証券取引所マザーズ市場上場）
- 2008年 ネクステック株式会社 取締役顧問ファウンダー 就任
- 2009年 ロジサイエンス株式会社代表取締役社長 創業・就任
- 2010年 株式会社ユアロップ代表取締役社長 創業・就任
- 2012年 参議院議員就任

経営者として

政治家
として

教育者
として

- 2001年 東京大学 大学院工学系研究科環境海洋学専攻 非常勤講師
- 2006年 早稲田大学 大学院商学研究科ビジネス専攻（早稲田MBAスクール）客員准教授
- 2008年 東京工業大学 大学院社会理工学科 特任教授
- その他 早稲田大学理工学部非常勤講師

各種出版活動

書籍

2001年より主に製造業・海外進出等に関する専門書を多数執筆

- 『日本製造業戦略 インダストリー4.0の教科書 (仮題)』 (日経BP社 2016年4月予定)
- 『アジアで儲けるには経営の発想を変えよ』 (日本経営合理化協会 2015年8月)
- 『日本製造業の次世代戦略』 (東洋経済新報社 2007年2月)
- 『次世代プロフェッショナルの働き方』 (経済界 2006年6月)
- 『PLM戦略』 (PHP研究所 2005年6月)
同書の韓国語版 (KSAC 2006年)、中国語版 (中国計量出版社 2007年) が翻訳され現地発売。
- 『日本のモノづくり58の論点』 (JIPMソリューション 2005年12月)
- 『製造業のBOM (部品表) 入門』 監修・監訳 (日経BP社 2003年10月)
- 『製造業のPLMと技術経営[MOT]』 (JIPMソリューション 2003年6月)
- 『日本のモノづくり52の論点 (新製造立国の条件)』 (JIPMソリューション 2002年12月)
- 『製造業のPLM・CPC戦略』 (JIPMソリューション 2002年7月)
- 『製造業のIT戦略と実践』 (JIPMソリューション 2001年3月) (日本語版)
同書の中国語版 (台湾中衛発展中心 2003年) が翻訳され現地発売
- 『バリューチェーンマネジメント』 (工業調査会 1999年4月)

※ 『PLM戦略』は、2005年8月紀伊国屋書店 (大手町ビル店)、
神田三省堂 (本店) で単行本、ビジネス書それぞれで
売上1位を記録しました。
また、韓国語版、中国語版でも発刊されました。



デジタル

自民党デジタル社会推進本部への流れ

2001年

- IT基本法**施行（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）
- e-Japan特命委員会**スタート

e-Japan特命委員会、IT戦略特命委員会等を経て、2019年より

デジタル社会推進特別委員会
事務局次長

2020年9月より

デジタル社会推進本部
事務局長代理

自民党・デジタル社会推進本部

本部長

下村博文

座長

甘利 明

幹事長

木原誠二

官房副
長官

事務総長

小林史明

デジ庁
副大臣

小委員会

- マイナンバー
- サイバーセキュリティ
- 国と地方の情報システム
- データ利活用
- デジタル施策調査

委員長

小倉 将信

小林鷹之

松本洋平

牧島かれん

山田太郎

経済安
保大臣

デジ庁
大臣

デジ庁
政務官

(敬称略)

- 2020年11月

- **第一次提言**

- 具体的なデジタル庁創設の方向性についてシステム統合やデータ管理など、主要論点・テーマを整理

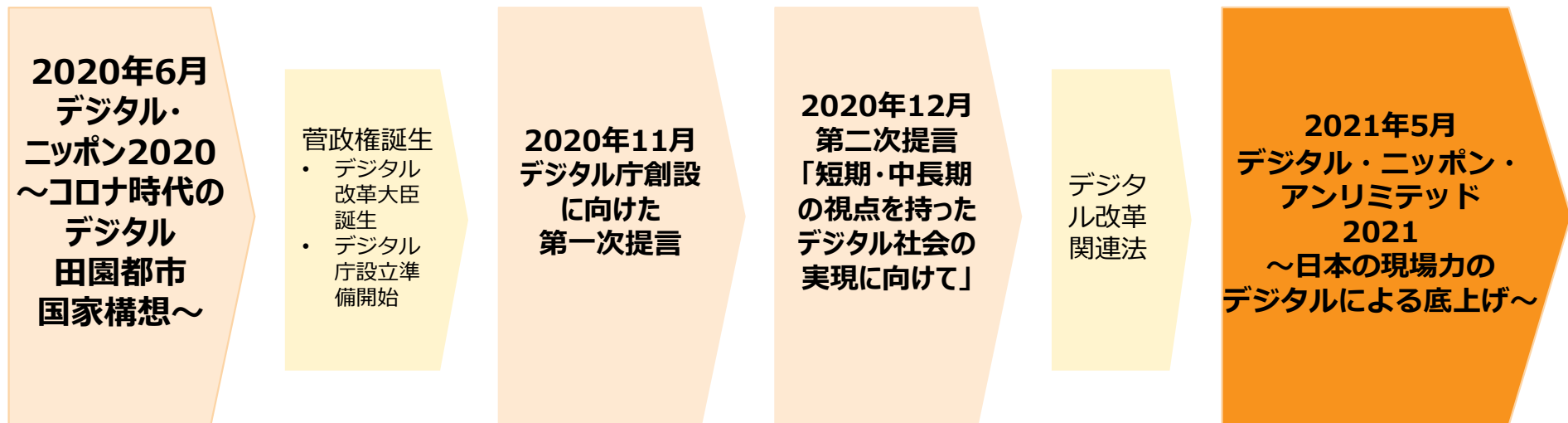
- 2020年12月

- **第二次提言**

- 実際にデジタル化が進んだ社会というのはどのような社会の姿になるのか、その安全・安心の土台となるセキュリティ対策をどうするのか、そうした観点からの具体的な施策やイメージを盛り込む



デジタル・ニッポン・アンリミテッド2021への道程



●5月25日(火) デジタル社会推進本部 菅義偉内閣総理大臣に提言申入

第三次提言（デジタル・ニッポン・アンリミテッド2021）では、デジタルでどこで効果を出すのかはっきりさせ、分野毎のデジタル施策や制度改革の具体的な提案を行った。

デジタル・ニッポン・アンリミテッド 2021
～日本の現場力をデジタルで底上げ～
(日本の底力はこんなものではない!)

2021年5月14日
自由民主党政務調査会
デジタル社会推進本部

【目次】

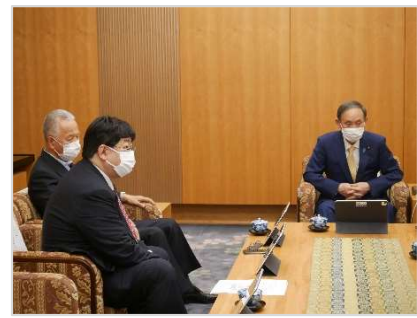
1. デジタル・ニッポンの経緯と本提言
 - 1-1. これまでの経緯
 - 1-2. 本提言の位置づけと方向性
 - 1-3. 本提言の構造
2. システム構造
 - 2-1. 国民とのインターフェース
 - 2-2. 現場にあるデータの利活用
 - 2-3. 横串を巡すプラットフォーム
3. 分野毎のデジタル施策・制度改革
 - 3-1. デジタルガバメント
 - 3-1-1. ユーザーインターフェース (UI)
 - 3-1-2. 国と地方の情報システム
 - 3-1-3. マイナンバー制度
 - 3-2. 健康・医療・介護分野
 - 3-3. 教育分野
 - 3-4. 防災分野
4. デジタル時代の解決すべき課題
 - 4-1. サイバーセキュリティ
 - 4-2. デジタルデバイド対策 (誰一人取り残さない)
 - 4-3. 個人情報保護
 - 4-4. 著作権法上の問題
5. デジタル時代に求められる制度改革
 - 5-1. アジャイル・ガバナンス
 - 5-2. デジタル人材

デジタルライゼーション政策に関する提言 **自民党**

デジタル・ニッポン・アンリミテッド2021

～日本の現場力をデジタルで底上げ～
(日本の底力はこんなものではない!)

令和3年5月14日
自由民主党政務調査会
デジタル社会推進本部



デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官を拝命しました



デジタル社会の実現に向けた デジタル戦略と改革

デジタル庁全体の人数

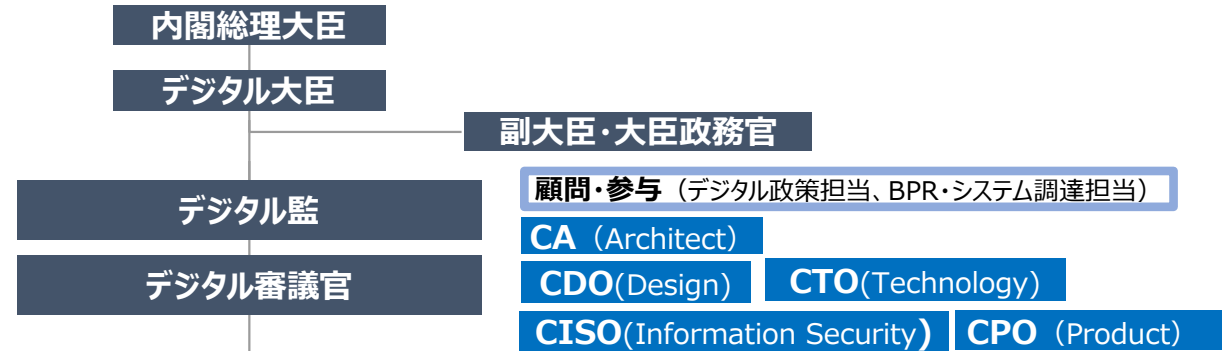
(2022年4月1日時点)

約**700**人

役人出身者：約**450**人

民間出身者：約**250**人

その他（庶務・秘書等）：約**50**人



I. 新重点計画

- ① 新重点計画書の構造
- ② これまでとの違い
 - 1. アーキテクチャとネットワーク論が中心、
 - 2. デジタル原則
 - 3. 生産性向上と包摂性=誰一人取り残されないデジタル化の果実享受)

<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/#document>

重点計画 目次

第1 はじめに ～重点計画の目的～

第2 デジタルにより目指す社会の姿 (ToBe)

1. デジタル化による成長戦略
2. 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
3. デジタル化による地域の活性化
4. 誰一人取り残されないデジタル社会
5. デジタル人材の育成・確保
6. DFFTの推進を始めとする国際戦略

第3 司令塔としてのデジタル庁の役割

第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現
2. デジタル社会形成のための基本原則
3. BPRと規制改革の必要性
4. クラウド・バイ・デフォルト原則

第5 デジタル化の基本戦略 (ToDo)

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革
2. デジタル田園都市国家構想の実現
3. 国際戦略の推進
4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保
5. 包括的データ戦略の推進
6. デジタル産業の育成
7. Web3.0の推進

第6 デジタル社会の実現に向けた施策 (ToDo)

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

- (1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化
- (3) マイナンバー制度の利活用の推進
- (4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進
- (5) 公共フロントサービスの提供等

2. 暮らしのデジタル化

- (1) 暮らしを変えるデータ連携の実現
- (2) 準公共分野のデジタル化の推進
- (3) 相互連携分野のデジタル化の推進

3. 規制改革

4. 産業のデジタル化

- (1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組
- (2) 中小企業のデジタル化の支援
- (3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

- (1) 国の情報システムの刷新
- (2) 地方の情報システムの刷新
- (3) デジタル化を支えるインフラの整備
- (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進

6. デジタル社会のライフスタイル・人材

- (1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換
- (2) デジタル人材の育成・確保

第7 今後の推進体制 (How)

1. デジタル庁の役割と政府における各種会議

- (1) 司令塔としてのデジタル庁の役割
- (2) 政府におけるデジタル改革の推進体制の強化
- (3) デジタル社会推進会議の開催
- (4) デジタル社会構想会議の開催
- (5) デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議の開催

2. 地方公共団体等との連携・協力

3. 民間事業者等との連携・協力

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

デジタル社会で 目指す6つの姿	① デジタル化による成長戦略	② 医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化	③ デジタル化による地域の活性化
※進捗把握指標の設定	④ 誰一人取り残されないデジタル社会	⑤ デジタル人材の育成・確保	⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略 →Data Free Flow with Trust

具体策を考える上で前提となる理念・原則

誰一人取り残されないデジタル社会の実現 ※デジタル推進委員の全国展開
→誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受

デジタル社会形成のための基本原則
→10原則（デジタル改革基本方針）

①オープン・透明②公平・倫理③安全・安心④継続・安定・強靱⑤社会課題の解決⑥迅速・柔軟⑦包摂・多様性⑧浸透⑨新たな価値の創造⑩飛躍・国際貢献

BPRと規制改革の必要性 →Business Process Reengineering

クラウド・バイ・デフォルト原則

→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則）
デジタルファースト/
ワンスオンリー/
コネクテッド・ワンストップ

目指す姿を実現する上で有効な戦略的な取組（基本戦略）

デジタル臨時行政調査会
デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則※に沿って4万以上の法令等の適合を目指す

デジタル田園都市国家構想実現会議
デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けて様々な取組を支援

国際戦略の推進
DFFT/諸外国デジタル政策関連機関との連携強化

サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保
国際情勢の変化等へ対応/国家安全保障上のリスクへの対応としてのサイバーセキュリティの確保/個人情報保護

包括的データ戦略の推進 ※トラスト基盤構築を推進
トラスト/ベース・レジストリ/オープンデータ

デジタル産業の育成
クラウドサービス産業・ITスタートアップの育成

Web3.0の推進
ブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等の環境整備

※①デジタル完結・自動化原則 ②アジャイルガバナンス原則 ③官民連携原則 ④相互運用性確保原則 ⑤共通基盤利用原則

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

国民に対する行政サービスのデジタル化

- ・ 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（アーキテクチャの将来像整理）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化（ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/公金受取口座登録推進及び行政機関による利用）
- ・ マイナンバー制度の利活用の推進（情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化）
- ・ マイナンバーカードの普及及び利用の推進（オンライン市役所サービス/市民カード化/民間利用推進/健康保険証利用/運転免許証と一体化/市町村や業界に働きかけ）
- ・ 公共フロントサービスの提供等（ワンストップサービスの推進）

暮らしのデジタル化

- ・ 準公共分野のデジタル化の推進等（健康・医療・介護（PHR/オンライン診療）/
→Personal Health Record
教育（校務のデジタル化/教育データ利活用）/
防災/子ども/モビリティ/取引）

産業のデジタル化

- ・ 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組（電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/
GビズID/e-Gov）
- ・ 中小企業のデジタル化の支援（IT専門家派遣/
IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援）
- ・ 産業全体のデジタルトランスフォーメーション（DX認定制度/DX銘柄/DX投資促進税制/
サイバーセキュリティ強化）

デジタル社会を支えるシステム・技術

- ・ 国の情報システムの刷新（重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備/政府調達）
- ・ 地方の情報システムの刷新（標準化基本方針の策定等）
- ・ デジタル化を支えるインフラの整備（光ファイバ/5G/半導体/データセンター/海底ケーブル）
- ・ デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進（情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備）

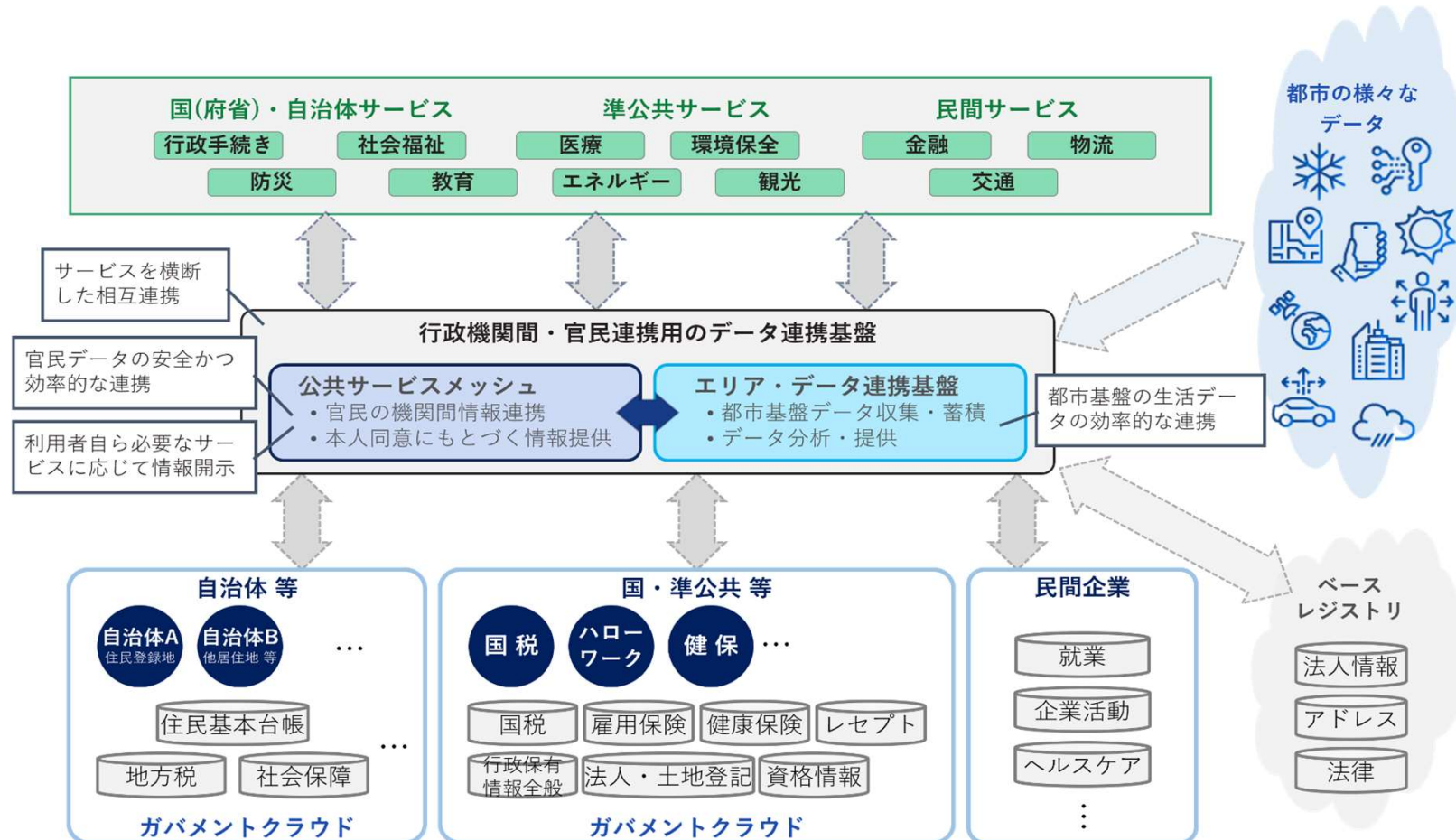
デジタル社会のライフスタイル・人材

- ・ ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換（テレワーク/シェアエコ）
- ・ デジタル人材の育成・確保（プログラミング必修化/リカレント教育/女性人材）

今後の推進体制（政府のデジタル改革推進体制強化）

データ連携基盤の構築に向けた国からの支援の全体像

- デジタル田園都市では「データの創成」→「データの連携」→「データの活用」のサイクルの好循環が必要。
- ★ そのためデジタル庁では、①各地域におけるデータの創成を支援する仕組みを整備。また、②国・自治体間などでのデータ連携を進める公共サービスメッシュを自ら整備。さらに、③各地域における、民間サービス間などでのデータ連携を担うデータ連携基盤の整備を進めるため、コアとなる部品の提供を行いつつ、この動きを財政的にも支援。
- 特に、デジタル田園都市交付金Type2/3の公募スタートに際し、地域ごとに複数の異なる方式が乱立する事態を避け、エリア間でも容易にデータの連携・接続ができる、一元的なデータ連携基盤の整備を促していく。



誰一人取り残されないデジタル社会（包摂性）

課題認識

デジタル技術の進展により、**自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）**でデジタル機器・サービスを利用可能となる等、**従来できないと諦めていたことが可能な時代**になってきている。

目指す姿

地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、**誰もがデジタル化の恩恵を享受**することにより、日常生活等の様々な**課題を解決し、豊かさを真に実感**できる「誰一人取り残されない」デジタル社会

- 利用者視点を第一に**サービスデザイン体制の確立**
- 国、地方公共団体、企業・団体、住民等が各々の立場で相互に協力する「**皆で支え合うデジタル共生社会**」の環境整備（高齢者、障害者、こども、在留外国人等へのきめ細やかな対応、デジタル推進委員の検討等）
- デジタルの負の側面への対応、EBPMに基づく**不断の見直し**

構造改革のためのデジタル原則の全体像

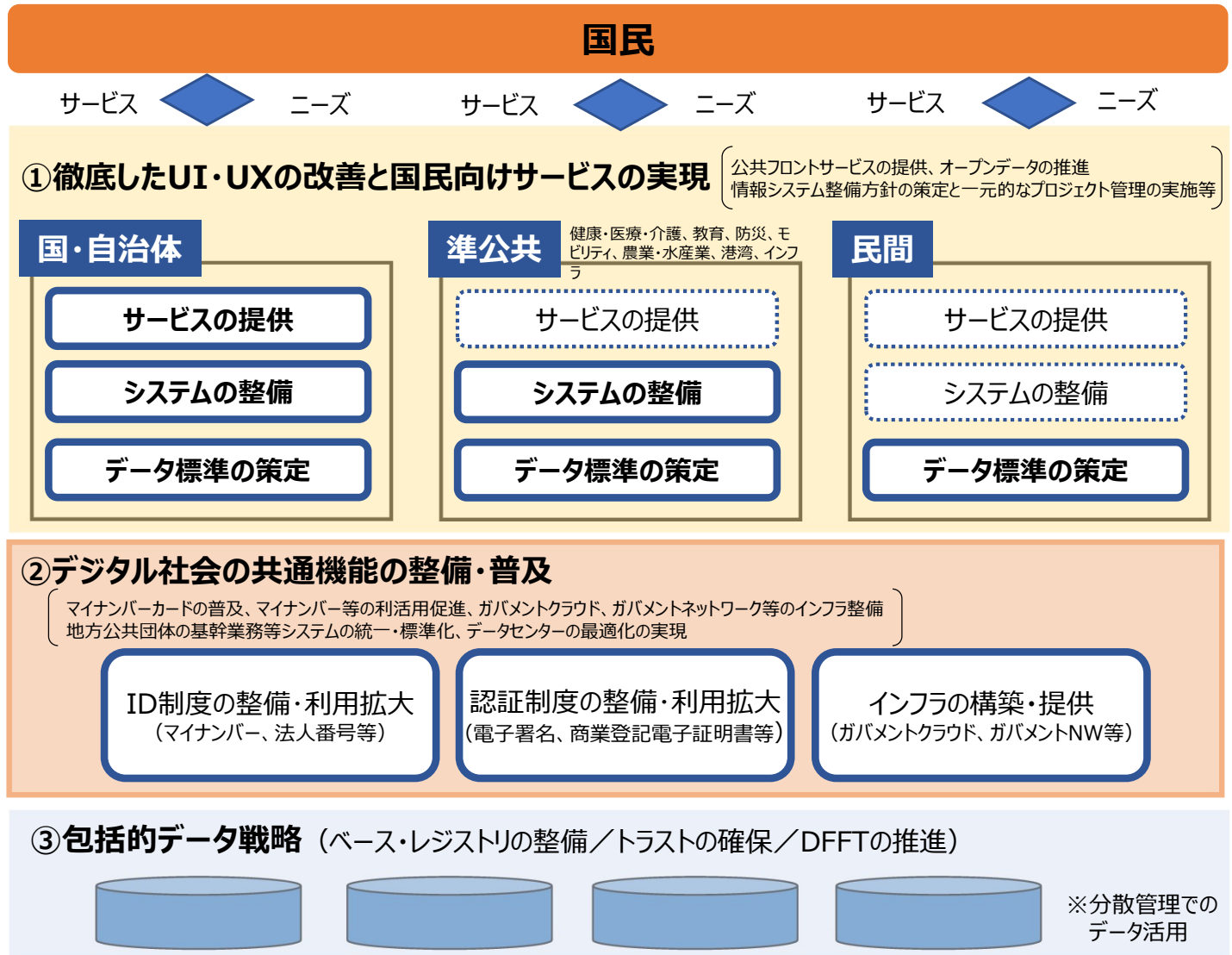
- 「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を整理。

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ^{じん} ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則	
第6層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。	
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。	
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。	
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。	
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。	
第1層 インフラ			

Ⅱ. デジタルアーキテクチャーの構築

- ① Society5.0
データアーキテクチャー（データ駆動へ）
ベースレジストリーの整備
- ② プラットフォーム
デジタルガバメント（クラウドバイ原則）
准公共プラットフォーム（医療・教育・防災等）
- ③ コネクティング
オープンAPI+ブローカー
LGWANの見直し（J-Lis）

デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン

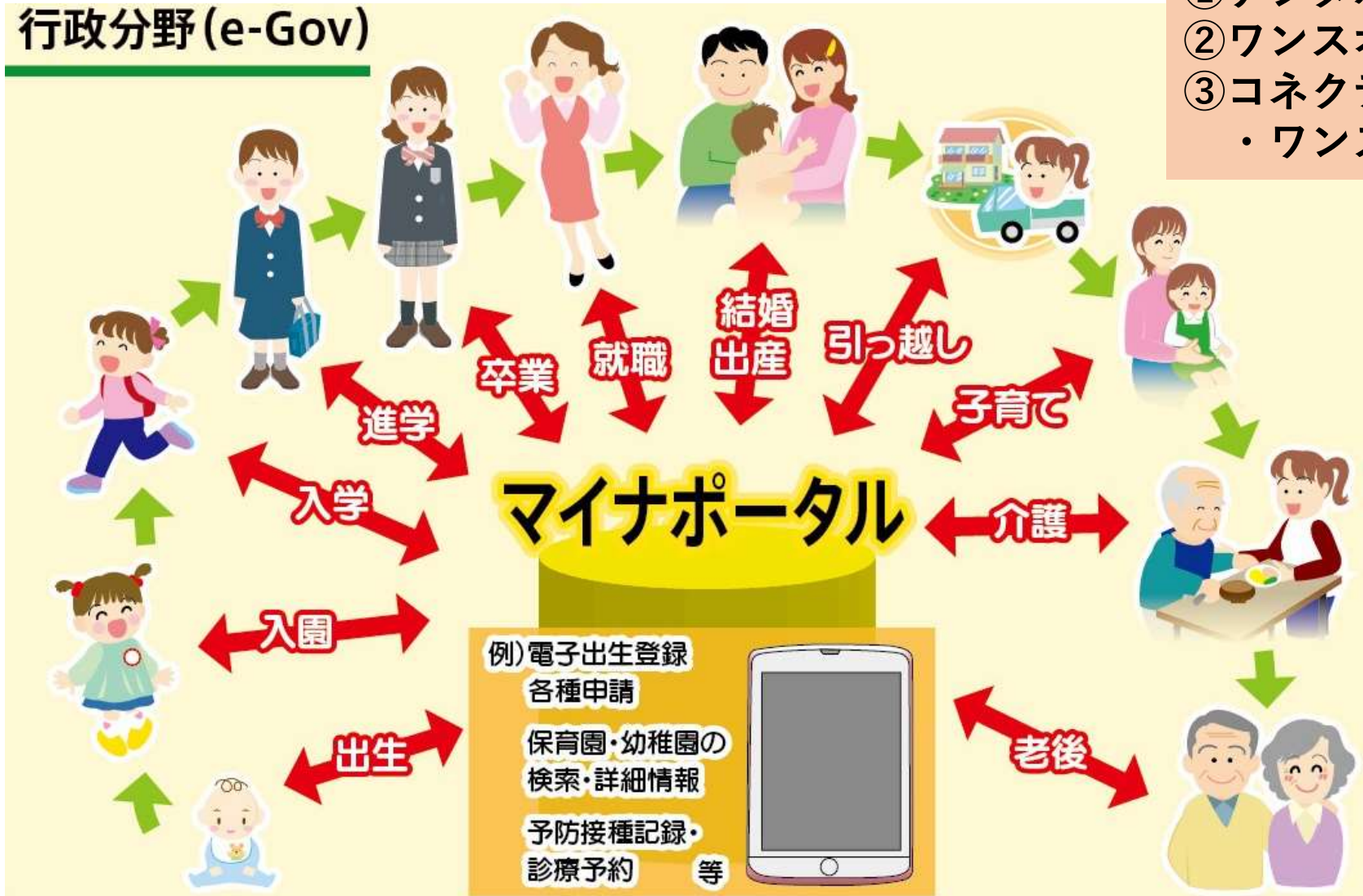


これらを効果的に
実施するため、

- ④ 官民を挙げた
人材の確保・育成**
〔デジタルリテラシーの向上
専門人材の育成・確保〕
- ⑤ 新技術を活用するための
調達・規制の改革**
〔新技術の活用のための調達方法の検討
規制改革〕
- 国民の利便性向上
の前提としての、
- ⑥ アクセシビリティの確保**
〔情報通信ネットワークの整備の支援
情報バリアフリー環境の実現
ICT機器等に関する相談体制の充実等〕
- ⑦ 安全・安心の確保**
〔サイバーセキュリティの確保、
個人情報の保護等〕
- ⑧ 研究開発・実証の推進**
- ⑨ 計画の検証・評価**

デジタルガバメント-UI・UXとデジタル三原則（例）

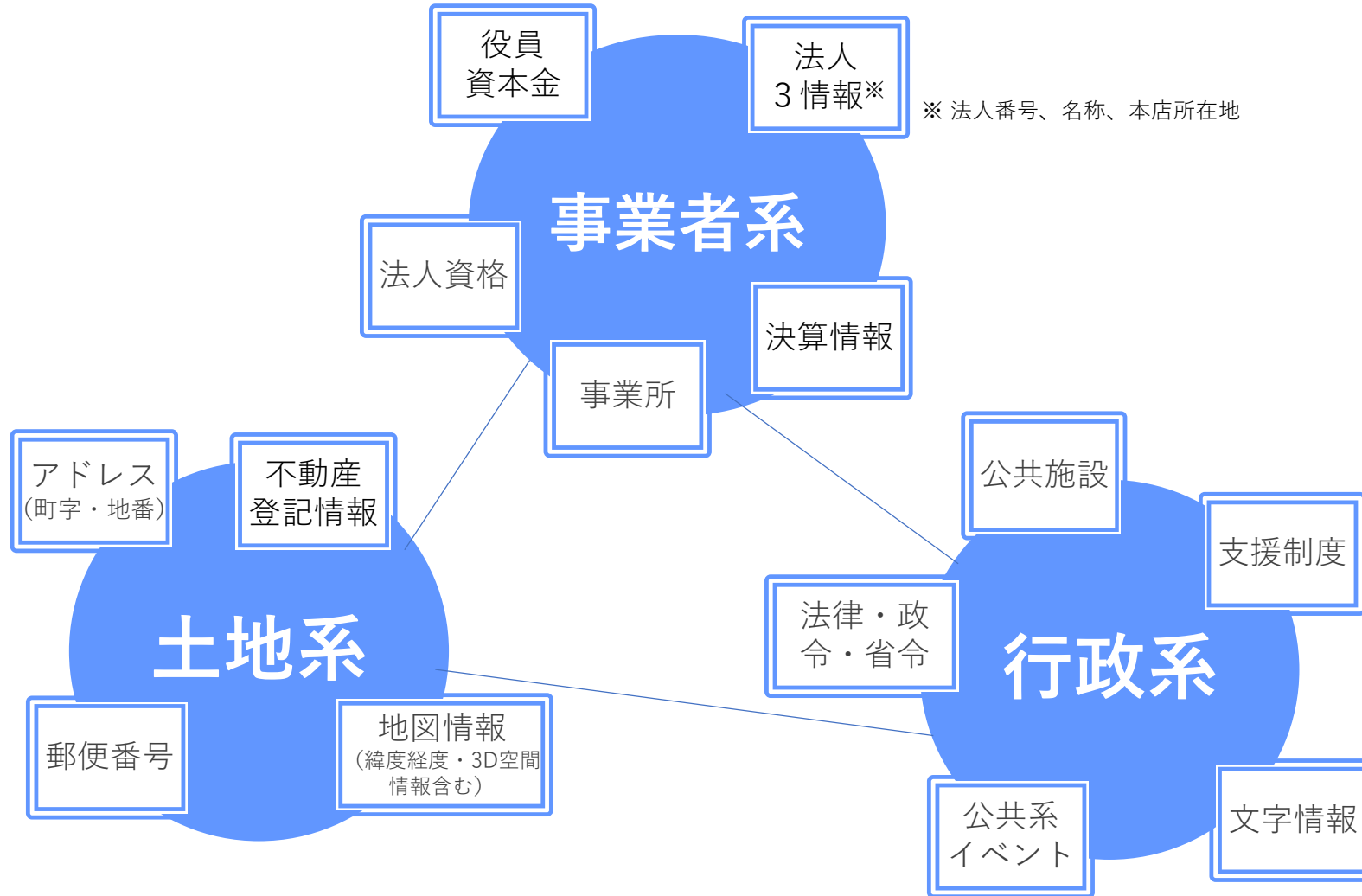
行政分野(e-Gov)



- ① デジタルファースト
- ② ワンスオンリー
- ③ コネクテッド
・ ワンストップ

(引用 : CS TBS国会トーク作成)

ベースレジストリーのデータ群



医療・教育・防災等の準公共分野のデジタル化

課題認識

医療、教育、防災、こども等の様々な切り口から**断片的・画一的なサービスが提供**されている状況にあり、目指す姿になっていない。

目指す姿

サービスの提供を受ける**個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ**、より豊かな生活の実現に向けて**暮らしを自らの手で積極的にデザイン**することができるような社会

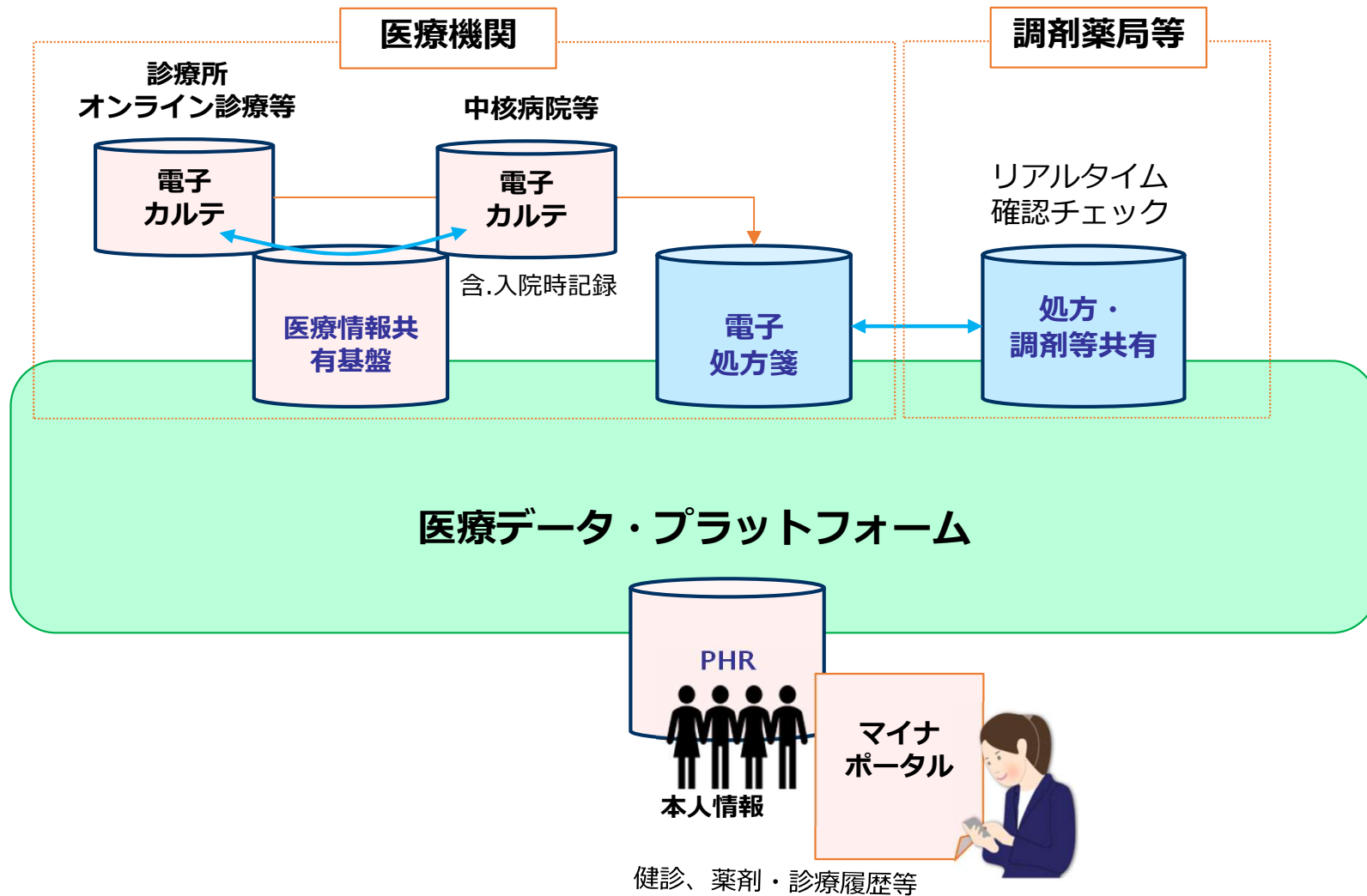
- 官民間での**分野を超えたデータの提供・共有**をデジタルによって更に推進。**民間によるデータの提供・利活用のルール**を明確に設定
- 官民が保有する準公共分野のデータについては、**オープンデータ・バイ・デザインの考えを徹底**し利用を促進。また、**API・データの公開原則**を徹底
- 国・地方間の**データ連携等のアーキテクチャ設計**、**情報システム間で異なるデータ取扱いルール等の標準化**の促進、基盤となるデータの**共有・オープンデータ化**
- 各分野のデータの利活用の支障となっている制度・運用の見直し、**分野横断的なデータ利活用**の促進
- 国民が**安全・安心な環境**の下でサービスを選択できるよう、**サイバーセキュリティの確保**等を徹底

■ 健康・医療・介護分野のプラットフォーム

1. 検診及び健診等の保健データ、プラットフォームの整備
2. 電子カルテ、入院時記録、処方箋等の
医療データ(PHR)、プラットフォームの整備
3. 医療及び介護のレセプトデータ、プラットフォームの整備
4. 要介護認定やケア記録等の介護データ、
プラットフォームの整備

健康・医療・介護分野

医療データ連携のイメージ



教育分野

■ 教育分野のプラットフォーム

1. 就学者の学び方支援（オンライン教育、デジタル教科書、教材、スタディログ）のプラットフォームを整備
2. 教員の校務支援プラットフォームを整備
3. 就学者・教員・保護者間のコミュニケーション支援プラットフォームを整備
4. 教員・学校の負担軽減、行政の効率化に資する教育行政プラットフォームを整備

教育分野プラットフォーム

- ・デジタル教材
- ・学習アプリ
- ・スタディログ

- ・成績表確認
- ・学習計画
- ・家庭学習

- ・教員能力開発
- ・課題配布回収
- ・遠隔授業

学び方支援 プラットフォーム



就学者



保護者



教職員

- ・学校情報
- ・教職員情報
- ・就学者情報

- ・職員会議アプリ
- ・カレンダー
- ・労務財務管理

- ・教材等共有
- ・共同編集アプリ
- ・健康情報共有

校務支援 プラットフォーム



学校



学校長



教職員

- ・心の天気アプリ
- ・チャットアプリ
- ・掲示板

- ・欠席連絡アプリ
- ・事務連絡アプリ
- ・日程調整アプリ

- ・各種情報共有
- ・チャットアプリ
- ・掲示板

コミュニケーション プラットフォーム



就学者



保護者



教職員

- ・業務連絡
- ・予算要求
- ・感染症等報告

- ・人事管理
- ・施設設備管理
- ・各種連絡

- ・通達
- ・調査配布回収
- ・資料送受信

教育行政 プラットフォーム



学校



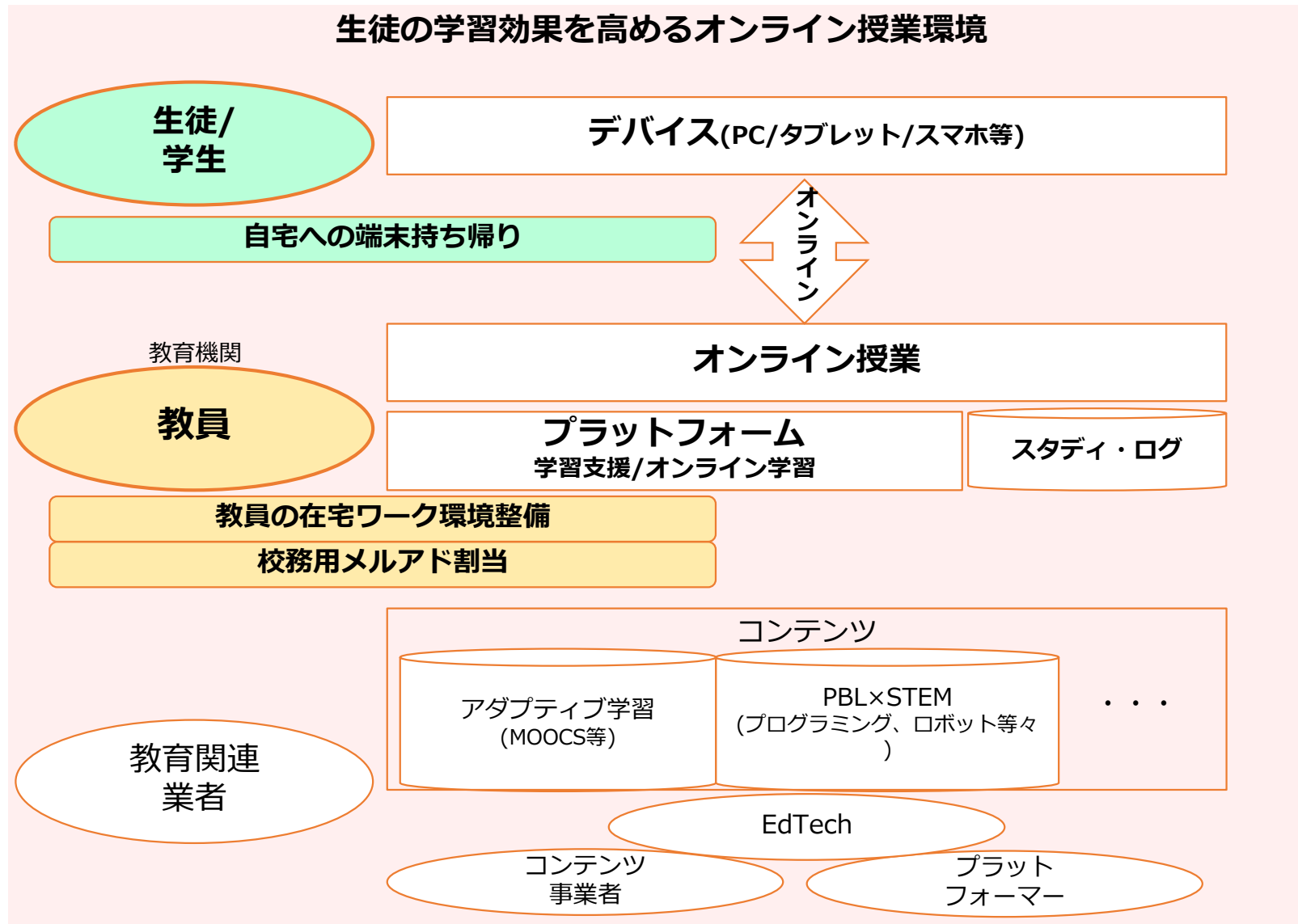
教育委員会



文部科学省

教育分野

オンライン授業教育環境の整備



防災分野

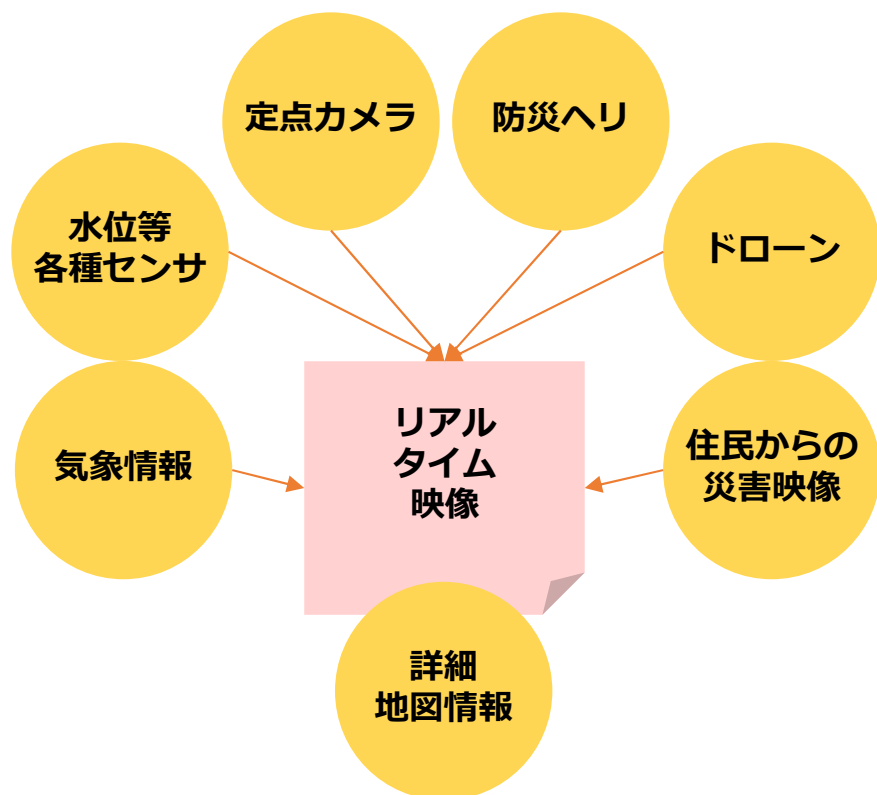
■ 防災分野のプラットフォーム

1. 災害時避難支援プラットフォームを整備
2. クラウド対応の防災IoTシステムを構築
3. 災害対応意思決定支援プラットフォームを整備
4. 災害時の保健医療福祉活動支援プラットフォームを整備

防災分野

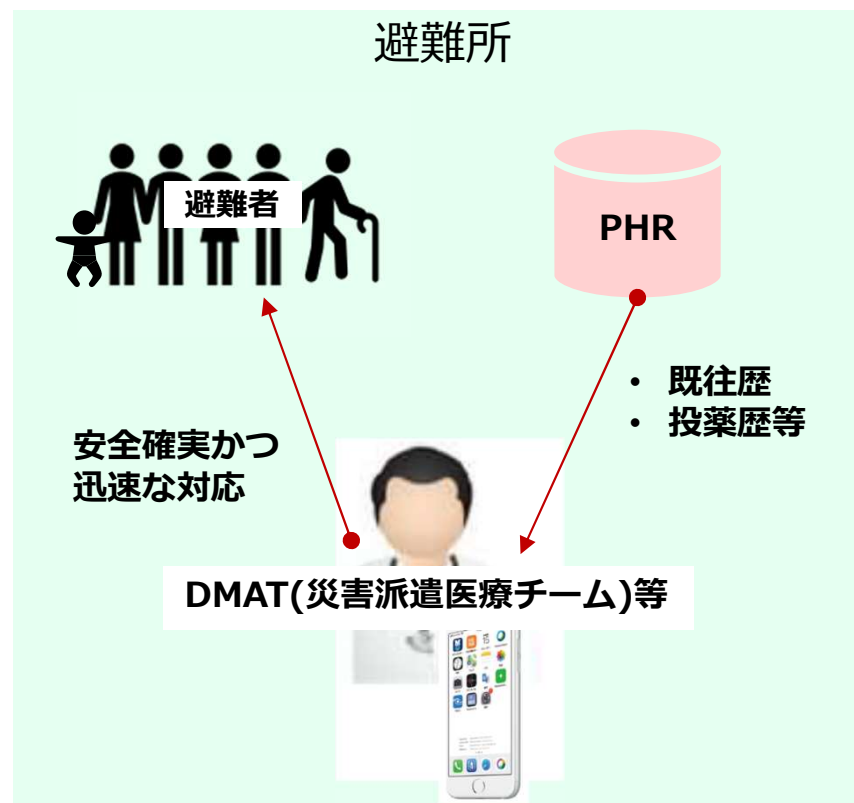
リアルハザードマップの構築

- ハザード情報のリアルタイム映像を共有できる仕組みの構築



避難所でのPHR活用

- 避難者等の既往歴、持病、服薬している薬等を把握し対応、処置を行う



防災分野

SIP4DとISUT

■ 防災情報のリアルタイム共有



<準公共・民間分野>

- R 3年度中に、①社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援するためのプログラムの創設について検討する。

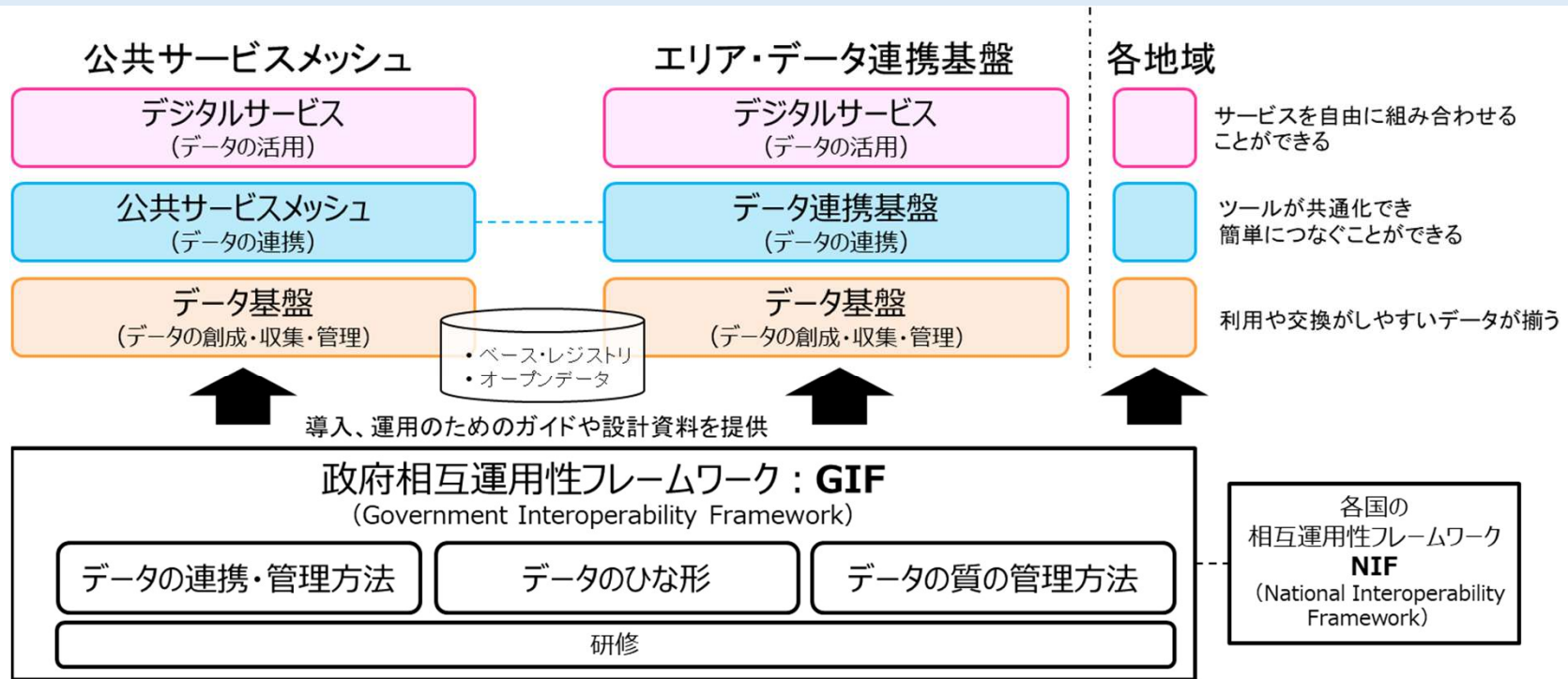
(デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとなるよう検討)

■準公共分野

健康・医療・介護	<ul style="list-style-type: none"> ● PHRの推進(生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み)、最適なサービス選択のための情報連携、レセプト情報の活用を図るほか、オンライン診療、効果的・着実なワクチン接種を推進する。
教育	<ul style="list-style-type: none"> ● GIGAスクール構想による1人1台端末環境を前提として、下記を「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進。 <ul style="list-style-type: none"> ① 教育現場における日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用 (教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けたロードマップの提示、児童生徒一人一人のIDについてマイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方の検討等) ② 教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用 (情報システムの対応方策や課題の整理、政策や実践の改善に資するエビデンスのプラットフォーム構築に向けた検討等)
防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時に、官民の様々な組織が統一的な状況把握のもとでの確に対応するため、SIP4Dについて、システムの役割や在り方を再度整理するとともに、避難から救援、復興支援に至るまで、組織を超えて関連情報を一元的に入手・管理し、データ連携を実現するためのプラットフォームを構築するなど、情報システムを平時から稼働させることも目指し、運用の定着化を図る。
モビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年に向けて、モビリティサービスと自動運転技術を融合させるべく、官民のモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームを構築する。また、「3次元空間ID」の整備について検討し、実空間に関する多様なデータ連携を推進。
農業・水産業 (スマートフードチェーン)	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業データ連携基盤(WAGRI)について、ニーズやデータ活用状況等の分析を行った上で、スマートフードチェーンなどの隣接領域との連携を検討。水産分野でもデータ利活用を推進するための環境整備を継続。 ● 農林水産省における共通申請サービス(eMAFF)の構築等に取り組む。
港湾 (港湾物流分野)	<ul style="list-style-type: none"> ● AI技術等を活用して我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、国際的なサプライチェーンの効率化等を図る観点から、港湾関連データ連携基盤「サイバーポート」の整備等を進める。
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ● 「国土交通データプラットフォーム」を中心に、関係府省庁、自治体、民間事業者が保有するインフラデータを連携させるデータ連携基盤(「連携型インフラデータプラットフォーム」)の構築を進める。

データの創成を進めるための国の支援

- デジタル庁は、デジタルガバメント推進標準ガイドラインのもと、みんなが利用しやすく、安心して使えるデータの設計が進むよう、**フレームワーク（GIF）を提供**。各エリアは、このフレームワークを使ってデータを整備することで、各地域は、拡張性が高く、連携が容易なデータを設計することができる。
- また、社会のデータを国全体で整備をする**ベース・レジストリを推進**するとともに、各自治体が進める**オープンデータの取組を支援**。これらを通じて、各地域における、多様で十分な量のデータの確保を支援する。



GIF（Government Interoperability Framework）により、相互のデータの連携を容易にす、多様なデータの確保

データのひな形の提供

- ・建物、施設、設備、イベント等のデータのデータ項目を定義

データの質の確保（最新で正確なデータを実現）

- ・データの最新性、網羅性、正確性等に関する基準を明確化しデータの質の改善をはかる仕組みを定義

ベースレジストリの推進（社会の基本データを国全体で整備）

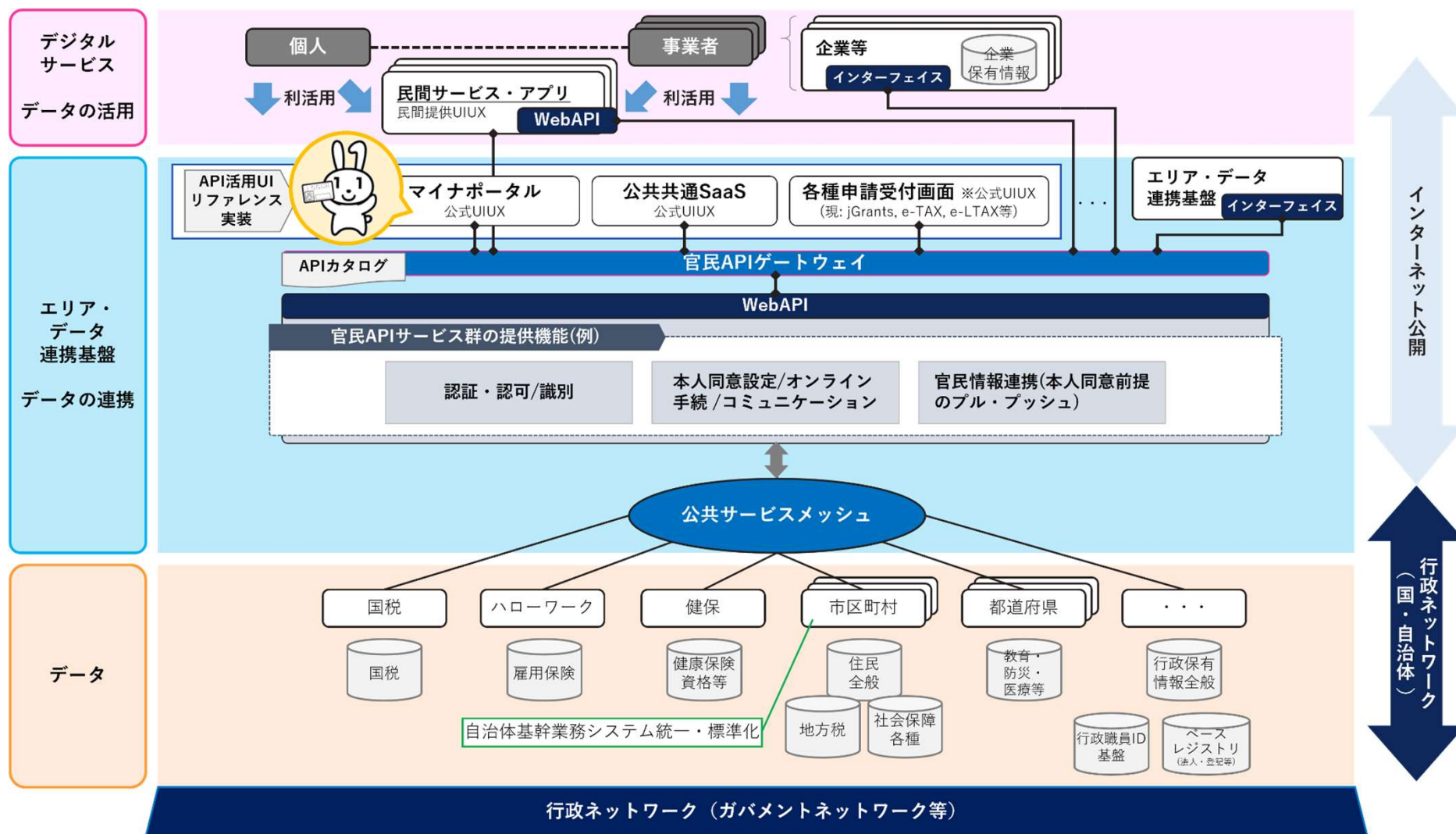
文字、法人、アドレス、公共施設、支援制度、イベント等

オープンデータの推進（各自治体が進める取り組みを国が支援）

医療機関、避難場所、公衆トイレ等

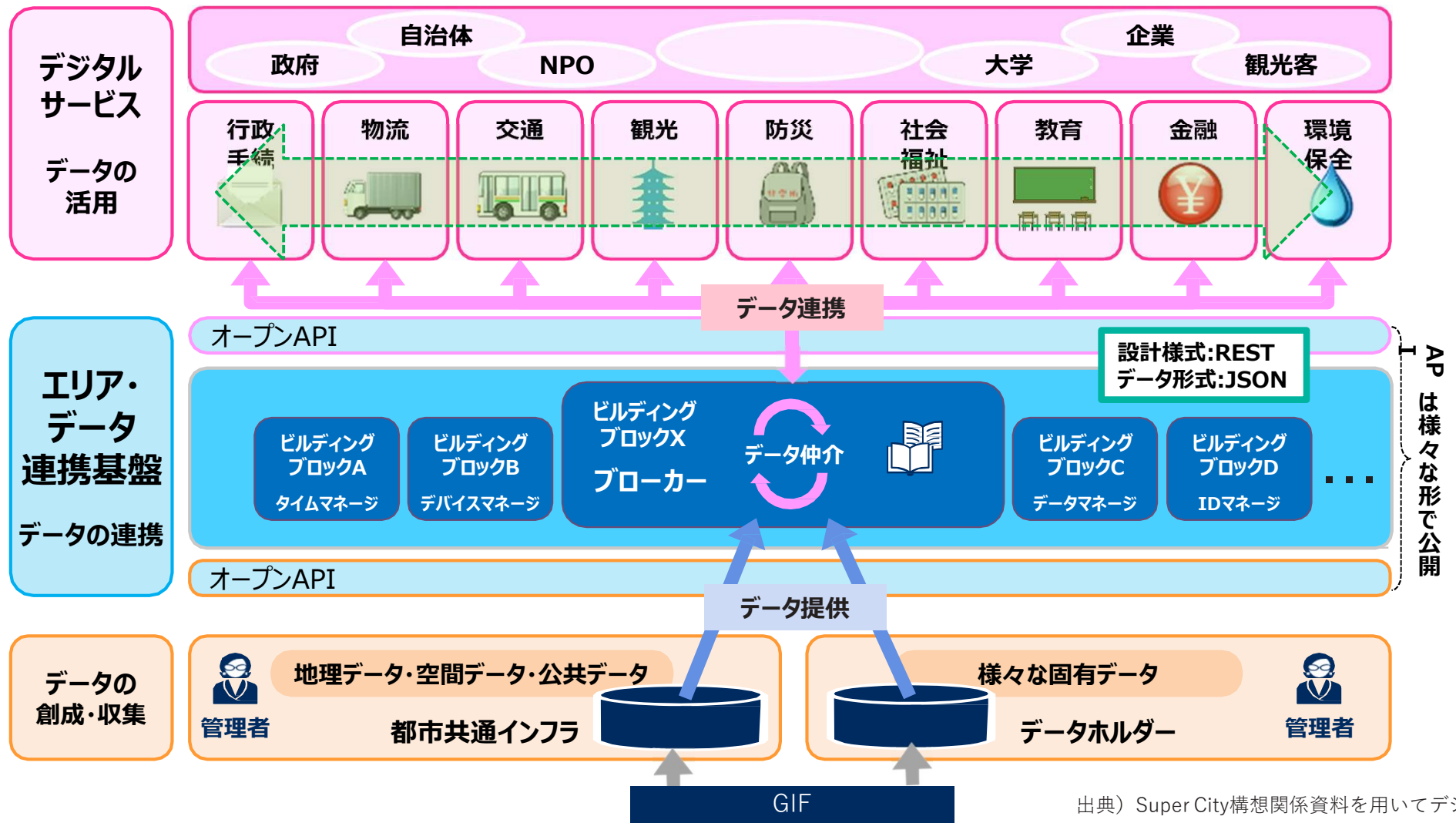
公共サービスメッシュの整備

- デジタル庁のトータルデザインに基づき、公共サービスメッシュのアーキテクチャを設計、その構築を進める。
- 国・自治体間のデータ連携を促し行政事務の効率化を図るとともに、官民APIゲートウェイを介して、各地域のデータ連携基盤とも接続し様々なサービスを支える。例えば、マイナンバーカードを活用した本人確認、接種証明などのサービスの提供、マイナポータルを介した検診データ、薬のデータなどのデータの提供など。



各地域のデータ連携基盤の整備

- デジタル庁は、政府が整備を進めてきたスマートシティのアーキテクチャに基づき、データ連携基盤のコアとなる部品、データ仲介機能（ブローカー）を令和3年度内に開発。関係企業・団体が共同で普及管理団体を設立し、その無償提供と活用に関する助言を進めることで、各地域による一元的なデータ連携基盤の構築を支援。
- これにより、どのようなサービス連携が生まれるかは参考資料1を、ブローカー詳細については参考資料2を参照。



Ⅲ. デジタル化の障害を取り除く

- ① デジタル臨調（デジタル原則と一括法）
- ② 規制改革（①スタートアップ②人への投資③医療感染症対策③地域産業活性化）
- ③ 個人情報保護法（2000個問題解消で繋げるガイドライン）

構造改革のためのデジタル原則を踏まえ制度・規制を見直す考え方

既存の規制

現場で人の目に頼る規制

定期的に点検・確認を求める規制

人が常にいること等を求める規制

公的な証明書・講習・閲覧に
対面・書面を求める
規制

一律の規制、データ連携
が困難なルール

オンラインで申請できない
又は利用しにくい行政
手続

技術の進歩

- カメラ等を含む高精度で安価・大量のセンサー
- ドローンや空飛ぶクルマといった次世代空モビリティ
- IC・メモリーの進歩
- クラウドサービス利用等によるビッグデータの高速処理
- あらゆるモノがネットワークとつながるIoTの進展
- AIの高度化
- 超高速通信（5G、Beyond 5G）の実現

先行している規制見直し

施設維持・保守でセンサー等を活用、
監査を遠隔地から実施

カメラ・センサー・AI等により
点検・確認等を実施

オンラインを通じて離れた場所から
でも仕事が可能

オンラインなどを活用し、紙、
対面、訪問を見直し

データを活用したゴールベース・
リスクベース、API連携

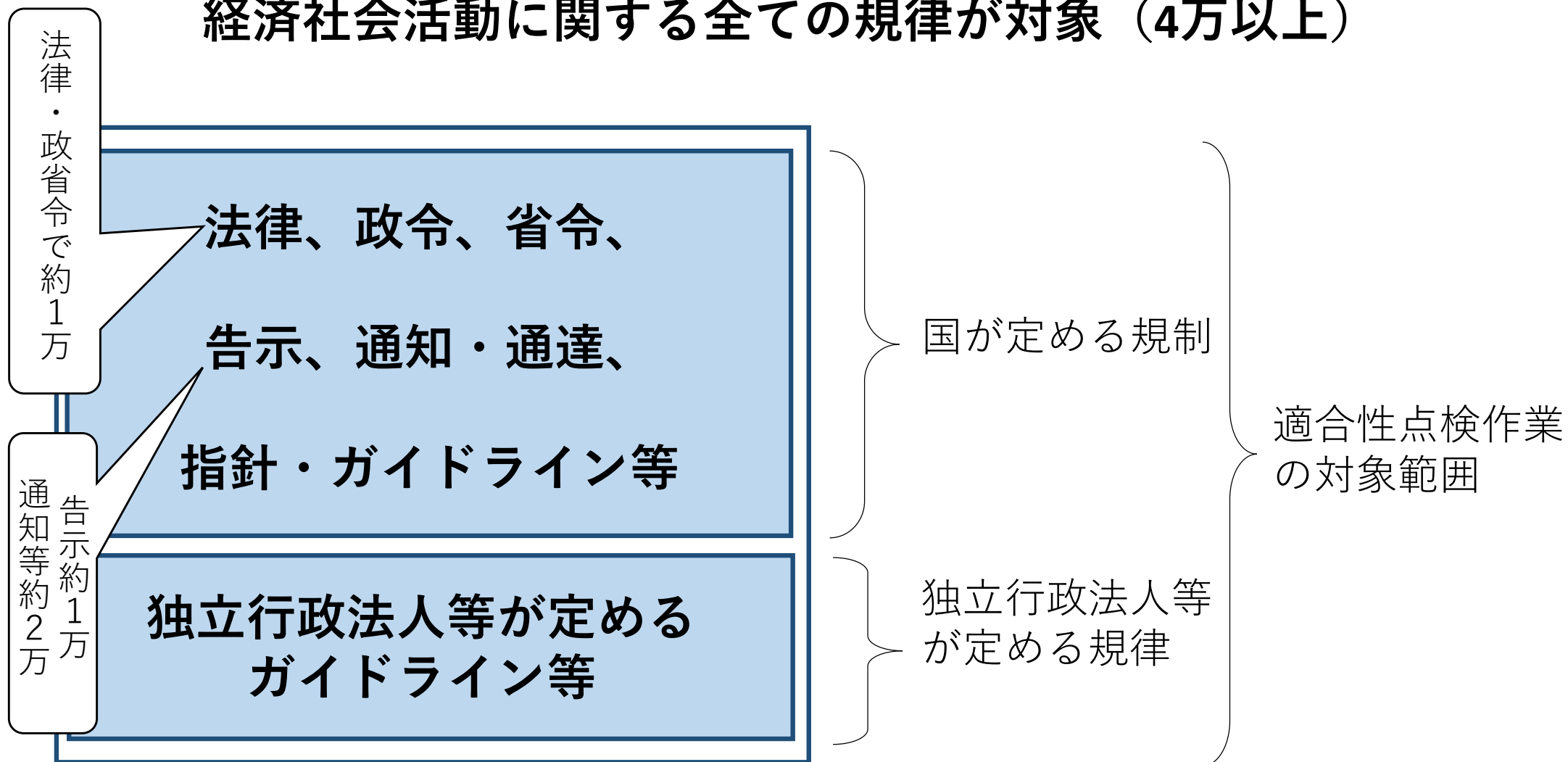
オンライン利用率を成果指標にし、
継続的なサービス改善実施

（法律・政令・省令で約5千条項に該当あり）
約4万以上の法令・通知通達等を点検

約2万2千手続を
対象に推進

構造改革のためのデジタル原則への適合性の点検対象の規律の範囲

経済社会活動に関する全ての規律が対象（4万以上）



※上記を踏まえ、地方公共団体の取組を後押し
(例：国の見直し結果等の情報提供や地方公共団体での先進的な取組事例を紹介等)

規制改革推進会議の取組について

- 規制改革推進会議では、昨年12月にワーキング・グループ（WG）を改組して以降、各重点分野における規制改革について活発な審議を行うとともに、新たに位置づけた「ファストトラック・プロセス」を活用し、できるものから速やかに規制改革を実現。
- また、資格要件の在り方や「ローカルルール」の見直し、世界最高水準のスタートアップ・フレンドリーな制度整備に向けた新たな検討。引き続き、「人への投資」と「経済成長」を実現する規制改革を推進し、5～6月を目途に「啓申」を取りまとめる。

4つの重点分野とデジタル基盤	スタートアップ・イノベーション	◆ 《各重点分野における改革の方向性》 新技術活用による高付加価値の製品・サービスの展開、新事業の創出や起業促進を図る	《現在までの主な審議事項例》 〔 デジタル証券を売買できるセカンダリー市場の整備 デジタル時代における放送制度の在り方 法人設立時の手続簡素化・ワストップ化 ※1 〕
	「人」への投資	◆ イノベーション人材の育成、労働制度の見直し、子育て環境の整備、個に応じた学びを実現	〔 イノベーションを促進する高等教育、高校情報科教育 人的投資の充実につなげるリカレント教育の促進 〕
	医療・介護・感染症対策	◆ 利用者本位・患者本位の医療・介護制度を構築するため、医療DX、介護DXを推進	〔 オンライン診療 服薬指導のコロナ特例措置の恒久化 ICT等による介護施設の人員配置基準の特例的柔軟化 〕
	地域産業活性化	◆ 農林水産の成長産業化や所得向上、地方経済を担う中小企業等の活性化・生産性向上を図る	〔 水産業の成長産業化のための独禁法違反根絶 適切な資源管理に向けた改正漁業法等の運用 過疎地等における水インフラの課題※2 〕

『規制改革実施計画』—主な実施事項について

I. 分野ごとの取組

<スタートアップ・イノベーション>

スタートアップに関する規制・制度見直し

- 公証人による定款認証について、実態調査を行った上で、デジタル原則を踏まえて、起業家の負担軽減策を検討し、措置。【令和4年度調査、令和5年度検討、令和6年度措置】

デジタル時代の電波・放送制度等

- 電波の有効利用に資する携帯電話用周波数の割当方式を検討。【令和4年結論】
- 簡素で一元的な権利処理が可能となるような著作権制度を、デジタルで一元的に完結する形を目指して実現。【令和4年度内に法案提出等】

高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設（全国展開）

- 「高度人材ポイント制」の特例措置を全国展開。【令和4年度措置】（国家戦略特区）

<医療・介護・感染症対策>

在宅での受診・健康管理等（医療DXの基盤整備等）

- オンライン診療等により自宅で受診・健康管理から薬剤・医薬品受取までを可能とし、さらに、デジタルに明るくない高齢者等の（自宅以外の）身近な場所でのオンライン診療受診について検討。【令和4年度結論等】
- 一般用医薬品のコンビニ等における販売に関する要件緩和。（登録販売者が店舗管理者となるための必要経年数の短縮等）【令和4年度措置等】

医療・介護職の専門能力の最大発揮

- 介護施設の入居者に対するケアの質の確保を前提に、介護職員の負担軽減・処遇改善を図るための、介護き有料老人ホーム等における人員配置基準の特例的な柔軟化。【遅くとも令和5年度結論・措置】
- 対人業務の強化のため調剤業務の一部外部委託を可能とする方向で技術的検討。【令和4年度結論等】

先端的な医薬品・医療機器の開発促進

- 機械学習を行うプログラム医療機器（SaMD）のアップデート時の審査の省略・簡略化。【令和4年度結論】

<地域産業活性化>

民泊推進に向けた取組

- 所定の講習の受講修了者も新たに認めるなど、住宅宿泊管理業の担い手拡大のための具体的な方策を検討。【令和4年度結論、令和5年度措置】

改正漁業法の制度運用（資源管理）

- 漁獲可能量（TAC）により管理を行う魚種のうち、国際的に資源管理の強化が求められるものについて、違法に採捕された漁獲物の市場流通防止策を検討・措置。【令和7年度までに措置】

II. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

- 4万以上ある法令・通達等のうち、約5,000あるアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪問覧・縦覧規制）について、デジタル原則への適合性を点検し、見直しを実施する。

- 行政手続の原則オンライン化（全体の約98%で実現・方針決定済）を受け、更に以下の取組を実施。

- ✓ 失業認定関連手続について1年を目途に結論を得るほか、オンライン化が適当でないとしてされた約400の手続について、デジタル原則を踏まえオンライン化等を検討、年間手続件数1万件以上の手続は今後の方針を提示。
- ✓ 年間手続件数10万件以上の原則全ての手続（約400）を対象に、「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け、利用者目線でのサービス改善を横展開。

III. その他横断的な取組

資格要件の見直し（学歴等）

- 技術者等の資格受検の要件としての実務経験年数設定の必要性や、資格取得の要件として学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性に関する検討・必要な見直しを行う。

- ✓ 建設業における技術者
- ✓ 水道・下水道分野の技術者
- ✓ ダム水路主任技術者
- ✓ プログラム医療機器(SaMD)開発に係る製造管理及び品質管理等の責任者

<グリーン>

リチウムイオン蓄電池に係る消防法見直し

- 一定の容量以上の車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する施設に係る制限（床面積1,000m²以下・平屋建て等）について、欧米とイコールフットイングな火災安全対策とする方向での見直しを検討。【令和4年結論】
- JIS規格に適合するなど一定の安全性を有する規定容量以下の家庭用蓄電池設備を複数台隣接して設置する場合には、蓄電池間や建物からの離隔距離等が不要であることを明確化。【令和3年度下期措置】

電気保安規制の合理化

- 大規模な再エネ設備について、遠隔監視等のスマート保安技術の活用等を前提に、電気主任技術者の配置要件（2時間以内に到着が求められる者）を緩和し、電気主任技術者不足に対応。【令和4年上期措置等】

<「人」への投資>

- 免許状制度等による外部人材活用（特許情報の教員確保）に向けた取組の検討・実施。【令和4年度措置】

デジタル教育の促進

- 企業において職務に必要な能力・スキルの明確化を促すガイドラインを策定。【令和4年措置】
- ユーザーの学び・学び直しにつながるjob tag（職業情報提供サイト）の機能拡充を検討。【令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置】

子育て支援の促進

- 保育費の支払確保に向けて法制審議会において検討中の諸課題について検討を進める。その際、安全・安心な親子の交流の実施に関する課題を併せて検討すべきとの考え方に配慮。また、関連施策について関係府省が連携して協議する場を設置。

外部人材の活用による待機児童解消の促進

- 看護師等が保育士と合同で保育するなど一定の要件の下で、保育所等における配置基準を緩和。【令和4年度中期に措置】（国家戦略特区）

<デジタル基盤>

5G等の普及拡大

- ガイドラインにおける法解釈の明確化や申請手続に関する説明の拡充等。また、無線局の書面免許状備え付けを不要とするために必要な措置を実施。【前段：令和3年度下期措置。後段：令和4年度措置】

刑事手続のデジタル化

- 業務の負担軽減・迅速化等のため、刑事手続におけるデジタル技術の活用を検討。【令和5年度を視野に国会に法案提出】

ローカルルールの見直し

- 地方公共団体等の意見を聴きつつ、手続様式の標準化、法令解釈や運用の適正化・精緻化など必要な措置を講ずる。

- ✓ 介護分野の手続負担軽減（手続書類の共通化、デジタルによる一元的提出（法令上の措置））
- ✓ 農地転用許可制度における運用のばらつき解消
- ✓ 地方公共団体と事業者間の手続の標準化・デジタル化

※ローカルルール：事業者等の負担となる各種様式や法令の解釈・運用における地域ごとのばらつき

規制改革関連制度の連携

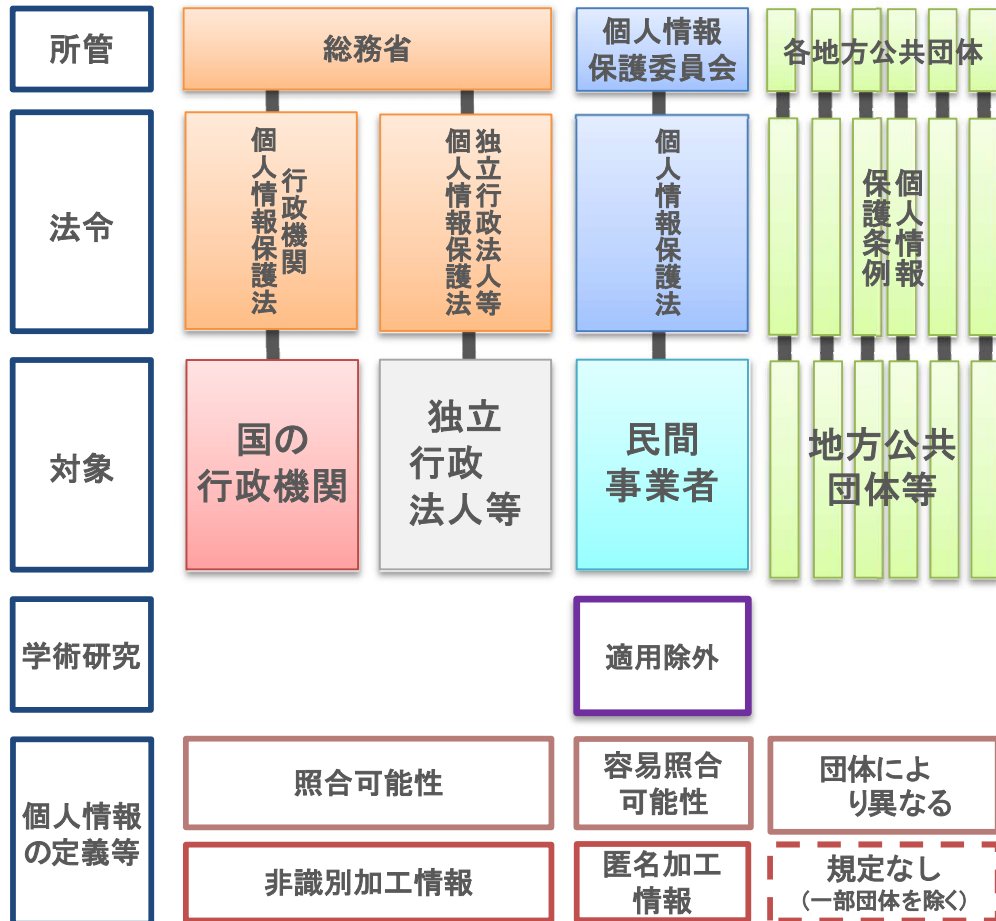
- 規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める。

- ✓ 好事例の横展開・情報共有
- ✓ 国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備（事務局体制の強化や周知広報の徹底等）

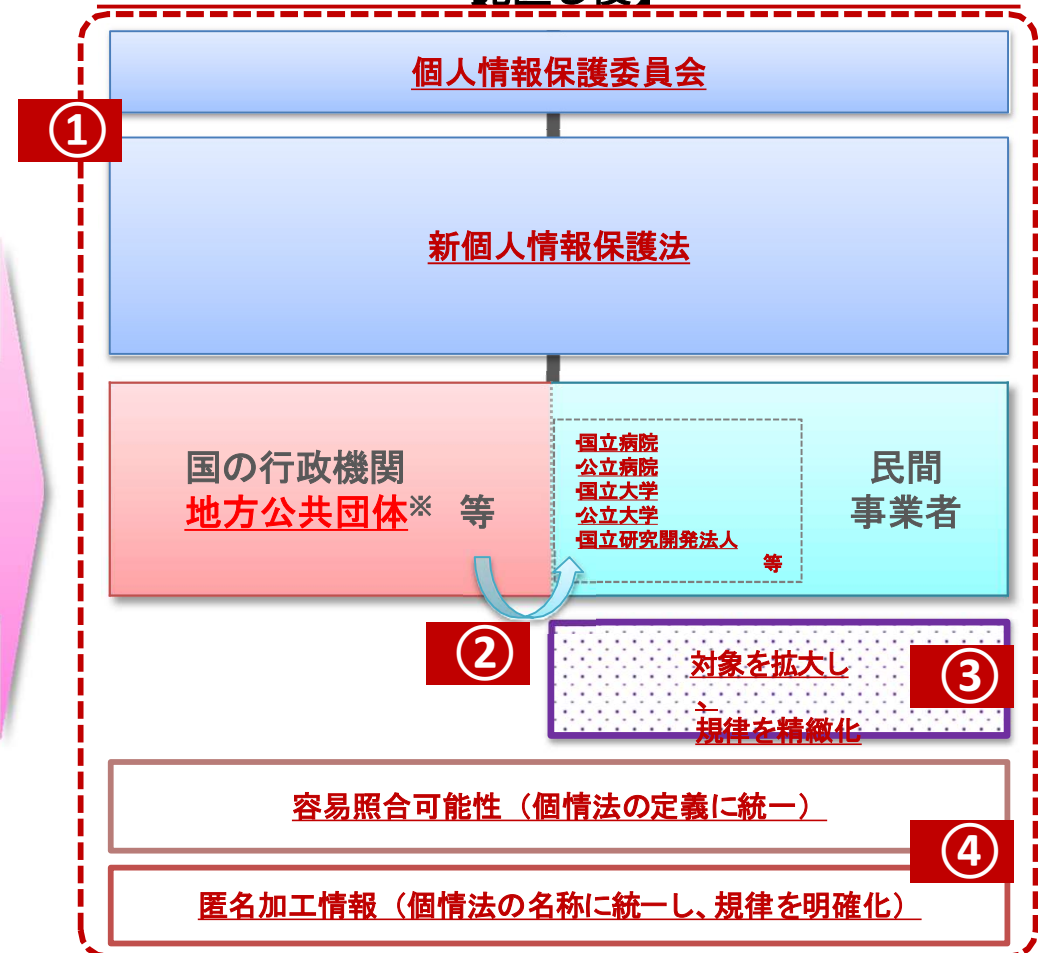
個人情報保護法の体系

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許

IV. デジタル化の展開

- ① デジタル田園都市国家構想
 - ・ 地域・地方への展開
 - ・ デジタル基盤（ハード・ソフト）の戦略
 - ・ 人材育成の戦略
- ② 自治体システムの展開
- ③ サイバーセキュリティ

IV. ①デジタル田園都市国家構想

デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像

- 「新しい資本主義」実現に向けた、成長戦略の最も重要な柱であり、**地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像を提示。**
- 産官学の連携の下、**地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、誰一人取り残されず全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現。**地域の個性を活かした**地方活性化**をはかり、地方から国全体への**ボトムアップの成長**を実現し、**持続可能な経済社会**を目指す。
- **国が積極的に共通基盤の整備**を行い、地方は**これらの効果的活用を前提にデジタル実装を進め、実情に即した多様なサービスを展開。**

施策の全体像

【総額 **5.7兆円**】

※R3補正予算、R4当初予算案における関連事業の合計額

(1) デジタル基盤の整備

5G、データセンターなどのデジタル基盤の整備を推進。国主導の下、共通ID基盤、データ連携基盤、ガバメントクラウド等を全国に実装。

【主要施策】

- ・5G等の早期展開
(**2023年度までに、人口カバー率を9割に引き上げる**)
- ・データセンター、海底ケーブル等の地方分散
(**十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備。**
「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」として、**3年程度**で日本を一周する**海底ケーブルを完成**)
- ・光ファイバのユニバーサルサービス化
(**2030年までに99.9%の世帯をカバー**)
- ・自治体システムの統一・標準化の推進 等

<デジタル田園都市が作る新たな生活空間>



行政機関間・官民連携用のデータ連携基盤
(国が主導して整備)

(3) 地方の課題を解決するためのデジタル実装

交通・農業・産業・医療・教育・防災などの各分野について、デジタルを活用して効果的に地域課題を解決するための取組を全国できめ細やかに支援。併せて、地域づくりを推進するハブとなる**経営人材を国内100地域**に展開。

【主要施策】

- ・地方創生関係交付金等による分野横断的な支援
(デジタルの実装に取り組む**地方公共団体：2024年度末までに1000団体**)
- ・構想を先導する地域への支援
(スマートシティ、スーパーシティ等)
- ・稼ぐ地域やしごとの創出への支援
(農林水産業、中小企業、観光等)
- ・地方へのひとの流れの強化への支援
(地方創生テレワーク、関係人口等)
- ・持続可能な暮らしやすい地域づくりへの支援
(教育、医療、防災等) 等



ICTオフィスを核とした「仕事の場の確保」
(福島県会津若松市)

(2) デジタル人材の育成・確保

地域で活躍するデジタル推進人材について、**2022年度末までに年間25万人、2024年度末までに年間45万人**育成できる体制を段階的に構築し、**2026年度までに230万人**確保。

【主要施策】

- ・デジタル人材育成基盤の構築・活用
- ・大学等における教育
- ・離職者等向けの支援 (職業訓練)
- ・先導的人材マッチング事業、プロフェッショナル人材事業の推進 等



(4) 誰一人取り残されないための取組

年齢、性別、地理的な制約等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

【主要施策】

- ・デジタル推進委員の制度整備
(**2022年度に全国1万人以上**でスタートし、**拡大**)
- ・デジタル分野での地域の実情に応じた女性活躍の推進 等



⇒デジタルが実装された目指すべき社会の実現に向けて、政策をフル活用して取組を一層加速化

データ連携基盤構築に向けた財政的支援

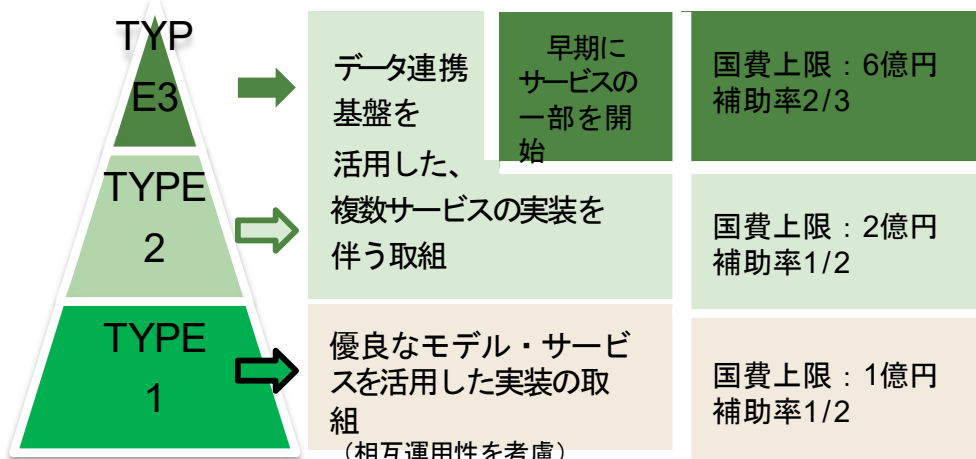
デジタル田園都市交付金のType2/3により、各自治体によるデータ連携基盤構築を財政的にも支援。

- Type1（スターター）：地域の個性を活かし、まずはデジタルの効果を実感できるサービスを地域・暮らしに実装する取り組み
- Type2（プレイヤー）：オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービスの連携にも取り組むもの
- Type3（リーダー）：Type2要件を満たし、かつ、サービスの一部を令和4年度の極力早期に実現できるもの

このうち、データ連携基盤のコアとなるデータ仲介機能の部品（ブローカー）は、無償で提供。

- 国は、希望する自治体・事業者に対して、データ仲介機能を持つ部品を、その普及管理のために設立する非営利民間法人から無償で提供。各地域は、これを活用し異なる方式の乱立を回避しながら、各地域の実情を踏まえたデータ連携基盤を開発（Type2/3のデジタル田園都市交付金事業の対象）。ただし、開発済みの基盤がある場合は、必要なAPIの公開を条件に、そのまま活用することも可能。

<TYPE別の内容>



※申請上限数：都道府県 9事業 市町村 5事業

○要件（TYPE共通）

- デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む
- コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係と連携し、事業を実行的、継続的に推進するための体制の確立

※TYPE 2・3については、官民および民間事業者間での相互連携性の確保など、デジタル原則への準拠を求める。

<対象事業の例>



<中長期的取組>

事例の採択・フォローアップや好事例の情報発信により、地域のデジタル実装を強力に支援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進。



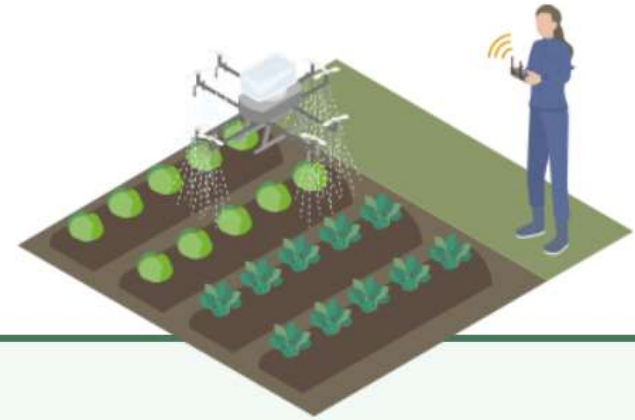
地域・地方への戦略

- 地方に仕事をつくる
- 人の流れをつくる
- 結婚・出産の希望をかなえる
- 魅力的な地方をつくる

地域・地方への戦略

地方に仕事をつくる

地方のイノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積を促し、自らの力で稼ぐ地域を作り出します。



主な施策

- スタートアップ・エコシステムの確立**
ベンチャー投資や社会的投資の拡充・強化、大学・高専等との連携等を推進します。
- 中小・中堅企業DX**
中小企業等のDXの伴走型支援、キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等を推進します。
- スマート農林水産業・食品産業**
農業機械等の遠隔操作、農作業の軽労化、食品産業との連携強化等を推進します。
- 観光DX**
観光アプリの活用、決済データを活用したマーケティングへの支援等を推進します。
- 地方大学を核としたイノベーション創出**
地方大学を核とした産官学連携、オープンイノベーションの促進等を推進します。

地域・地方への戦略

人の流れをつくる

都会から地方への人の流れを生み出し、地方から流出しようとする人を食い止め、にぎわいの創出や地域を支える担い手の確保を図ります。



主な施策

- ☑ **「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流**
地方創生に資するテレワークの推進、企業版ふるさと納税等を活用したサテライトオフィスの整備等を推進します。
- ☑ **関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進**
オンライン関係人口の創出・拡大、地方への移住・就業に対する支援、二地域居住等を推進します。
- ☑ **地方大学・高校の魅力向上**
地方大学の振興、地方へのサテライトキャンパスの設置、産学官の連携による地域産業の振興・雇用の創出、高校の機能強化等を推進します。
- ☑ **女性に選ばれる地域づくり**
女性活躍に向けた意識改革や働きかけ、女性の起業支援などの取組の横展開等を推進します。

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育てがしやすい地域づくり、若い女性を含め働きやすい環境づくりを進めます。



主な施策

☑ デジタル技術を活用した子育て支援等の推進

オンラインによる母子の健康相談、母子健康手帳アプリの拡大など、対面では手が届きにくい取組をデジタル技術の活用促進によって支援します。

☑ 結婚・出産・子育てへの支援

新生活への経済的支援を含む結婚支援、ライフステージに応じた総合的な少子化対策等を推進します。

☑ 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備

育児・介護休暇の取得促進等を推進します。

地域・地方への戦略

魅力的な地域をつくる

地方で暮らすことに対する不安を解消し、暮らしやすく、魅力あふれる地域づくりを進めます。



主な施策

- 質の高い教育、医療サービスの提供**
GIGAスクール・遠隔教育（教育DX）、遠隔医療の更なる活用等を推進します。
- 公共交通・物流・インフラ分野のDXによる地域活性化**
MasS・自動運転などの公共交通分野のデジタル化、ドローンを用いた物流サービス、インフラ分野のDX等を推進します。
- まちづくりDX**
3D都市モデル整備・活用、イノベーションを創発する魅力的な空間・拠点づくり等を推進します。
- 地域資源を活かした個性あふれる地域づくり**
中山間地域の活性化、脱炭素・エネルギーの地産地消、デジタルの活用による文化・芸術・スポーツ等の振興を推進します。
- 防災・減災、国土強靱化等による安心・安全な地域づくり**
デジタルの活用による防災・減災対策を推進します。
- 地域コミュニティ機能の維持・強化**
デジタルの活用による高齢者の見守り、社会教育施設の活用促進など、地域コミュニティを補完する取組を推進します。

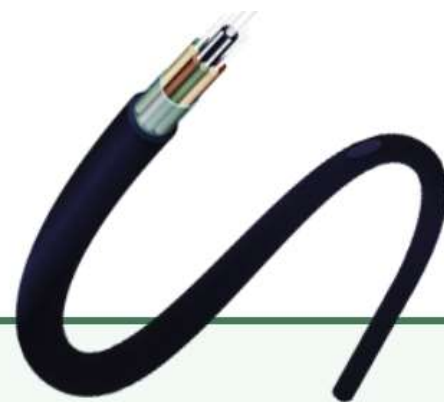
デジタル基盤（ハード・ソフト）の戦略

- デジタルインフラの整備
- マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- データ連携基盤の構築
- 公共交通ネットワークの整備
- エネルギーインフラのデジタル化

デジタル基盤（ハード・ソフト）の戦略

デジタルインフラの整備

総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、光ファイバ、5G等の通信インフラの整備を地方ニーズに即してスピード感をもって推進します。



主な施策

- ☑ **光ファイバ**
不採算地域や条件不利地域等を含め、全国的な光ファイバ網の整備を推進します。
- ☑ **データセンター／海底ケーブル等**
地方データセンター拠点や日本周回ケーブルの整備、陸揚局の地方分散等を推進します。
- ☑ **5G**
新たな周波数割当て、基地局開設の責務の創設など5G網の整備を推進します。
- ☑ **Beyond 5G**
通信インフラの超高速化・省電力化等を実現する技術の研究開発を加速します。

デジタル基盤（ハード・ソフト）の戦略

マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、マイナンバーカードの普及推進、利活用拡大を図ります。



主な施策

- マイナンバーカードの利活用拡大**
健康保険証としての利用の推進、公金受取口座の登録、運転免許証や在留カードとの一体化等を進めます。
- オンライン市役所サービス**
引越手続のワンストップ化、子育て・介護等の31手続のオンライン化、行政機関から各市民への的確な情報提供の仕組みの構築等を進めます。
- 市民カード化**
図書館カード、市町村の施設の利用証など生活の様々な局面での活用を進めます。
- 本人確認機能の民間ビジネス等での利用**
マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマホ搭載等を進めます。

デジタル基盤（ハード・ソフト）の戦略

データ連携基盤の構築

国・地方間、地方・準公共・企業間などのサービス利活用を促進するため、データ連携基盤の構築、産業活動に関わるソフトインフラの構築を進めます。

主な施策

☑ 公共・準公共領域

情報連携基盤としての公共サービスメッシュの設計の検討、データ連携基盤のコア部品にあたるデータ仲介機能の提供等を推進します。

☑ 産業領域

グローバルサプライチェーンにおけるデータの共有・連携、相互連携に必要となるシステム全体のアーキテクチャ設計や技術開発、スマートホームやスマートビルのアーキテクチャ設計等を推進します。



デジタル基盤（ハード・ソフト）の戦略

ICTの活用による持続可能性と利便性の高い 公共交通ネットワークの整備

ICTを活用し、持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークの再構築を図ります。また、三大都市圏間等のアクセスの利便性を高める高速かつ安定的な交通インフラとして、最先端のデジタル技術を活用したリニア中央新幹線の早期整備を促進します。



主な施策

☑ 新たな協議の場の設定等

国が中心となり、沿線自治体と鉄道事業者を含む新たな協議の枠組みを創設し、実証事業の活用しつつ必要な対策を促進します。

☑ 公共交通ネットワークの再構築

保守等のDXの推進、新技術の活用、輸送モード間の連携、新たな輸送モードの導入等による公共交通ネットワークの再構築を進めます。

☑ 実効性のある新たな支援策の検討

最新技術の実装を進めつつ、公共交通機関の運行委託等に対する長期安定的な支援の実施等を検討します。

☑ リニア中央新幹線の早期整備

最先端のデジタル技術を活用したリニア中央新幹線の早期整備を促進します。

デジタル基盤（ハード・ソフト）の戦略

エネルギーインフラのデジタル化

再生可能エネルギーの最大限導入、電力の安定供給等を進めていくため、送配電インフラの増強やデジタル化による運用の高度化を推進します。



主な施策

☑ 送電網の増強

データセンターなど需要サイドの見通しを織り込んだ送電網の増強の計画的な実施を推進します。

☑ 送電線容量の効率的な利用

ダイナミックレイティング技術等の導入、順次拡大を通じた送電線容量の効率的な利用を推進します。

☑ 地域配電網の運用高度化

次世代スマートメーターの導入、分散型エネルギーリソースを活用したフレキシビリティ技術の早期実証等を通じた地域配電網の運用高度化を推進します。

人材育成の戦略

- デジタル人材の不足数と5年間の育成計画
- デジタル人材育成プラットフォームの構築
- 職業訓練のデジタル分野の重点化
- 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- デジタル人材の地域への還流促進

人材育成の戦略

<経団連アンケート結果>

- 各デジタル人材の確保数、不足数（3年後の不足人数見通し）は以下の通り。

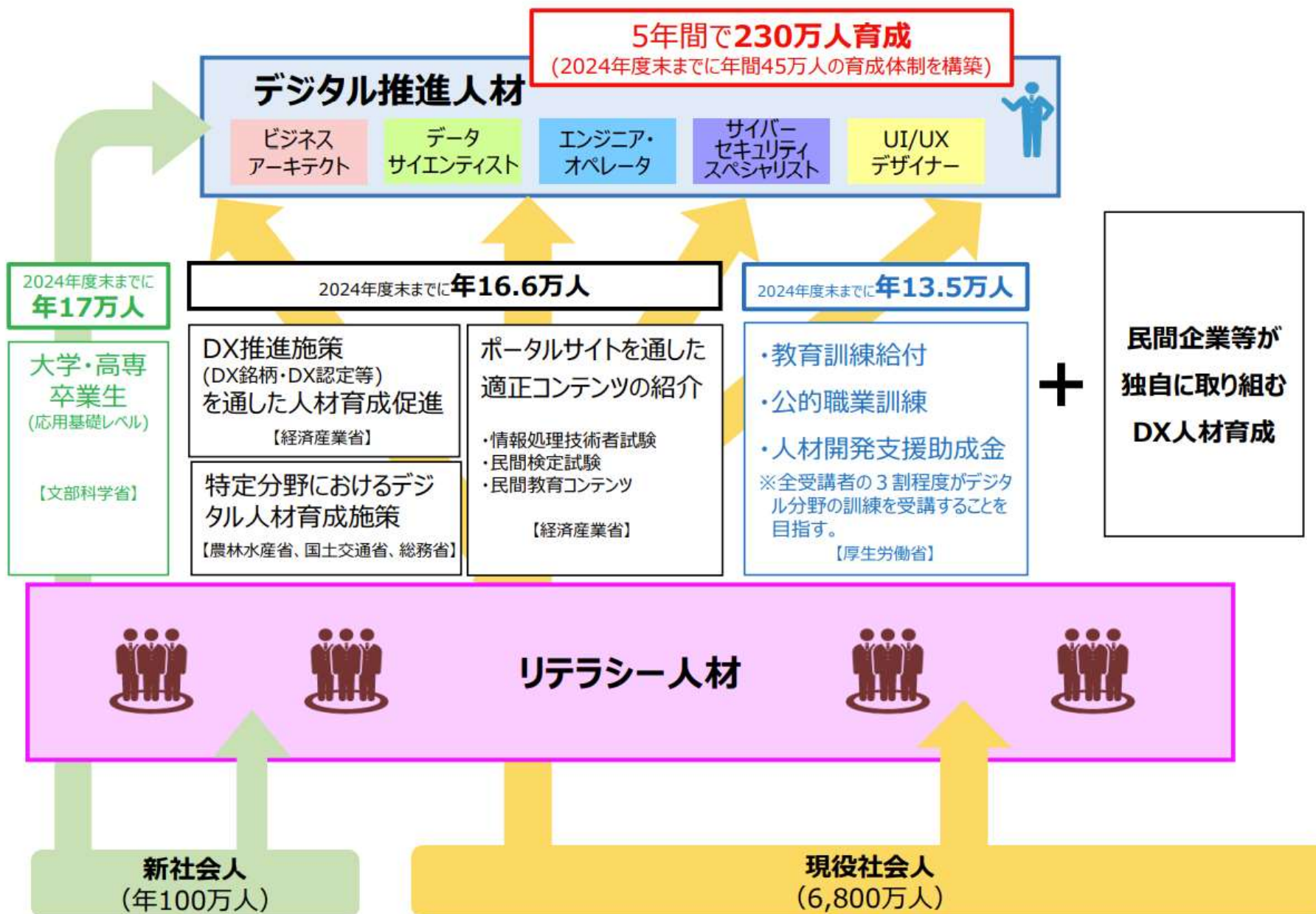
	確保数	不足数	倍率	経団連全社ベースでの仮試算不足数*
アーキテクト	4,258人	4,331人	約2倍	33,623人
データサイエンティスト	4,538人	4,468人	約2倍	34,687人
エンジニア	50,630人	13,642人	約3割増	105,909人
オペレータ	10,178人	3,580人	約3割増	27,793人
サイバーセキュリティ	2,797人	4,424人	約2.5倍	34,345人
合計	72,401人	30,445人	—	236,357人

※本調査の回答数186社に対して、経団連の加盟企業数1,444社で、各不足数を割り戻したもの

- デジタルに関する人材育成投資を増やしている企業が124社（67%）、人材確保投資を増やしている企業が103社（55%）※複数回答

人材育成の戦略

5年間で230万人のデジタル関連人材育成計画



デジタル人材育成プラットフォームの構築

デジタルに関するスキル標準を設定し、幅広い教育コンテンツを提供します。また、地方の起業・産業におけるDXに必要なデジタル人材の育成・確保を支援します。



主な施策

デジタルスキル標準の設定

全ビジネスパーソン向け共通に求められる学びの指針となる「DXリテラシー標準」等を作成します。

デジタルスキル標準に紐づける形での教育コンテンツの整備

民間事業者や大学等が提供する様々な教育コンテンツを提示します。

地方におけるDX促進活動支援

地域の企業・産業のDXに必要なデジタル人材を育成・確保するため、実践的な学びの場等を提供します。

職業訓練のデジタル分野の重点化

労働市場におけるデジタル人材の育成・確保を進めるため、職業訓練におけるデジタル分野の重点化を推進します。



主な施策

公共職業訓練、求職者支援訓練、教育訓練給付におけるデジタル分野の重点化
IT分野の資格取得を目指す訓練コース等の充実を図ります。

人材開発支援助成金の拡充

IT技術の知識・技能の習得訓練への支援を拡充し、デジタル人材の育成を推進します。

3年間で4000億円規模の施策パッケージの創設による人材育成等の推進

人材開発支援助成金や教育訓練給付とも連携し、企業や労働者のニーズに合ったデジタル人材の育成・確保を推進します。

高等教育機関等におけるデジタル人材の育成

デジタル人材を地方の高等教育機関等から継続的に排出する体制を構築します。



主な施策

数理・データサイエンス・AI教育の推進

全国の大学等による「数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム」を形成し、各地域の数理・データサイエンス・AI教育等を促進します。

リカレント教育の推進

大学・専門学校等が自治体や企業等と連携し、リテラシーレベルの能力取得・リスキング等を実施します。

デジタル人材の地域への還流促進

デジタル人材が都市部に偏在することがないよう「デジタル人材地域環流戦略パッケージ」として、デジタル分野等の人材マッチングの支援や、地方公共団体によるUIJターン者への就業・起業の支援などにより、地方への人材還流を促進します。



主な施策

地域企業への人材マッチング支援

プロフェッショナル人材戦略拠点と、地域金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構が緊密に連携して行う取組を強化するとともに、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携し人材マッチングを支援します。

地方公共団体への人材派遣

地域課題解決において中核的な役割を担う地方公共団体に対するスキルの高い外部人材の派遣を促進します。

起業支援・移住支援等

デジタル等を活用した地域の社会的課題の解決を目指す起業等を支援します。

デジタル田園都市国家構想地方への デジタル実装の具体的展開

デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像

【基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進。

- デジタル田園都市国家構想は「**新しい資本主義**」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会**、いわば「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、**地方から全国へとポトムアップの成長**を推進する。
- 国は、基本方針を通じて、**構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援**。特に、データ連携基盤の構築など**国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む**。地方は、**自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進**。

【取組方針】

★解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
※出生率 1.45(2015年)→1.33(2020年)
※生産年齢人口 7,667万人(2016年)
→7,450万人(2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中
※東京圏転入超過数 80,441人(2021年)
- ・地域産業の空洞化
※都道府県別労働生産性格差
最大1.5倍(2018年)

デジタル実装を通じて、**地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進**

等

➢ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決 (2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進（2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置）、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる
GIGAスクール・遠隔教育（教育DX）、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援（地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる**経営人材を国内100地域に展開**）等

➢ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

2030年度末までの5Gの人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本周回海底ケーブル（デジタル田園都市スーパーハイウェイ）を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。

- ①デジタルインフラの整備
- ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- ③データ連携基盤の構築
- ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- ⑤エネルギーインフラのデジタル化

➢ デジタル人材の育成・確保

デジタル推進人材について、**2026年度末までに230万人育成**。「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。

「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。

- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ②職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④デジタル人材の地域への還流促進

➢ 誰一人取り残されないための取組

2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

- ①デジタル推進委員の展開
- ②デジタル共生社会の実現
- ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
- ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

（構想の実現に向けた地域ビジョンの提示） 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



スマートシティ・スーパーシティ



「デジ活」中山間地域



産学官協創都市



SDGs未来都市



脱炭素先行地域



MaaS実装地域

【今後の進め方】

○デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定（まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂）

- ・国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めた**まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し**、構想の中長期的な基本的方向を提示する**デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定**。
- ・地方公共団体は、**新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し**、具体的な取組を推進。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。

デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプ^① の概要

＜令和3年度補正一般会計 20,000百万円の内数＞

目的

- デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援。

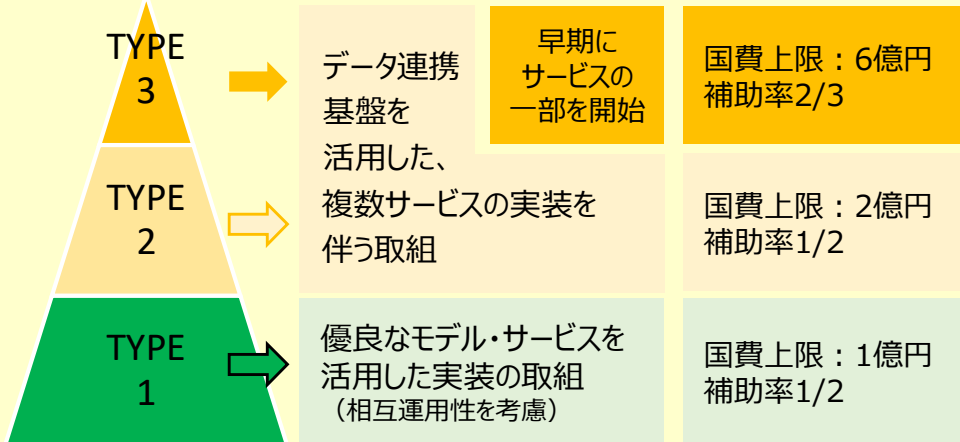
概要

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、

- データ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う取組（TYPE 2・3）
- 他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組（TYPE1）

を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を支援。

＜TYPE別の内容＞



※申請上限数：都道府県 9事業 市町村 5事業

○要件（TYPE共通）

- デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む
- コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係と連携し、事業を実行的、継続的に推進するための体制の確立

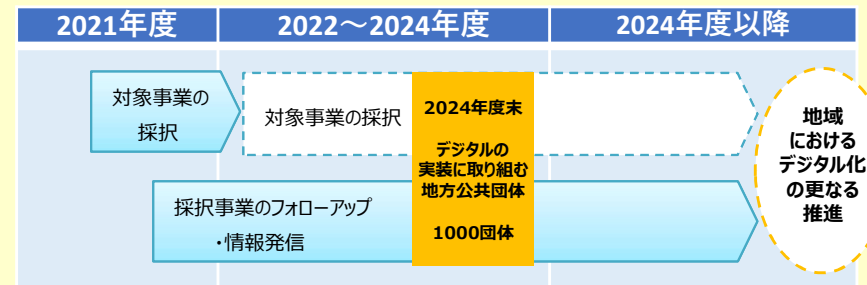
※TYPE 2・3については、官民および民間事業者間での相互連携性の確保など、デジタル原則への準拠を求める。

＜対象事業の例＞



＜中長期的取組＞

事例の採択・フォローアップや好事例の情報発信により、地域のデジタル実装を強力に支援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進。



効果

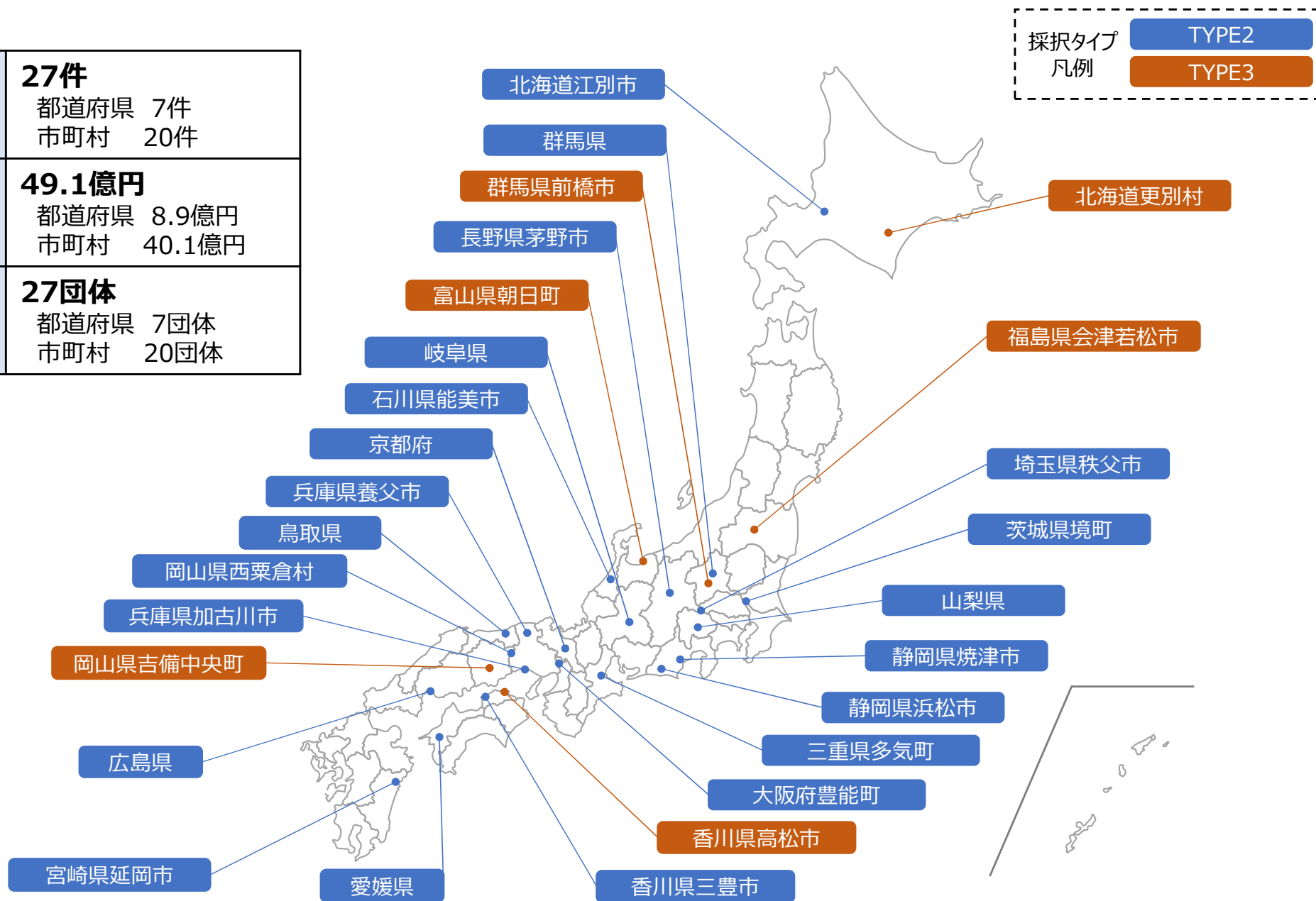
意欲ある地域における地域の課題解決や魅力向上に向けた先導的なデジタル実装の取組を支援し、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現することにより、デジタル田園都市国家構想を推進。デジタルの実装に取り組む地方公共団体：1000団体（2024年度末）を目指す。

デジタル実装タイプ（TYPE2/3）の採択結果 <サマリ>

- デジタル実装タイプ（TYPE2/3）はデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う取組を行う地方公共団体の取組を支援
- 採択事業件数（団体数）は27件（団体）、採択金額（国費）は約49億円

<採択結果>

採択事業件数	27件 都道府県 7件 市町村 20件
採択金額 (国費)	49.1億円 都道府県 8.9億円 市町村 40.1億円
採択団体数	27団体 都道府県 7団体 市町村 20団体



デジタル実装タイプ（TYPE2/3）の採択結果 <タイプ別・カテゴリ別>

- デジタル実装タイプ（TYPE2/3）はデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う取組を行う地方公共団体の取組を支援
- 採択事業件数（団体数）は27件（団体）、採択金額（国費）は約49億円

<タイプ別採択結果>

採択タイプ	TYPE2	TYPE3	TYPE2/3合計
採択事業件数	21件 都道府県 7件 市町村 14件	6件 都道府県 0件 市町村 6件	27件 都道府県 7件 市町村 20件
採択金額（国費）	26.8億円 都道府県 8.9億円 市町村 17.9億円	22.3億円 都道府県 0.0億円 市町村 22.3億円	49.1億円 都道府県 8.9億円 市町村 40.1億円

<カテゴリ別採択結果>

カテゴリ	説明	代表例	TYPE2	TYPE3	合計
多分野サービス型	大学や事業者のネットワークを核に、先端産業の誘致や技術実証を実施。多分野にわたるサービスを提供し、その相乗効果を追求する、 <u>総合的なスマートシティ</u> の取組。	福島県会津若松市、群馬県前橋市など	1	3	4
包括的サービス型	市民を巻き込み、暮らしを支える様々なサービスを、月額定額で一括提供する、 <u>ベーシックインフラ・サービス</u> に挑戦。インキュベーションの仕組み作りも。	北海道更別村、香川県三豊市	1	1	2
シビックテック・エコシステム型	市の <u>認定VCなどがスタートアップを支援</u> 。 <u>シビックテック</u> を積極的に採用。	静岡県浜松市	1	0	1
技術工夫型	地理空間データやAI搭載カメラなど、 <u>先進的な基盤を整備</u> し、サービスへの実装を展開。	香川県高松市、広島県など	3	1	4
特定分野リード型	医療、モビリティ、行政DXなど <u>特定分野を深掘りしつつ、他分野との相乗効果</u> を追求。	長野県茅野市、岡山県吉備中央町、茨城県境町など	13	1	14
広域連携型	<u>複数自治体間で積極的にサービスメニューを共有</u> し、生活経済圏を構築。	三重県多気町、埼玉県秩父市	2	0	2

- デジタル田園都市国家構想推進交付金の採択結果は、
 計**531団体**（デジタル実装タイプ（TYPE2/3）：27団体）で、
 事業件数は計**843件**、交付対象事業費は計**379億円**、国費ベースで計**200億円**。

	団体数	事業件数	交付対象事業費 (億円)	国費ベース (億円)
全体計	531	843	379	200
デジタル実装タイプ (TYPE 2/3)	27	27	87	49
デジタル実装タイプ (TYPE 1)	403	705	244	122
地方創生テレワーク タイプ	101	111	48	30

(※) 記載の採択額は数値を四捨五入しているため、合計した数値計が全体欄の数値と合わない場合がある。以後の頁も同様。

(※) デジタル実装タイプ（TYPE 1）、地方創生テレワークタイプも採択実績（交付決定時の辞退分を含む）

IV. ②自治体システムの展開

自治体システムの構築プロセス

共通事項の整備事項

① データ要件・連携要件の標準

制度所管府省庁等と協力して、基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準について作成しています。

② 非機能要件の標準

総務省と協力して、基幹業務システムに共通する事項である非機能要件の標準（標準非機能要件）を作成しています。

③ ガバメントクラウドの活用について

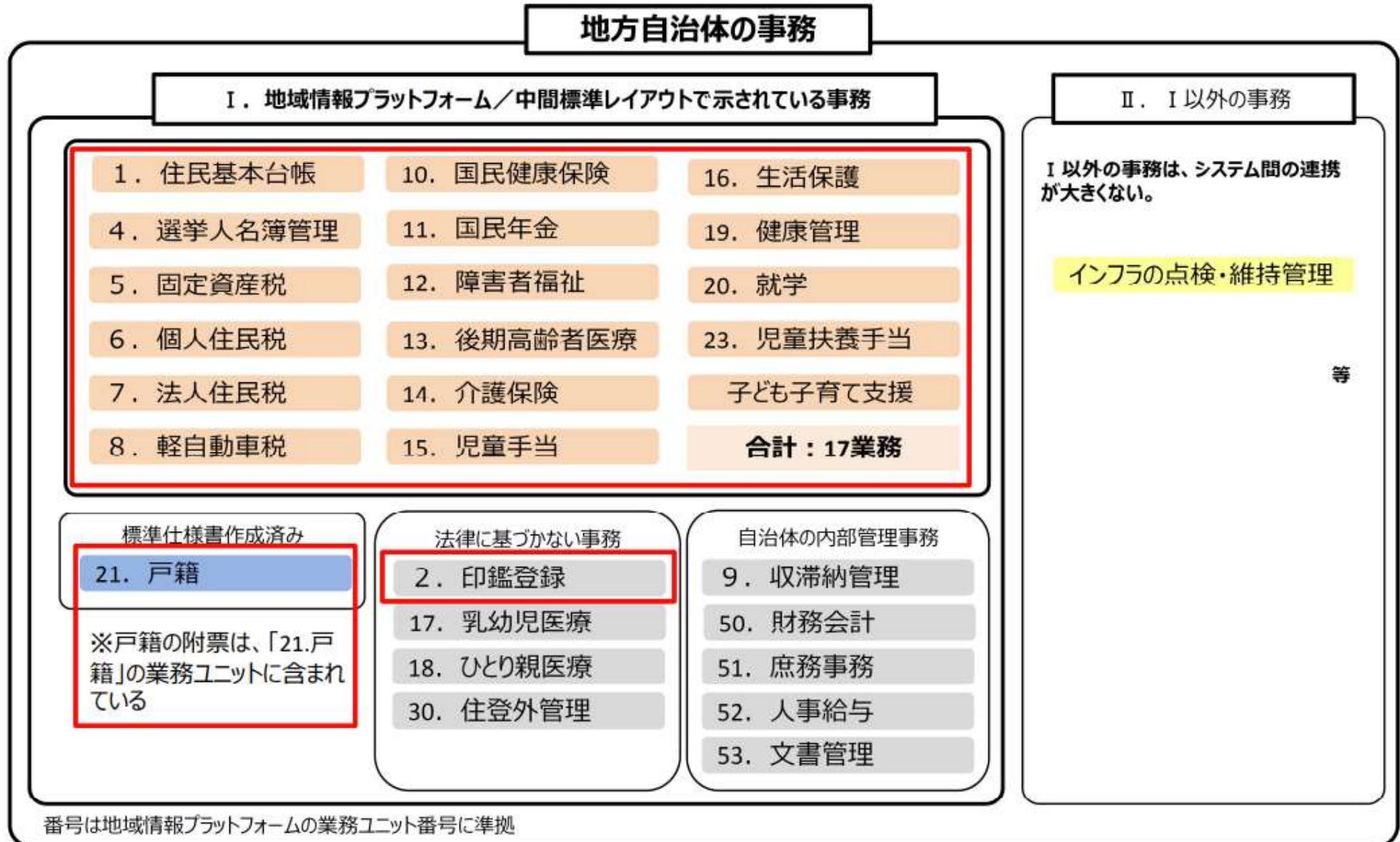
地方公共団体がガバメントクラウドを活用できるよう検討を進めています。

④ 共通機能の標準

制度所管府省庁等と協力して、基幹業務システムの共通機能の標準について作成しています。

自治体システムの構築プロセス

標準化する対象事務



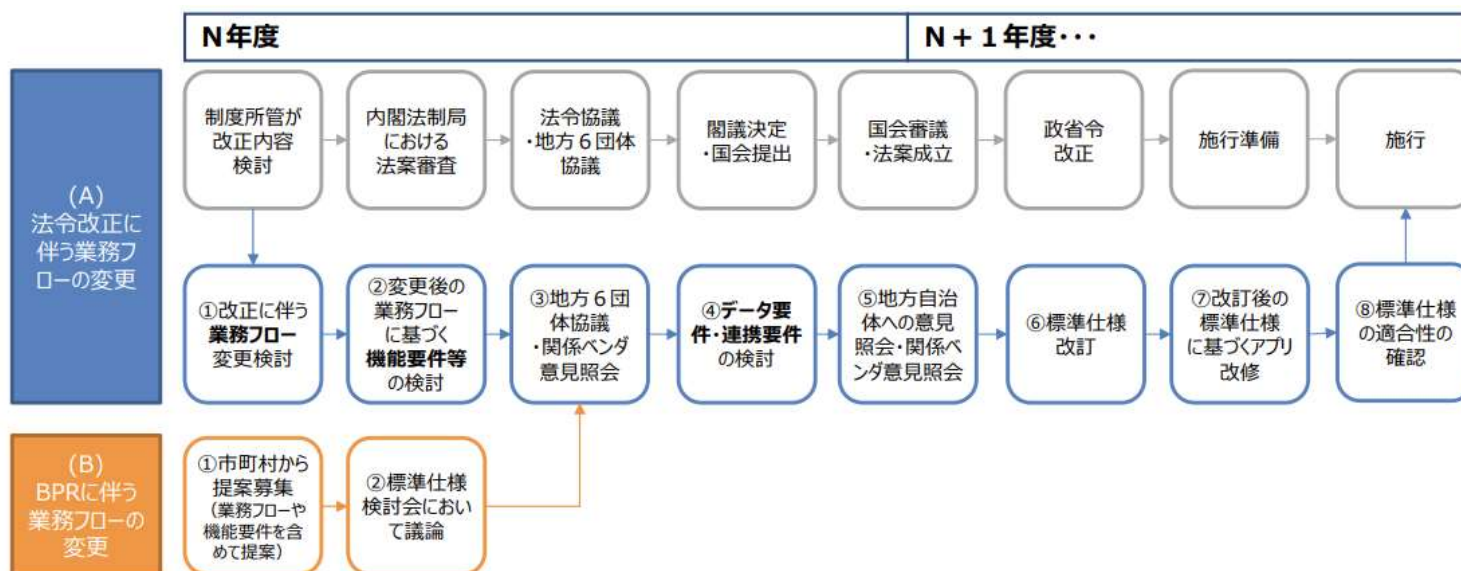
自治体システムの構築プロセス

標準仕様の策定スケジュール

2020年度			2021年度								2022年度								
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
○住民記録システム			2.0版作成					住民記録・1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				1G・2Gとのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し			自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様の改定		
○第1グループ：介護、障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自）																			
5 標準仕様の案作成			6-1 自治体意見照会		6-2 関係ベンダ意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定		1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				第2Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し			自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様（各省検討事項）の改定	
○第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援																			
1-1 検討会・WGの設置準備（人選・依頼）							1-2 検討会・WGの開催												
2-1 主要論点照会(関係ベンダ)			2-3 主要論点整理				2-4 主要論点検討					5 標準仕様（各省検討事項）の案の作成			6-1 自治体意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定		
2-2 主要論点照会(自治体)			3 業務フロー（BPMN）作成				4 機能要件の検討					5-1 主要論点検討で決定した事項を、「業務フロー」「機能要件」に反映			6-2 関係ベンダ意見照会				
5-2 自治体の規模による差も検討・調整																			
○データ要件・連携要件の標準																			
課題整理 アウトプットイメージの作成				住民記録システムの案の作成				第1Gの案の作成				第2Gの案の作成			案の自治体・関係ベンダ意見照会			標準仕様の決定	

自治体システムの構築プロセス

検討状況公開と改定のプロセス



IV. ③サイバーセキュリティ

デジタル庁の組織体制



サイバーセキュリティ

セキュリティ企画チーム

業務

サイバーセキュリティ戦略本部で決定された**政府情報システム**に対する**セキュリティ政策の実装**

デジタル庁内の情報セキュリティ管理の推進

取組み例

ゼロトラスト
アーキテクチャ

セキュリティバイ
デザイン

クラウド
セキュリティ

データに基づく
セキュリティ管理

サイバーセキュリティ

セキュリティ政策の実装

- **ゼロトラストアーキテクチャ**の推進
 - ZTAのコンセプトの整理と政府情報システム等への導入検討
 - CRSA（Continues Risk Scoring & Action）プログラムの推進
- **セキュリティバイデザイン**の推進
 - SBDのコンセプトの整理と政府情報システム等への導入検討
 - **業務のリスク分析**の検討
- **ISMAP**（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の運営と**利用組織としての推進**
- **政府共通インフラ**（ガバメントクラウド、ネットワークサービス等）の**セキュリティに関する支援**

実施方法：

デジタル庁内関係部門、関係外部機関等との**意見交換**、検討会、戦略・計画・方針との作成、**ガイドライン**の作成、**実証事業**の実施、啓蒙活動

デジタル庁内の情報セキュリティ管理

- デジタル庁**情報セキュリティポリシー**のメンテナンス、体制整備、普及啓発
- デジタル庁の情報システムに関する**運用監視方針**の検討
- 情報セキュリティ**マネジメント監査**の実施や支援
- 政府情報システムに関する**脆弱性診断**の実施や支援
- 政府情報システムの**セキュリティ設計・運用設計**のアドバス等
- 政府情報システムの**システム監査等**の実施

実施方法：

- デジタル庁のセキュリティチームで**自ら実施**
- **NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）との連携**による業務の実施

デジタル庁におけるCSIRT業務

- 情報セキュリティインシデントへの対応（復旧及び再発防止等の指示・助言含む）
- インシデント対応に係る教育・訓練の実施
- 脆弱性情報及び脅威情報の収集・周知徹底
- 平素より各種注意喚起の実施
- 偽サイト・不審メール等の監視・防止
- 解析業務の実施

実施方法：

- デジタル庁のインシデントチーム(CSIRT)で自ら実施
- NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)・各府省CSIRTとの連携による業務の実施

サイバーセキュリティ戦略

サイバーセキュリティ戦略の課題と方向性

2020年代を迎えた日本を取り巻く時代認識：「ニューノーマル」とデジタル社会の到来

デジタル経済の浸透、
デジタル改革の推進

新型コロナウイルスの影響・経験
テレワーク、オンライン教育等の進展

厳しさを増す
安全保障環境

SDGsへの
デジタル技術の貢献期待

東京オリンピック・パラリンピック
に向けて行ってきた取組

サイバー空間をとりまく課題認識：国民全体のサイバー空間への参画

サイバー空間は、国民全体等あらゆる主体が参画し公共空間化
サイバー・フィジカルの垣根を超えた各主体の相互連関・連鎖の深化
攻撃者に狙われ得る弱点にも

地政学的緊張を反映
国家間競争の場に
安全保障上の課題にも

不適切な利用は
国家分断、人権の阻害へ

官民の取組の
活用

あらゆる主体にとってサイバーセキュリティの確保は自らの問題に
5つの基本原則※は堅持

「Cybersecurity for All」

～誰も取り残さないサイバーセキュリティ～

デジタルトランスフォーメーション（DX）
とサイバーセキュリティの同時推進

安全保障の観点からの取組強化

公共空間化と相互連関・連鎖が進展する
サイバー空間全体を俯瞰した
安全・安心の確保

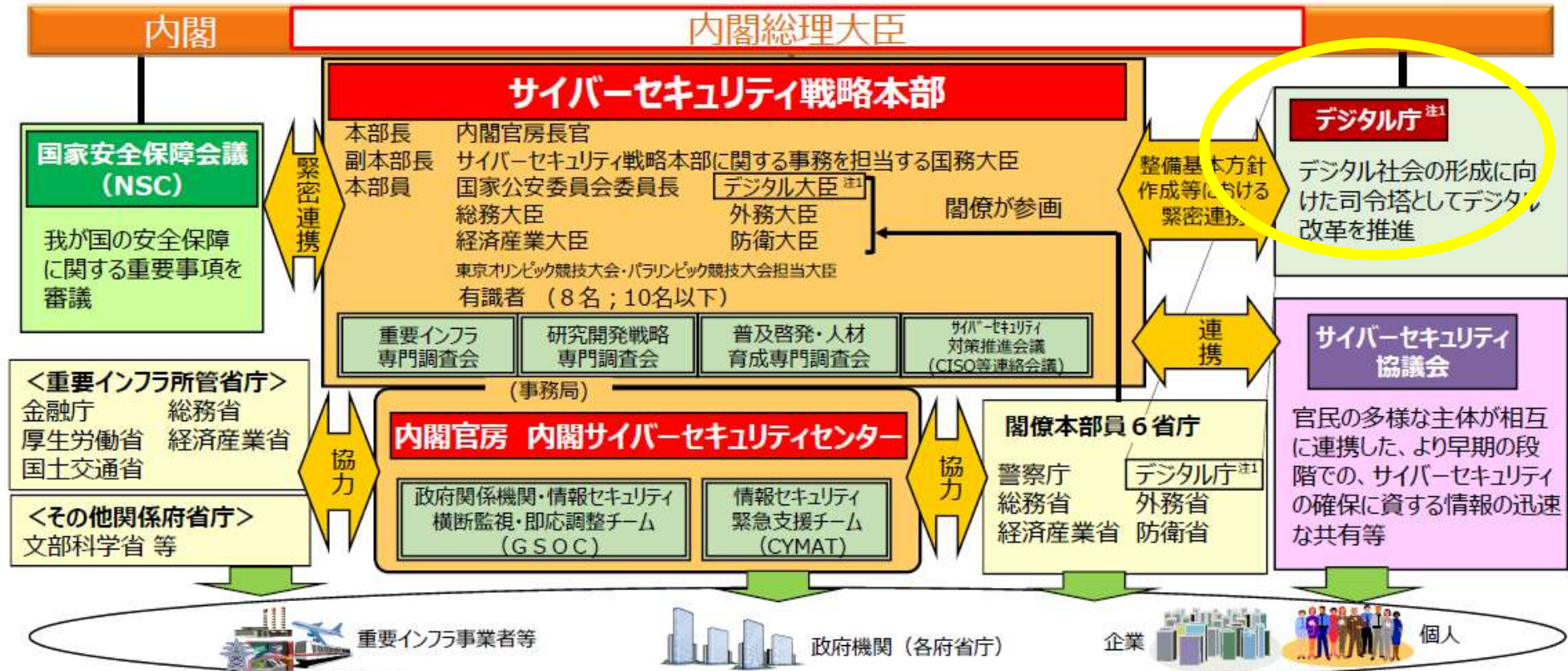
「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保

※情報の自由な流通の確保、法の支配、開放性、自律性、多様な主体の連携

サイバーセキュリティ戦略

推進体制

- 我が国のサイバーセキュリティ政策により、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためには、政府一体となった推進体制が必要。デジタル庁が司令塔として推進するデジタル改革に寄与するとともに、公的機関に限られたリソースを活用しその役割を果たせるよう、関係機関の一層の対応能力強化・連携強化を図る。
- 各主体に期待される具体的な対策につながるよう、また、国際協調の重要性を認識し、攻撃者に対する抑止の効果や各国政府に対する我が国の立場への理解を訴求するよう、NISCと関係府省庁が連携して、本戦略を国内外の関係者に積極的に発信。
- 本部は、サイバー攻撃等に対して国全体として網羅的な対処が可能となるよう、ナショナルサート（CSIRT/CERT）の枠組み整備を行う。
- 年次報告・年次計画は、一体的に検討を行い、前年度の取組実績、評価及び次年度の取組を、戦略の事項に沿って、一連の流れを示すように整理。



(注1) デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）。（令和3年9月1日施行）

サイバーセキュリティ戦略

サイバーセキュリティ戦略①

4. 2 国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現

...

これらの取組を通じて、サイバー空間に係るあらゆる主体の自助・共助・公助からなる多層的なサイバー防御体制を構築し、もって、**国全体のリスクの低減とレジリエンスの向上**を図る。

4. 2. 2 デジタル庁を司令塔とするデジタル改革と一体となったサイバーセキュリティの確保

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現のためには、国民目線に立った**利便性向上の徹底とサイバーセキュリティの確保の両立**が必要である。このため、デジタル庁が策定する国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムの整備及び管理の基本的な方針（以下「整備方針」という。）において、サイバーセキュリティについても基本的な方針を示し、その実装を推進する。

.....

更に、国は**クラウド・バイ・デフォルトの実現を支える ISMAP 制度**を運用し、運用状況等を踏まえて制度の継続的な見直しを行うとともに、民間における利用も推奨する。

サイバーセキュリティ戦略

サイバーセキュリティ戦略②

4. 2. 3 経済社会基盤を支える各主体における取組①（政府機関等）

.....

特に、各府省庁が共通で利用する重要なシステムについては、デジタル庁が自ら又は各府省と共同で整備・運用し、**セキュリティも含めて安定的・継続的な稼働を確保**する。

.....

また、国は第4期 GSOC（2021年度～2024年度）を着実に運用するとともに、**従来の「境界型セキュリティ」にとどまらない、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの実装に向けた技術検討**と政府統一基準群の改定を行い、可能なところから率先して導入を進め、政府機関等における実装の拡大を進めていく。併せて、GSOC等の在り方も検討する。国は行政分野における**サプライチェーン・リスクやIoT機器・サービス**（制御システムのIoT化も含む）への対応を強化する。

国は**情報システムの設計・開発段階から講じておくべきセキュリティ対策**（認証機能、クラウドサービス等における初期設定、脆弱性対応等）を実施する。国は**セキュリティ監査やCSIRT訓練・研修等を通じて政府機関等におけるサイバーセキュリティ対応水準を維持・向上**する。

サイバーセキュリティの重点計画

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

■ デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）

■ デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

実現のための6つの方針	実現に向けての理念・原則	デジタル化の基本戦略
① デジタル化による成長戦略	誰一人取り残されないデジタル社会の実現 →誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受	デジタル臨時行政調査会 デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認
② 医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化	デジタル社会形成のための基本原則 →10原則（デジタル改革基本方針） ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献	デジタル田園都市国家構想実現会議 デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援
③ デジタル化による地域の活性化	→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則） デジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ	国際戦略の推進 DFFT/諸外国デジタル政策 関連機関との連携強化
④ 誰一人取り残されないデジタル社会	→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則） デジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ	包括的データ戦略の推進 トラスト/ベース・ レジストリ/オープンデータ
⑤ デジタル人材の育成・確保	※Business Process Reengineering BPRと規制改革の必要性	デジタル産業の育成 ベンチャー・中小企業等の育成
⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略 ※Data Free Flow with Trust	クフワド・バイ・デフォルト原則	安全・安心の確保 サイバーセキュリティ/ 個人情報保護/サイバー犯罪

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

国民に対する行政サービスのデジタル化

- ・ 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（アーキテクチャの将来像整理）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化
（ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/公金受取口座登録開始及び行政機関による利用）
- ・ マイナンバー制度の利活用の推進
（情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化）
- ・ マイナンバーカードの普及及び利用の推進
（健康保険証利用のための環境整備/R6年度末に運転免許証との一体化/ユースケース拡充）
- ・ 公共フロントサービスの提供等
（ワンスストップサービスの推進）

暮らしのデジタル化

- ・ 準公共分野のデジタル化の推進等
（健康・医療・介護（PHR/オンライン診療）/
教育（校務のデジタル化/教育データ利活用）/
防災/子ども/モビリティ/取引）

産業のデジタル化

- ・ 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組（電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/GビズID/e-Gov）
- ・ 中小企業のデジタル化の支援（IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援）
- ・ 産業全体のデジタルトランスフォーメーション（DX認定制度/DX銘柄選定/DX投資促進税制/サイバーセキュリティ強化）

デジタル社会を支えるシステム・技術

- ・ 国の情報システムの刷新
（重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備）
- ・ 地方の情報システムの刷新
（標準化基本方針の策定等）
- ・ デジタル化を支えるインフラの整備
（5G/光ファイバ/データセンター/海底ケーブル/半導体）
- ・ デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進（情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備）

デジタル社会のライフスタイル・人材

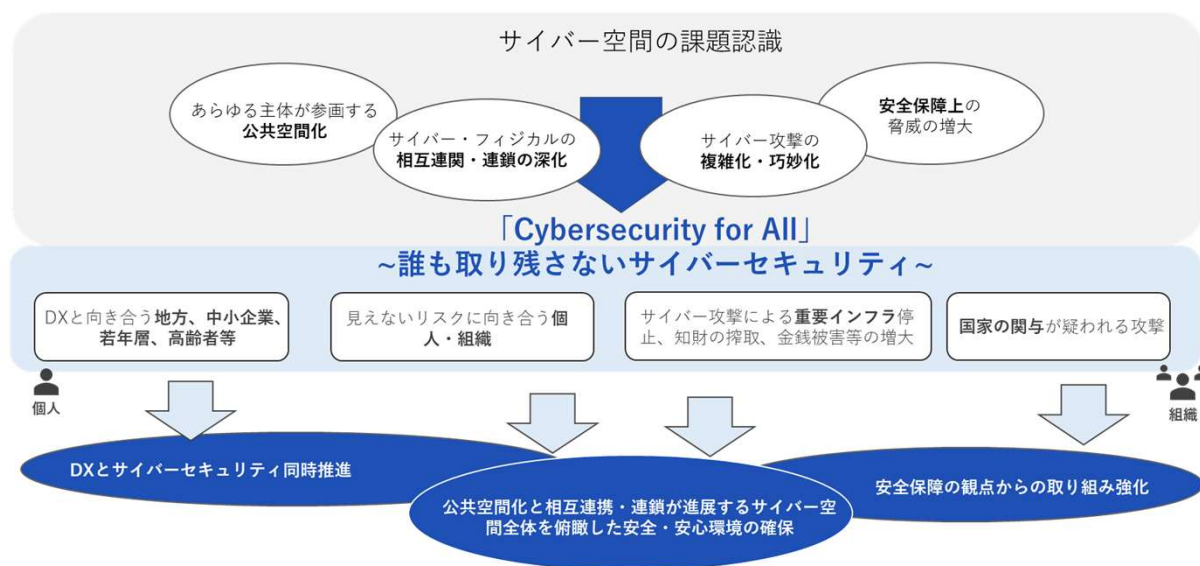
- ・ ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換
（テレワーク/シェアリングエコノミー）
- ・ デジタル人材の育成・確保
（プログラミング必修化/リカレント教育）

サイバーセキュリティの重点計画

デジタル社会の実現に向けたサイバーセキュリティの重点計画

「利便性とサイバーセキュリティの確保」を目指す姿とする。

目指す姿の実現に向けて基本方針を示し、この方針に基づいたサイバーセキュリティ対策の評価を図る。



- **基本方針の提示**
 - 政府情報システムの整備・運用
- **セキュリティ・バイ・デザイン、DevSecOps**を含めたセキュリティ対策の実施
- 安定的・継続的な稼働の確保等の観点から**検証・監査の実施体制の構築**
 - デジタル庁システム
 - デジタル庁・各府省共同のシステム
- **レジリエンスの向上**を目的としたリアルタイムな監視と順守状況の確認
 - インシデントの早期発見
 - 被害の最小化
 - 回復の迅速化
 - リソース確保
 - ルール・体制の構築

高度セキュリティ技術の研究開発

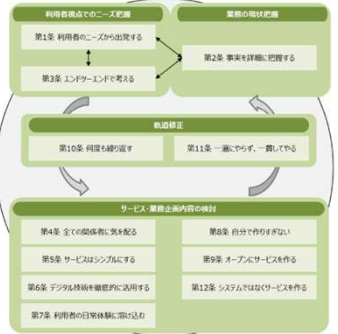
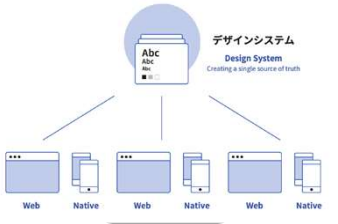

情報管理手法やシステムの挙動・ソフトウェアの状況を**リアルタイムに監視**するための常時診断・対応型のアーキテクチャ

情報システムの整備及び管理の基本的な方針とサイバーセキュリティ

良いサービスを作るための「標準」の策定・推進

利用者視点で良いサービスを作るために、各情報システムを横断して統一すべき技術標準や進め方等について、デジタル庁自身が各プロジェクトで実践を行いながら、技術検討会議を中心に成果をまとめ、継続的改善を行う。

技術検討会議を中心とする検討

<h3>サービスデザイン</h3>	<h3>UIの改善</h3>	<h3>データ整備</h3>	<h3>セキュリティ</h3>	<h3>ルール・進め方</h3>
<p>利用者が実感できる効果を創出するためには、利用者の立場で実際に発生している事実を正しく把握し、利用者と協働で改善を行うサービスデザイン思考が重要。</p> <p>サービス設計12箇条の導入促進</p>  <p>今までも標準ガイドライン等で周知展開を図っていた。デジタル庁自身が各プロジェクトで率先して推進を徹底する。</p>	<p>「誰一人取り残されない」デジタル化を進めるため、ユニバーサルデザインを考慮したUIの設計等、利用者目線で、利用者に優しい行政サービスを実現。</p> <p>デザインシステムの整備 (ツールだけでなく、ガイド等を含む仕組み)</p>  <p>統一ウェブの推進 デジタル庁ウェブサイトで先行実証し、各省ウェブサイト等へ段階展開</p>	<p>「包括的データ戦略」に基づき、データ活用、データ連携を推進する。</p> <p>データの利活用や管理が効率的に行われるようにするために、データ品質管理フレームワークと評価モデルを整備する。</p> <p>データの相互運用性を確保するために、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。</p>	<p>複雑化・巧妙化したサイバー攻撃のリスクを踏まえ、サイバーセキュリティについての基本方針を定める。</p> <p>常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの推進 従来の「境界型セキュリティ」の考え方ではなく、ゼロトラストアーキテクチャに基づいてセキュリティを確保する考え方へ。</p> <p>サイバーレジリエンスの向上 セキュリティフレームワークとして識別、防御、検知、対応、復旧を認識し対応することにより、セキュリティ対策による機密性の確保に加え、情報システムの完全性、可用性の強化も目指す。</p> <p>ポリシーと対策の関係性構造化及び追跡性確保 リアルタイムでのデータによるモニタリングを推進し、セキュリティポリシー及びセキュリティ対策の関係性等を構造化して追跡可能とする。</p>	<p>業務改革 (BPR) を徹底し、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者や行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行う。また、投資対効果を精査を十分に行う。</p> <p>情報システムの企画、予算、調達、設計開発、運用等の実務について規定する標準ガイドライン等について、現場のプロジェクトを円滑に推進する観点から継続的改定を行う。</p> 

※ 技術検討会議：整備方針の策定や各省が遵守すべき標準ガイドライン群の策定・改訂等を行うためにデジタル庁が設置した会議

政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針

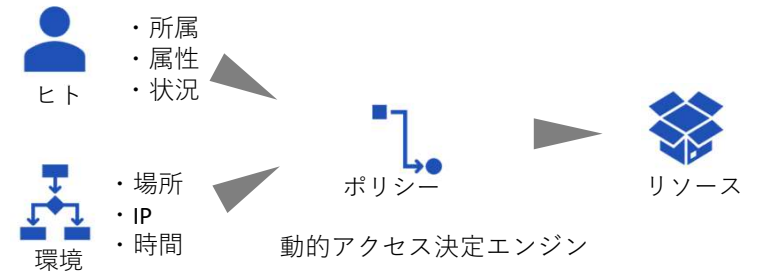
- 政府情報システムのサイバーセキュリティ対策については、全ての政府機関等において共通的に必要とされるセキュリティ対策である統一基準群を前提のものとして引き続き実施、推進しつつ、デジタル庁の整備する情報システム（整備をデジタル庁が各府省と共同で推進し、運用を各府省が担当する情報システムを含む。）の対策については以下の基本的な方針に従って整備を進めるとともに、デジタル庁は、NISCとも連携してこれらを実践するための参考となるガイドラインや技術レポート等の策定を検討する。また、デジタル庁以外の府省が整備・運用する情報システムについても、この基本的な方針や前述のガイドライン等を参考にしつつ、必要な対策に取り組むものとする。
- 1 共通機能等を前提とした常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの実装の推進
- 2. サイバーレジリエンスを高めるためのセキュリティ対策の導入
- 3. セキュリティポリシー及びセキュリティ対策の構造化及び追跡性の確保

情報システムの整備及び管理の基本的な方針とサイバーセキュリティ

政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針

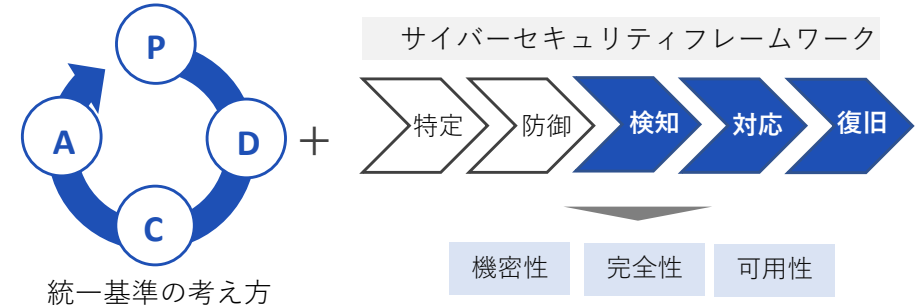
共通機能を前提とした 常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ実装推進

- 「境界型のセキュリティ対策」に加え、**ゼロトラストアーキテクチャ**の考え方にに基づきセキュリティ確保。これにより**属性情報ベースのアクセス制御**を実現する。
- その上で**業務のリスク分析**に基づく**企画・設計と運用を通じた継続的なセキュリティ対策**を実施する。



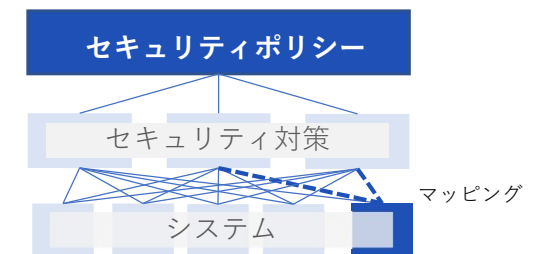
サイバーレジリエンスの強化

- 脅威の侵入を前提とし、検知・対応・復旧を行うレジリエンスを実現するため、統一基準に加え、**サイバーセキュリティフレームワーク**の導入し、被害の最小化及び回復の迅速化を図る。
- 脆弱性診断**、**安定的・継続的な稼働確保等**の観点の検証、**バックドアの有無**の検証等を実施する。



セキュリティのポリシーと対策の構造化及び追跡性の確保

- セキュリティポリシーとセキュリティ対策の**構成要素化とその関係性の構造化**を行うことで、**追跡可能性を確保**し、必要なセキュリティ対策の実施状況を**リアルタイムかつ容易に把握**する。



セキュリティ関連技術ガイドライン群と各ドキュメントにおける概要

https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/

統一基準群で示されるセキュリティ対策に係る基本的な考え方と実践のポイントをふまえ、下記の4テーマについて統一基準群を具体化した技術ガイダンスを策定。Informativeな文書として位置づける。なお、将来的には内容を改訂し、各府省庁への適用することを視野にしている。

ゼロトラストアーキテクチャ適用方針

概要

政府機関では業務環境の変化に伴い、イントラネットの外側で情報システムを利用するケースが増大している。このような従来の境界型のセキュリティモデルとは前提が異なる環境で、情報セキュリティを確保するためには、境界型のセキュリティから大幅に拡張した考え方が求められる。本書は拡張の実態となる「ゼロトラストアーキテクチャ」の適用方針を説明する。

常時リスク診断・対処(CRSA)システムアーキテクチャ

概要

ゼロトラストの環境下において安定かつ安全なサービス提供を実現するためには、政府全体のサイバーセキュリティリスクを早期に検知し、これを低減することが必要となる。本書は、この活動を継続的に実施するための、情報収集・分析を目的としたプラットフォームのアーキテクチャについて説明する。

政府情報システムのセキュリティ・バイ・デザインガイドライン

概要

情報システムに対し効率的にセキュリティを確保するため、企画から運用まで一貫したセキュリティ対策を実施する「セキュリティ・バイ・デザイン」の必要性が高まっている。本書ではシステムライフサイクルにおけるセキュリティ対策を俯瞰的に捉えるため、各工程での実施内容を記載すると共に関係者の役割についても定義する。

政府情報システムにおける脆弱性診断ガイドライン

概要

政府機関では従来においても情報セキュリティリスクの低減を目的として脆弱性診断を活用してきたが、導入方法に係る明確な基準や指針は十分整備されていない。本書は、政府情報システムの関係者が最適な脆弱性診断を選定、調達できるようにするための基準及び指針を提供する。

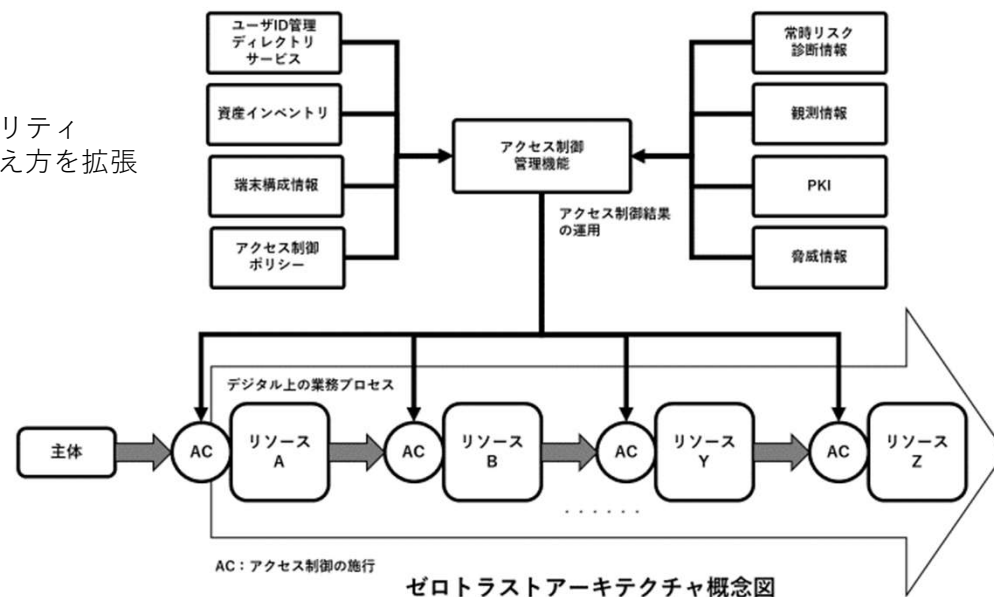
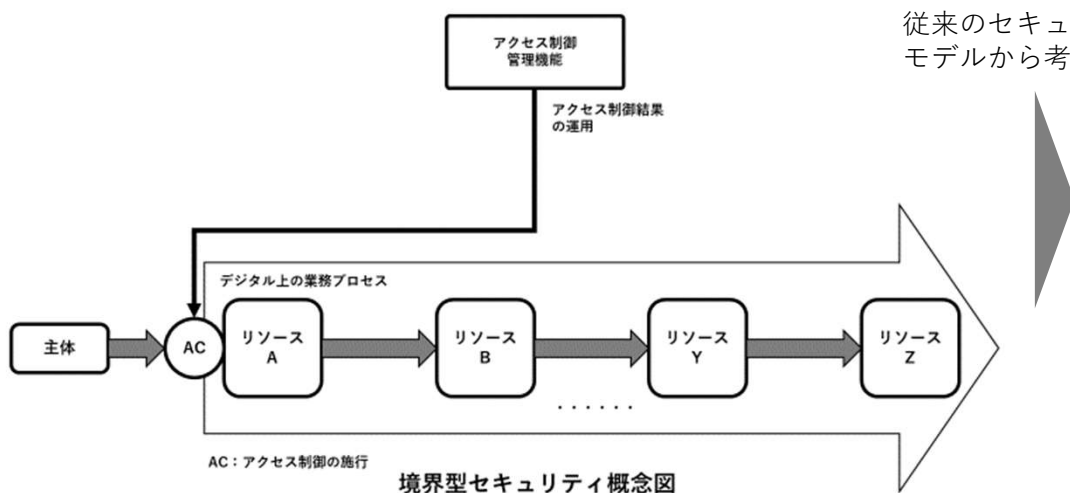
ゼロトラストアーキテクチャ

ゼロトラストアーキテクチャ適用方針の概要

https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/#ds210

ゼロトラストアーキテクチャとは、

ネットワーク上には、**外部/内部を問わず脅威が存在する**といった前提に立ち、ユーザー、デバイスなど個々のID（Digital Identity）に焦点を当て、「**都度必要なアクションに対して必要なレベルの認証を行い、問題なければ適切なアクセス権を認可する**」といった検証を厳密に行うことで、セキュリティを担保し、且つ柔軟なUser Experienceを実現するといった概念



- ゼロトラストアーキテクチャはセキュリティの**概念モデルであり、ソリューションではない**
- これまでの**ネットワークセグメンテーションを単一の信頼源とせず、デジタルアイデンティティを基にした信頼付与へのシフト**

- ゼロトラスト・アーキテクチャを適用する際の基本方針
- ① **リソースを識別し、特定**できる状態にする
 - ② **主体の身元確認・当人認証**を実施する
 - ③ **ネットワークを保護**する
 - ④ リソースの**状態を確認**する
 - ⑤ **アクセス制御ポリシーで評価し、アクセス管理**をする
 - ⑥ リソースとアクセスを**観測**する

適用における留意事項

ゼロトラストアーキテクチャ

米国CDMについて

米国CDMプログラムの概要

● CDM (Continuous Diagnostics and Mitigation)

- **Diagnostics**
理想状態と現状状態のギャップやリスクを可視化
- **Mitigation**
可視化されたギャップやリスクへ対応
- **Continuous**
ギャップやリスクを可視化し、対応を継続的に実施

● 米国におけるCDMプログラムの位置づけ

- 連邦政府機関の情報システムに関する管理状況をほぼリアルタイムに報告する仕組み
- 従来から各機関は、FISMA（連邦情報セキュリティ管理法）に基づき定期的に報告書を提出している
- DHS（Department of Homeland Security）及びOMB（Office of Management and Budget）がプログラムを推進。なお、小規模組織向けのCDMのシェアサービスは、GSA（General Services Administration）で提供
- ゼロトラストの導入を促進するプロジェクトと位置付けられており、2022年1月26日にOMBから発出された覚書においても、各機関に対してCDMプログラムに参加するための計画を立てることが指示されている

● CDMの管理対象

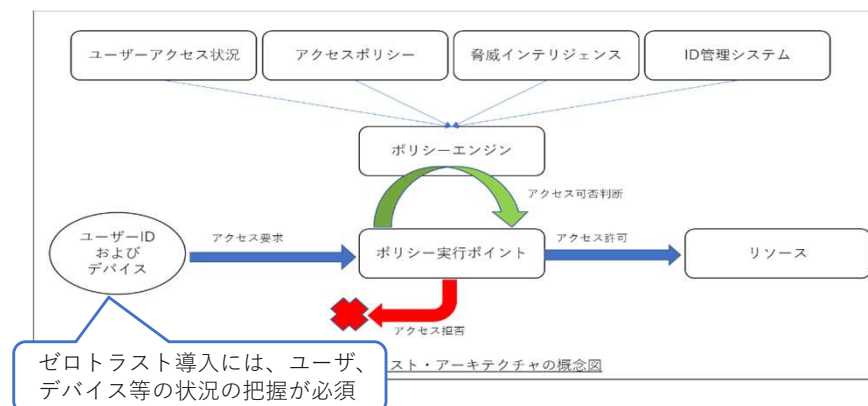
- IT資産（デバイス、ソフトウェア等）、ユーザ、ネットワークセキュリティ、データ保護を管理対象としている

※2020年時点では、主に資産管理、ユーザ管理が行われている。ネットワークセキュリティ、データ保護管理は順次構築中

CDMの基本概念



(参考) ゼロトラスト・アーキテクチャーの概念図



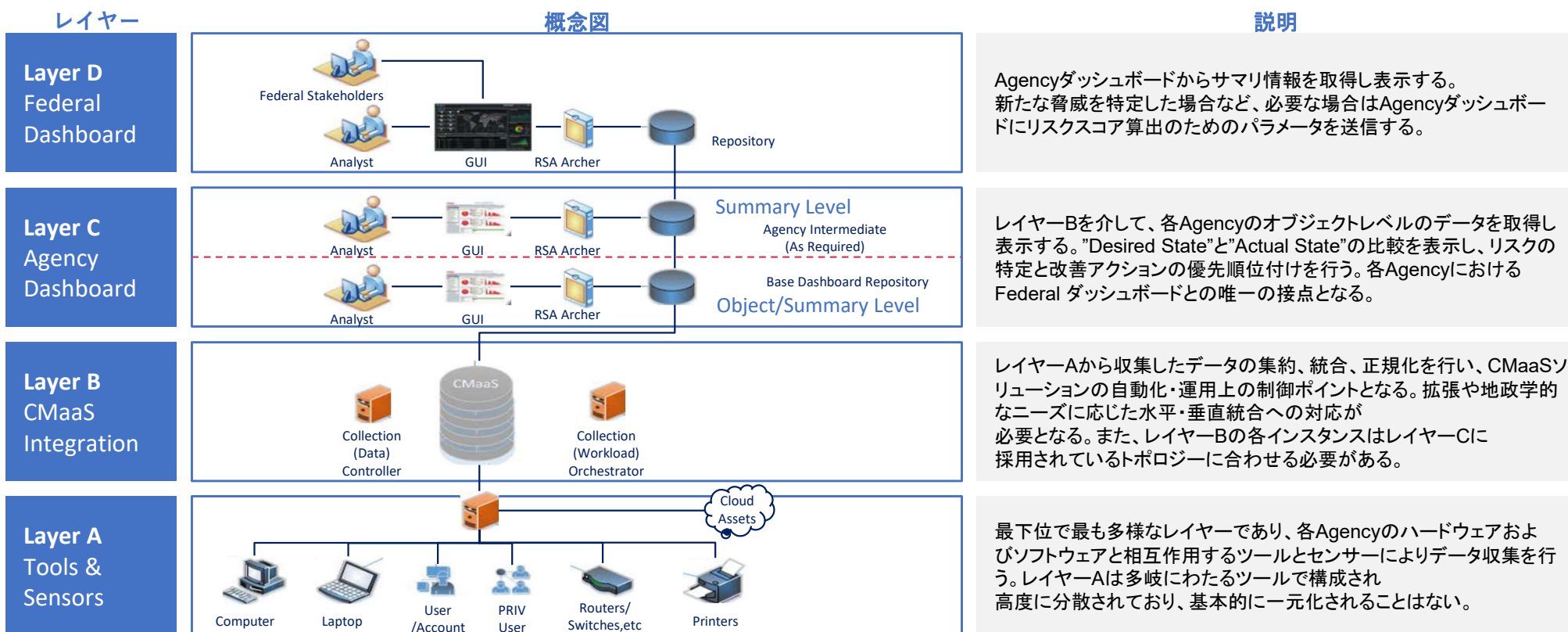
出典：Digital Architecture Design Center

ゼロトラストアーキテクチャ

米国CDMについて

米国CDMの全体アーキテクチャ

米国CDMのアーキテクチャは、下図のLayer A-Dの4つのレイヤーから構成される。



※CMaaS : Continuous Monitoring as a Service

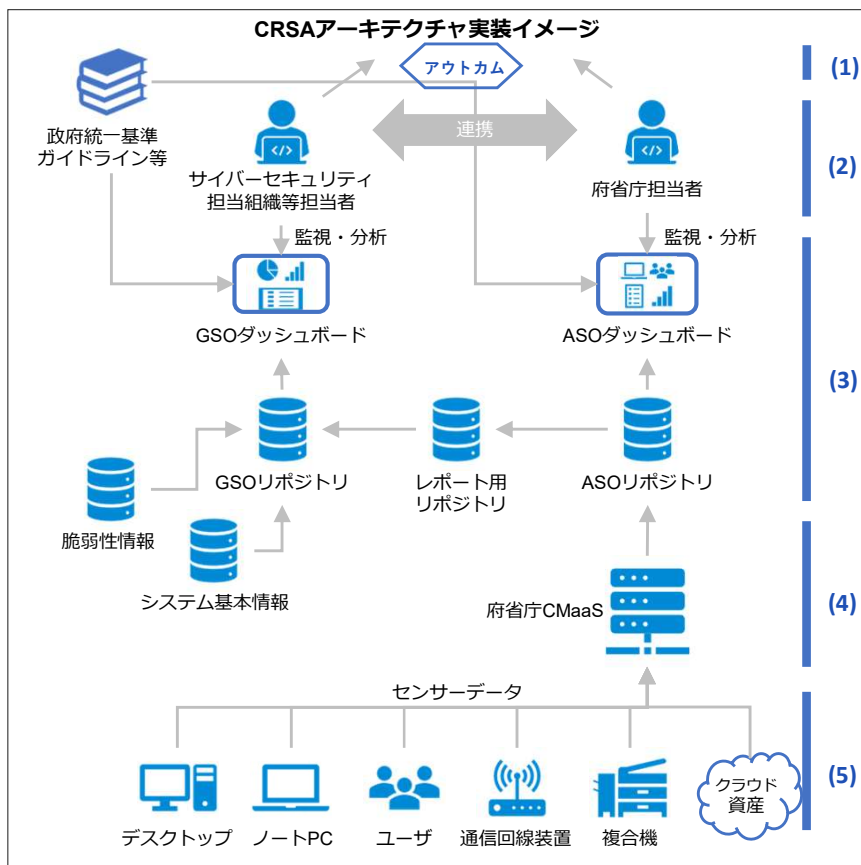
出典：Digital Architecture Design Center

CRSAシステムアーキテクチャ

Continuous・・・継続的に（常時）
 Risk-Scoring・・・リスクを評価し（リスク診断情報の収集）
 Action・・・理想と現実のギャップやリスクに対する対応を実施する

つまり

政府全体で各種データを収集することにより
**常時リスク診断情報を収集し、
 その変化に対処する**



(1)ガバナンスレイヤー

CRSAシステムアーキテクチャのアウトカム（結果要素）として、全体の目的とCRSAシステムの診断対象となる4つの対象領域を記述している。

(2)業務レイヤー

CRSAシステムアーキテクチャに係る利害関係者の業務と関係要素（基準・ガイドライン等）について記述している。

(3)アプリケーションレイヤー

CRSAシステムのデータ処理を行う担うリポジトリ機能とデータの可視化処理を担うダッシュボード機能について記述している。

(4)技術レイヤー

CRSAシステムと連携する既存機能に関する要素として、データ連携の対象となるシステムについて記述している

(5)関係要素

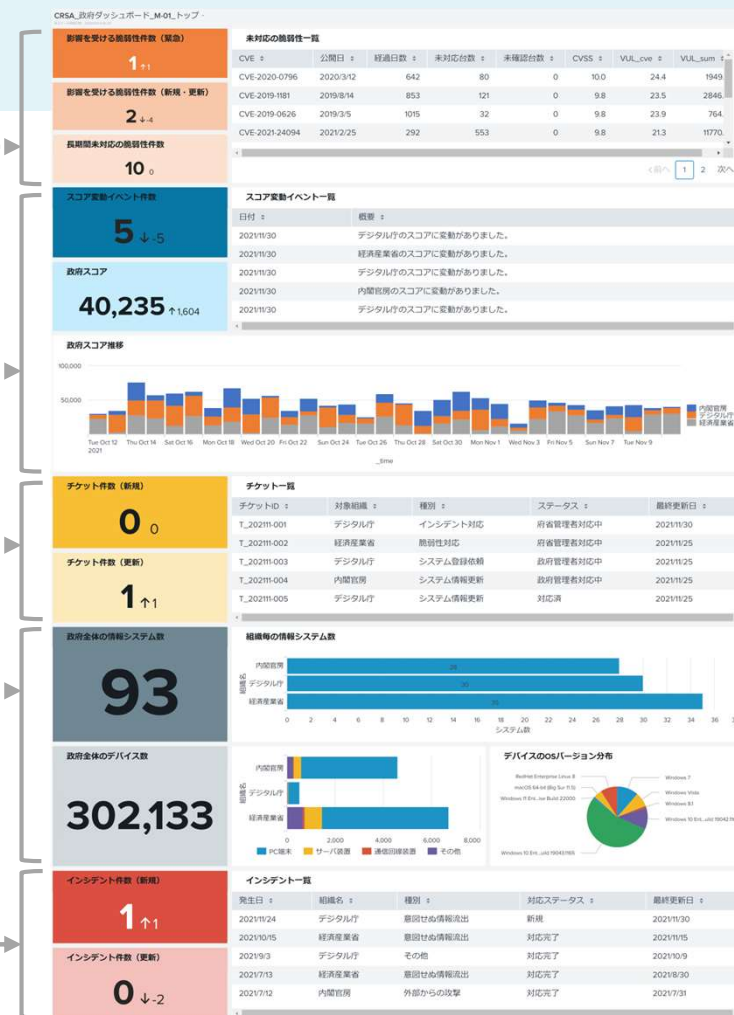
CRSAシステムの診断対象である府省庁の政府情報システムについて、セキュリティ侵害を引き起こす要素について記述している。

日本版CDM（CRSAアーキテクチャ）の導入について

CRSAダッシュボードのトップ画面イメージ

GSOダッシュボードトップ画面の表示項目（概要）

- **脆弱性に関する情報**
 - 脆弱性件数（緊急・新規・更新）
 - 長期間未対応の脆弱性件数
- **リスク評価スコア変動に関する情報**
 - スコア変動のあった件数
 - 政府全体のリスク評価スコアの最新値
 - 政府全体のリスク評価スコアの推移
- **進捗管理（チケット）に関する情報**
 - 新規・更新チケット件数
 - チケット一覧
- **政府内の資産管理情報**
 - 政府全体の情報システム数、デバイス数
 - デバイスのOSバージョン分布
- **インシデントに関する情報**
 - 新規に発生したインシデント件数
 - 対応状況が更新されたインシデント件数
 - 政府内で発生したインシデント一覧

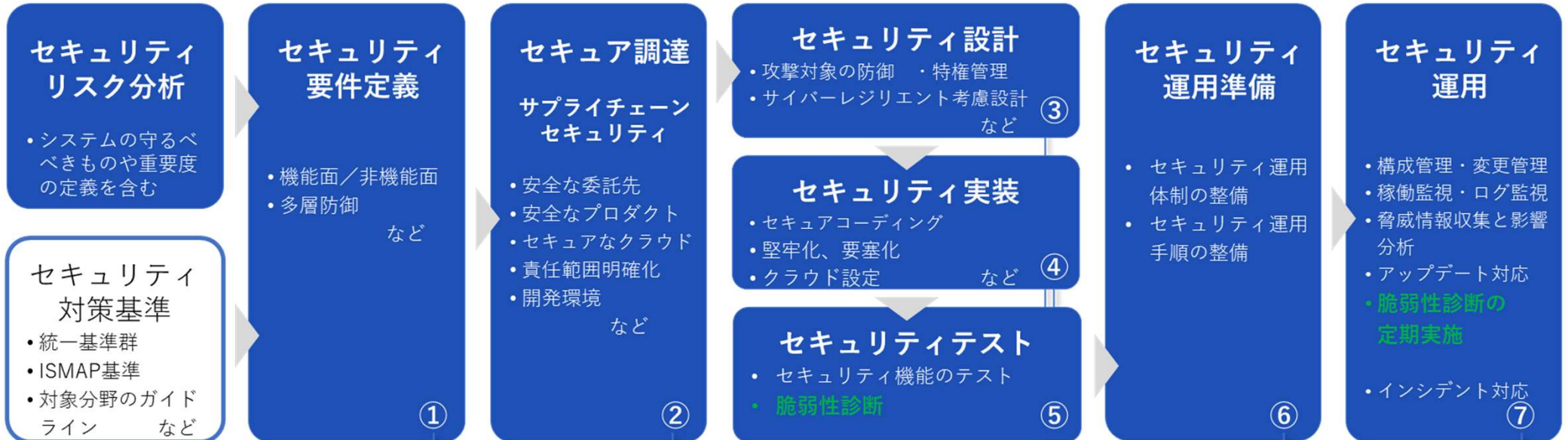


※表示されている情報は実際のものではありません。

セキュリティ・バイ・デザインの概要

セキュリティ・バイ・デザインのプロセス

①～⑦：セキュリティ・バイ・デザインのガイドラインでのチェックポイント



デジタルガバメント推進標準ガイドラインのプロセス

セキュリティ・バイ・デザイン

政府情報システムのためのセキュリティ・バイ・デザインガイドラインの概要

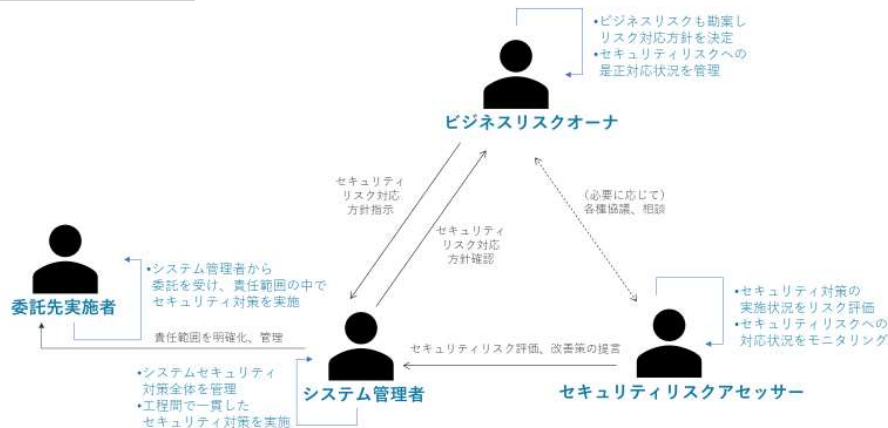
目的

- 政府情報システムにおける**セキュリティ・バイ・デザインの実施内容を定義**すること
- セキュリティ・バイ・デザインの実効性担保に不可欠な、**セキュリティリスク管理に関わる関係者の役割を定義**すること

セキュリティ・バイ・デザインの原理原則

- 事後的ではなく、**予防的にセキュリティ対策を組み込むこと**
- 全てのシステムライフサイクルを保護すること**
- 初期設定値においてセキュリティが担保された状態を実現すること**
- システム特性に応じて過不足ないセキュリティ対策を施すこと**
- セキュリティリスクの評価、管理を実施すること**
- 利便性を損なわないように、セキュリティを確保すること**

アクターの定義



https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/#ds200

工程の定義

項番	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける工程名	セキュリティバイデザインの工程名	概要
1	サービス・業務企画	セキュリティリスク分析	• 想定脅威にかかるセキュリティリスク分析の実施 • セキュリティ対応方針の決定
2	要件定義	セキュリティ要件定義	• システムにおける機能面、非機能面でのセキュリティ要件の定義
3	調達	セキュア調達	• セキュリティ調達仕様の策定、責任範囲の明確化 • 安全な委託先、安全なプロダクトの選定
4	設計・開発	セキュリティ設計	• 機能面と非機能面でのセキュリティ設計
5		セキュリティ実装	• セキュリティ機能の実装 • アプリケーションのセキュアコーディング • プラットフォームのセキュリティ設定の実施(堅牢化)
6		セキュリティテスト	• セキュリティ機能のテスト • 脆弱性診断
7	サービス・業務の運営と改善	セキュリティ運用準備	• セキュリティ運用体制の確立 • セキュリティ運用手順の整備
8	運用及び保守	セキュリティ運用	• 平時のセキュリティ運用 • 有事のセキュリティ運用

- 実施内容
- 要求事項
- 重要なセキュリティ対策の考え方を各工程で定義

参照情報

- 各工程で参照可能なセキュリティ標準
- 各工程のセキュリティチェックリスト
- システムにおける一般的なセキュリティ上の問題点
- リスクランクに応じたセキュリティリスクアセッサーによる評価例
- 政府情報システムにおけるクラウドセキュリティ要件策定、審査手順

脆弱性診断ガイドラインの概要

脆弱性診断を行う目的の違いに応じて、**構築時診断**と**定期診断**の2つの診断種別を定義。
また、各診断種別における**対象システム**、**対象範囲**、**実施要件**を設定

	対象システム	対象範囲	実施要件
構築時診断 各システムの構築時に行う診断で、脆弱性対策の実施内容の確認やセキュリティ品質の確保を目的として実施するもの	新規構築または機能追加等の改修を行ったシステム	外部から攻撃を受け る可能性のある箇所 を中心に診断	共通要件 <ul style="list-style-type: none">・ 診断品質に関わる要件・ 診断の管理要件・ 診断の成果物に関する要件
定期診断 各システムの脆弱性対策が適切に実施されていることの自己点検や監査を目的として各機関で定期的実施するもの	各機関の自己点検や 監査計画に準ずる	各機関が保有するシ ステムのインベント リ情報（構成情報） に基づき総合的判断	診断種別ごとに個別の要件 <ul style="list-style-type: none">・ プラットフォーム診断要件・ Webアプリ診断要件・ スマートフォンアプリ診断要件

脆弱性診断

脆弱性診断の概要

脆弱性診断の実施概要：

- システムにおける脆弱性リスクの未然防止のための監査施策を対象とする
- 脆弱性以外の外部攻撃（フィッシング等）や内部不正（持ち出し・事故等）はスコープ外とする。また、脆弱性を悪用した攻撃が発生した際の検知および対応もスコープ外とする



脆弱性診断の支援内容実：

- 脆弱性診断
- 脆弱性診断発注方法のアドバイス
- 脆弱性診断評価（外部事業者のセキュリティ検査の網羅性、深度を評価し、十分な検査が行われているかどうかの検査）
- 修正判断評価
- 修正内容のコードレビュー

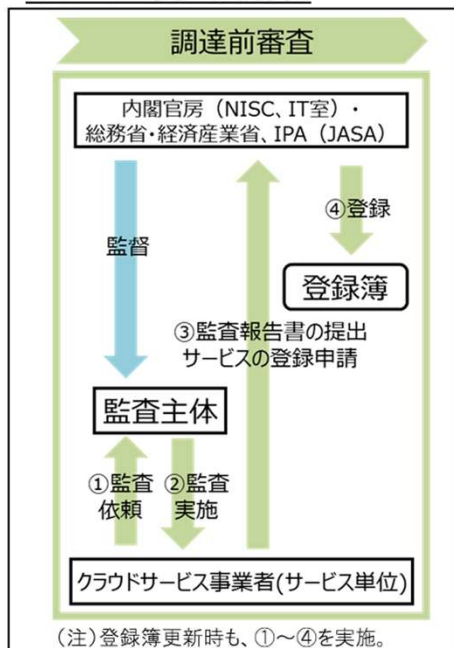
開始時期：

- 現在一部のシステムを対象に対応開始しており、今後徐々に対応開始予定

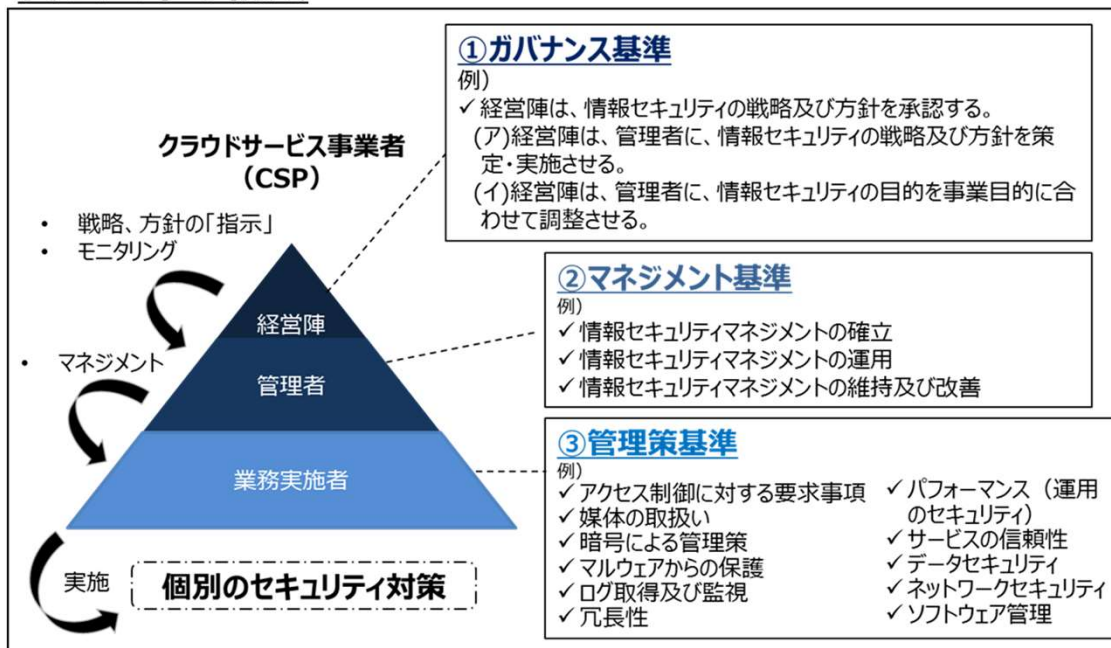
ISMAP セキュリティ確保の仕組み

- 本制度は、クラウドサービスの情報セキュリティに関する **JIS Q(ISO/IEC) 27017等を基礎**としてクラウドサービスに係る**統一的なセキュリティ基準（管理基準）**を策定・公表するもの。
- 本制度が選定する**監査主体による監査プロセスを経て、クラウドサービス事業者（CSP）において、管理基準が適切に実施されているかを確認**。毎年、**登録簿更新審査を行い、継続的な確認**を実施。
- 管理基準では、情報セキュリティマネジメントに加えて、クラウドサービスのパフォーマンス、信頼性、データ、ネットワーク、ソフトウェア等に係る**セキュリティ対策の実装を要求**しており、**監査においてもこれらの実装状況まで確認**を行うこととしている。

CSP登録の流れ



管理基準の構成



ISMAP-LIU*策定の背景

ISMAPは令和2年6月より開始し、政府においてクラウドサービスを調達する際には、原則、ISMAPクラウドサービス登録リストから選定することとしている。
現在36のクラウドサービスが登録されている。（2022年8月1日時点）

- ISMAPの対象となっている機密性2情報を扱う情報システムはIaaS、PaaS、SaaSと多岐にわたる。
- 中でもSaaSはサービスの幅が広く、用途や機能が極めて限定的なサービスや、機密性2情報の中でも比較的重要度が低い情報のみを取り扱うサービス等リスクが低いサービスもあり、それらのサービスについて現行のISMAPと一律の取扱いとした場合、過剰なセキュリティ要求となり、それにより当該サービスの活用が進まない場合も考えられる。
- このため、機密性2情報を扱うSaaSのうち、セキュリティ上のリスクの小さな業務・情報の処理に用いるものに対する仕組みを創設することとし、現行ISMAPの枠組みをベースとして、外部監査対象範囲の縮小を含め、想定される各論点について検討を行ったもの。

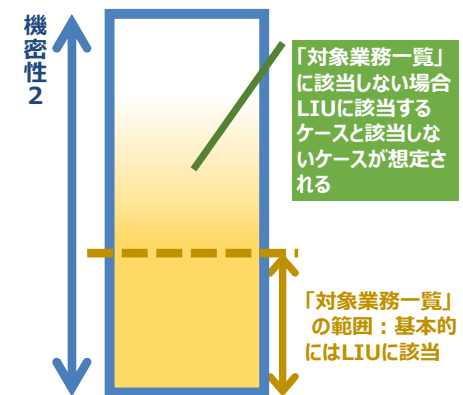
*ISMAP for Low-Impact Use（通称：ISMAP-LIU（イスマップ・エルアイユー））

ISMAP-LIUの基本構成

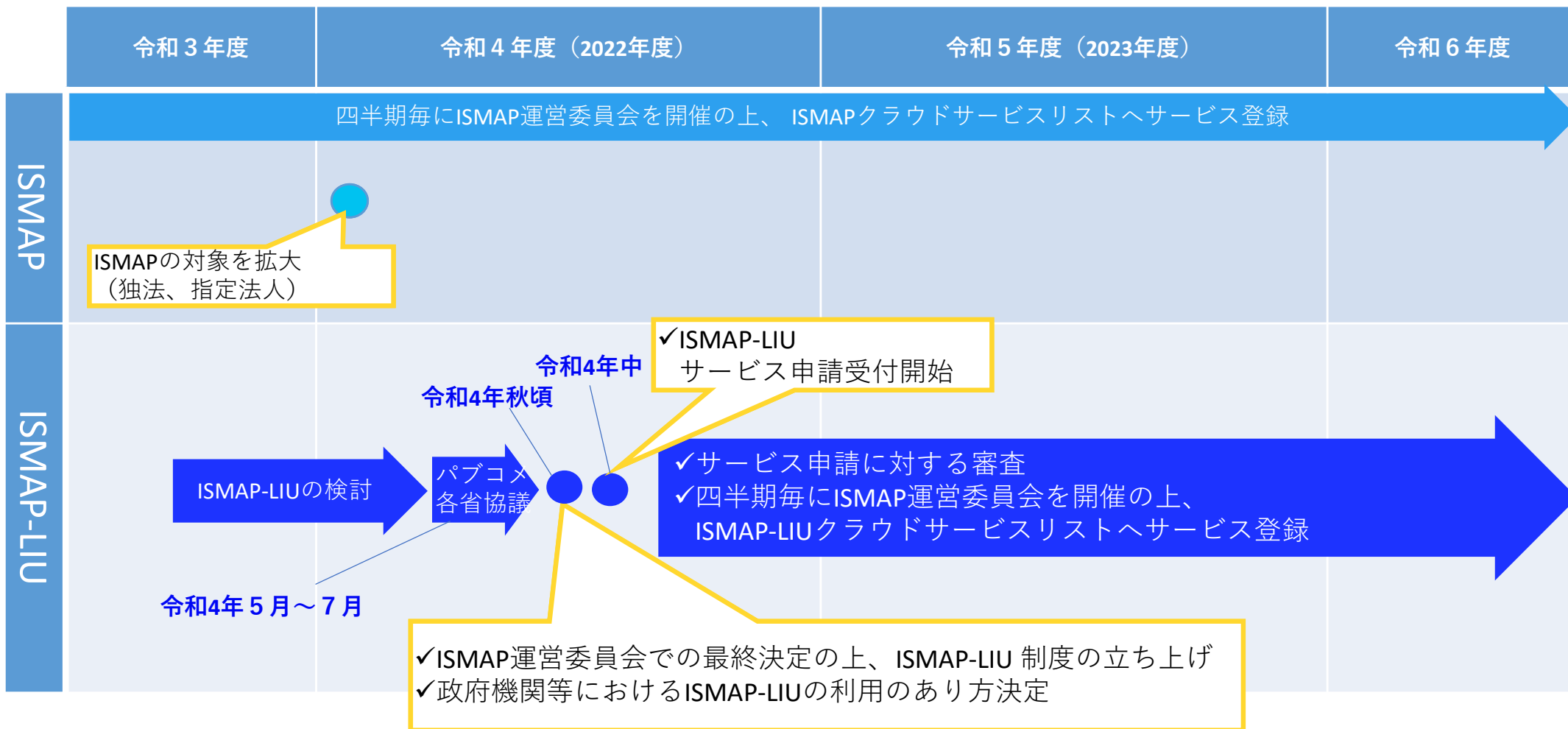
- ISMAP-LIUの対象は、SaaSの中でもセキュリティ上のリスクの小さな業務・情報の処理に用いるもの。
- ISMAP-LIU該当性の判断に当たっては、**利用する各省庁における業務・情報の影響度※評価の提出を必須とし、実ケースとして影響度の低い業務に用いられるSaaSであることを確認。**
※業務・情報の影響度は、クラウドサービスで取り扱われ処理される各種情報において、機密性・完全性・可用性が損なわれた場合の影響度を示す。
- その際、CSP、各省庁による効率的な申請・業務・情報の影響度評価を促すため、**ISMAP-LIUにおける業務・情報の影響度が低位である蓋然性が高い業務（対象業務一覧）を提示**することを想定。

「対象業務一覧」の考え方

- 「対象業務一覧」に該当する業務の場合：
CSPや利用省庁等が申請、業務・情報の影響度評価を行う際の参考として、ISMAP-LIUにおける業務・情報の影響度が低位である蓋然性が高い業務を例示したものであり、対象業務一覧に該当する業務に用いるSaaSに係る事前申請はLIU対象として扱う。
- 「対象業務一覧」に該当しない業務の扱い：
対象業務一覧に該当しない業務（要検討業務）に用いるSaaSについては、CSPからの事前申請を受け付けた上で当該業務に係わる業務・情報の影響度評価の結果が低位であることの妥当性を、複数の省庁(2省庁を想定)の結果から判断する。低位である妥当性が確認された業務については、順次、対象業務一覧に追加する。
要検討業務の判断については、一定の処理期間を設ける。



ISMAP-LIUのスケジュール（案）



IV. 課題（私案を含む）

- ① 国際的枠組み
 - DFFTとトラスト
 - 欧州基準（Ideas）と米国基準
- ② 価値交換（私案）
 - デジタル通貨やNFT（デジタル人民元、デジタルドル？著作権とNFTやWeb3？）
 - 無形資産価値の評価・交換（データ価値、経済的権利と経済安全保障）

サイバーセキュリティ（トラストサービス）

世界最高水準のトラストサービス

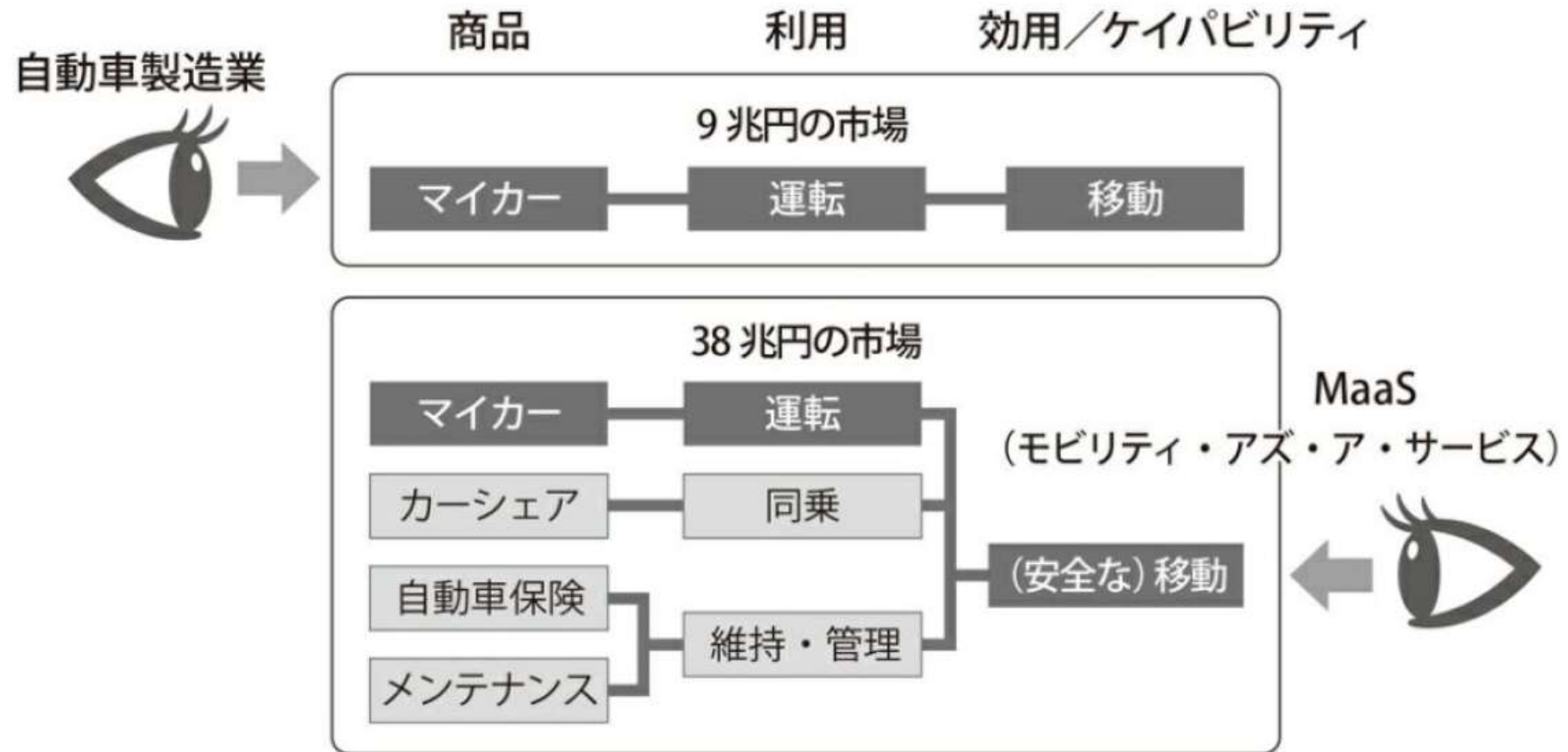
● 日本・米国・EUのトラストサービス実施の比較

	EU	日本	米国
デジタル 安全保障	?	×	○ PIV
デジタル 社会保障	○ eIDAS	△ 法制化検討	×

- デジタル安全保障に関しては、米国との国際相互連携の構築
- デジタル社会保障に関しては、EUとの国際相互連携の構築

デジタルの付加価値創造 (消費者余剰)

180度視点が異なる自動車製造業とMaaS

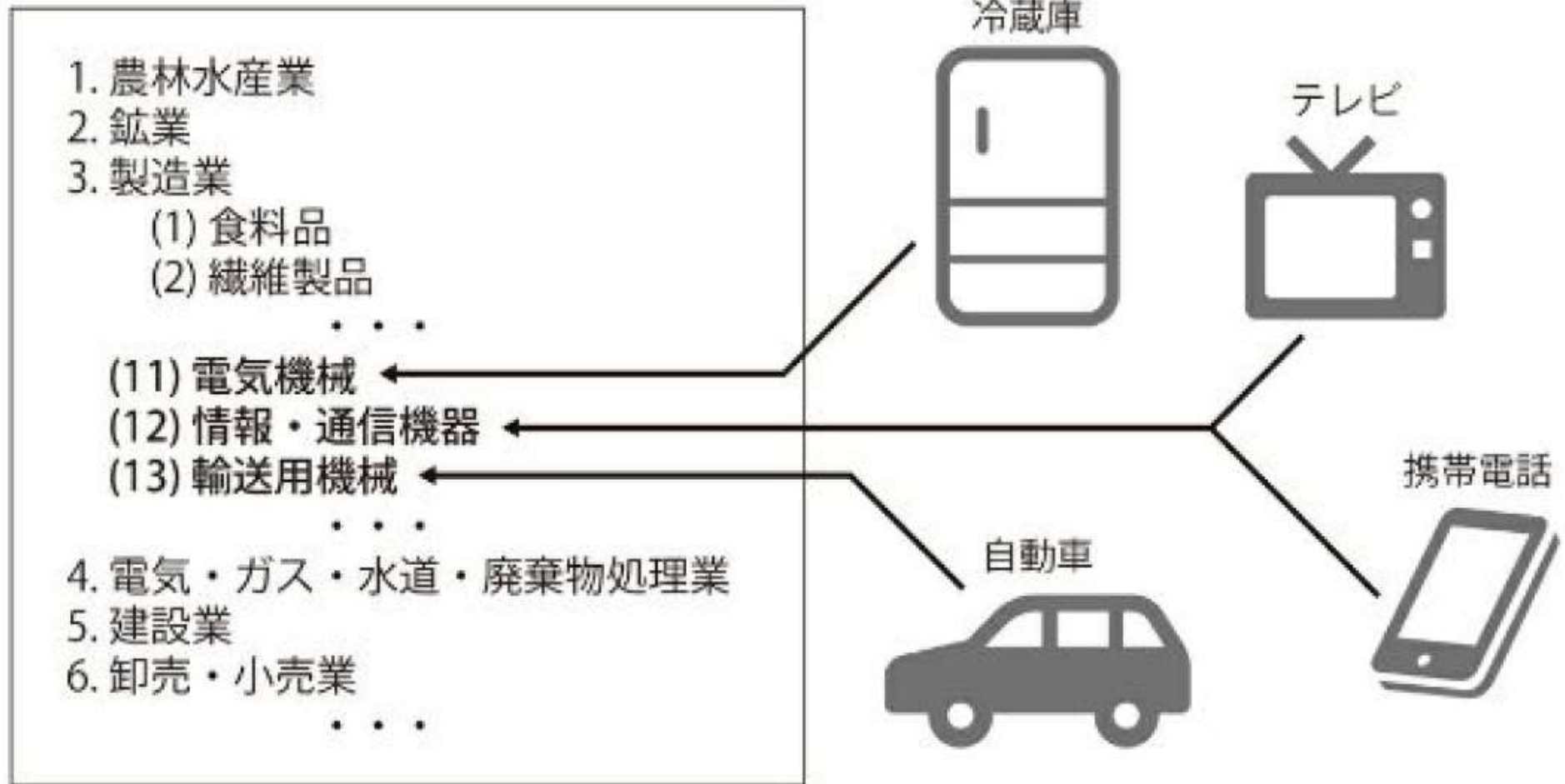


(注) 家計調査の「交通」の支出額を参照。ガソリン代、駐車場代などは含まれていない。図中の数値は日本市場の規模。

(出所) NRI

「デジタル国富論」より

生産者の視点からみた産業分類



(注) 産業区分：内閣府「2016年度国民経済計算」。

(出所) NRI

「デジタル国富論」より

生活者の視点：家計最終消費支出の分類

$$\text{GDE} = \text{民間最終消費支出} + \text{政府最終消費支出} + \text{総資本形成} + \text{輸出} - \text{輸入}$$

【国内家計最終消費支出の分類】

分類	具体例
1. 食料・非アルコール	食料、非アルコール飲料
2. アルコール飲料・たばこ	アルコール飲料、たばこ
3. 被服・履物	洋服、生地、被服関連サービス
4. 住居・電気・ガス・水道	家賃、修繕費、住設機器、光熱水道費
5. 家具・家庭用機器・家事サービス	家電製品、家具、家事サービス
6. 保健・医療	医薬品、医療サービス
7. 交通	交通、自動車購入・維持、自動車保険
8. 通信	通信サービス、通信機器
9. 娯楽・レジャー・文化	テレビ、ゲーム、書籍、娯楽サービス
10. 教育	授業料、参考書、補習授業
11. 外食・宿泊	外食、宿泊
12. その他	理美容、交際費

(注) 分類：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年次推計」。

(出所) NRI

「デジタル国富論」より

産業のaaS化と想定される業種分類の例示



(注) 国民経済計算年次推計をもとにしたNRI独自の分類で、B2Hを対象としており、B2Bは含まない。

(出所) NRI

「デジタル国富論」より

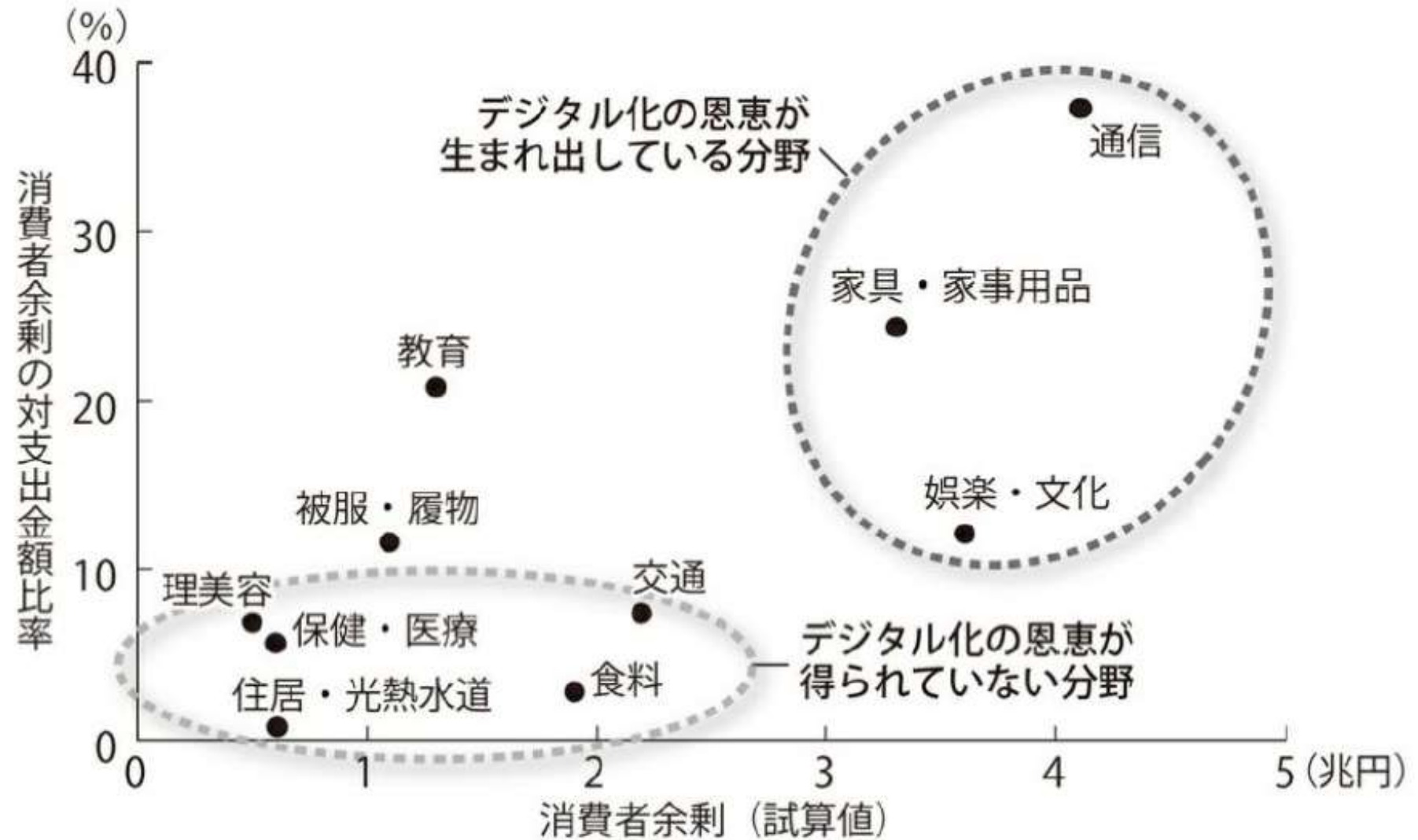
日本の分野別消費支出額(2016年度)と消費者余剰試算値

分類		支出金額 (①) (兆円)	消費者余剰 (②) (兆円)	比率 (②/①) (%)
1. 食料	(NaaS)	63.9	1.9	3
2. 保健・医療	(HaaS)	11.0	0.6	6
3. 被服・履物	(FaaS)	9.6	1.1	12
4. 理美容	(BaaS)	7.5	0.5	7
5. 住居・光熱水道	(LaaS)	76.8	0.6	1
6. 家具・家事用品	(HaaS)	13.7	3.3	24
7. 交通	(MaaS)	29.8	2.2	7
8. 通信	(CaaS)	11.0	4.1	38
9. 娯楽・文化	(LaaS)	29.6	3.6	12
10. 教育	(LaaS)	6.2	1.3	21
合計		259.1	19.4	7

(注) 外食は「食料」、宿泊は「娯楽・文化」に含めた。「理美容」は家計調査を用いて支出金額を推計。

(出所) 家計消費支出：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年次推計」より作成（実質値、2003年基準）。消費者余剰は、2000年度と2016年度の項目別支出比率とGDPデフレーターよりTörnqvist Indexを計算して推計

10分野別にみた消費者余剰と対支出金額比率



(出所) NRI

「デジタル国富論」より

我が国の主なデータ蓄積の取り組み例



(注) ① 2020年2月1日現在。② 2020年1月1日現在。③ 2020年1月1日現在。④ 2020年1月1日現在。⑤ 2019年12月現在。⑥ 2020年1月1日現在。⑦ 2020年1月末現在。⑧ 2020年1月1日現在。⑨ 2020年2月1日現在。

(出所)「ゲノム医療実現推進協議会」よりNRI加工

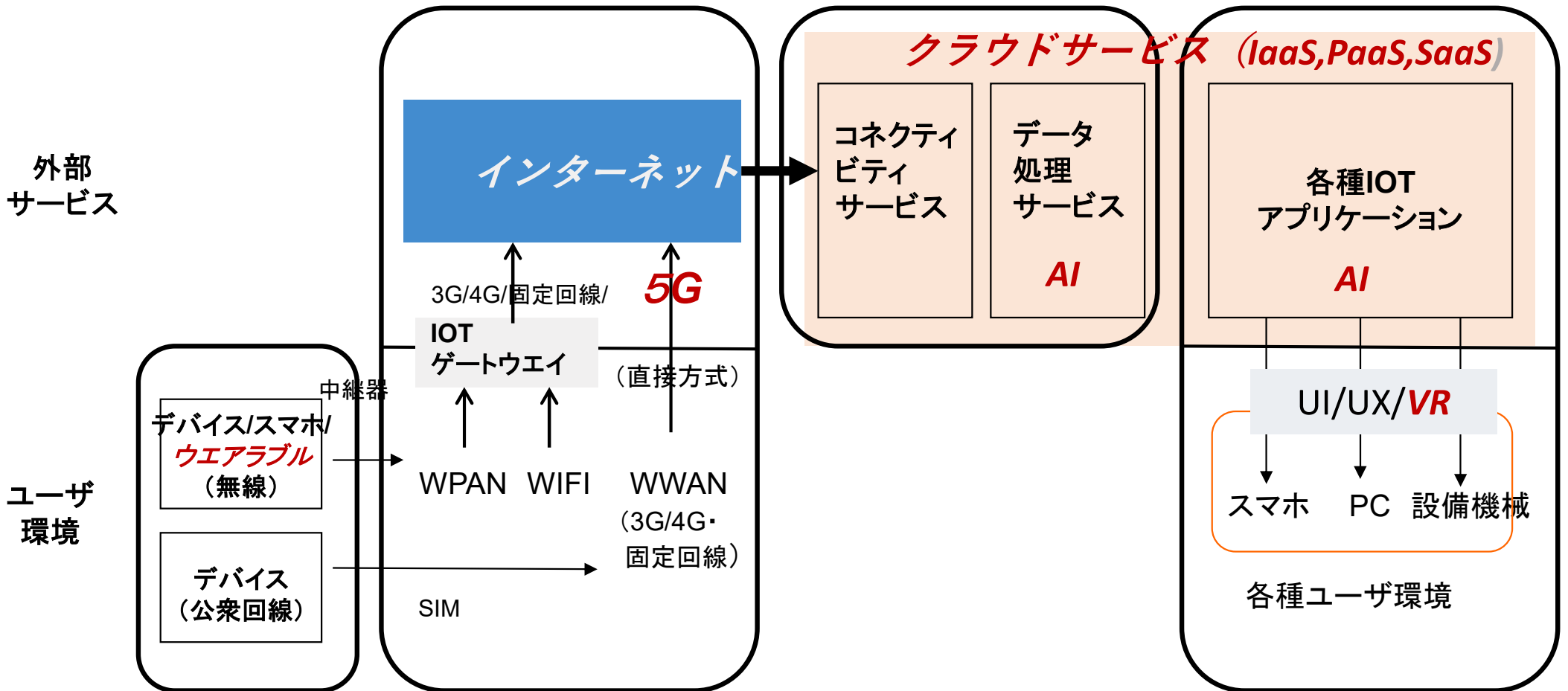
IoTのアーキテクチャー

センサー層

ネットワーク層

プラットフォーム層

アプリケーション層



参考

デジタル社会の実現に向けた重点計画 ＜ 工程表 ＞

令和4年6月

※ 本工程表は、重点計画に記載する項目のうち重要な施策を中心に、その取組スケジュールを示すものである。

第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
① 誰一人取り残されないデジタル社会の実現	サービスデザイン体制の整備	サービスデザインプロセスの確立を図る	サービスデザインプロセスの展開を図る		
	国・地方公共団体等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保・向上の取組促進を図る。また、企業・障害者等の状況にきめ細やかに対応可能なICT機器・サービスの開発に当たって、障害者向けICT機器・サービスの開発に資する情報の収集・共有のための関連情報のデータベースの利用促進を図る				
	障害者や高齢者を含む、誰もがデジタルによる恩恵を受用できる情報バリアフリー環境の実現に向けて、障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発及び提供の推進を図る				
	「デジタル活用支援」の内容の充実を図り、これらを起点として地方公共団体や教育機関等と連携し、地域のサポート体制を確立することにより、幅広い取組を国民運動として促進				
	障害者に対するデジタル機器の紹介等の総合的なサービス拠点設置、障害者がアクセスしやすいサービスの利活用、デジタル機器の操作支援等の取組の支援				
	「デジタル推進委員」の取組開始	「デジタル推進委員」の取組を全国津々浦々に展開・拡大			
	地域ICTクラブのネットワーク化	オンライン環境下での地域の学びを促進	オンラインの活用やネットワーク化を通じて、地域ICTクラブの更なる広がりに向けた普及促進を図る		
	障害者、高齢者等による様々な意思決定のオンライン化を進める上での課題の検討				
	就労を通じた障害者の社会参画の促進				
	④ 経済的事情等に基づく格差の是正	生活困窮者のデジタル利用などの実態把握をし、実態把握に基づく措置・好事例の横展開を図る			
全国の学校におけるICT環境の整備とそれを活用するためのICT支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図る					
⑤ 「言葉の壁」の克服	令和7年（2025年）大阪・関西万博を目標として、ビジネスや国際会議等でも実用的に活用可能なレベルの多言語同時通訳の研究開発を推進				
	在留外国人に対するやさしい日本語の活用の拡大、地方公共団体等での多言語翻訳技術を活用したサービスの利用拡大に向けた取組や在留外国人コミュニティに応じた共生施策などを推進				
⑥ 情報通信ネットワークの利用環境等の格差の是正	在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るため、引き続き、離島も含めた全国的な光ファイバ整備を推進し、令和9年度（2027年度）末までに光ファイバ世帯カバー率99.90%をめざす。また、どこにいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する				
	全国の光ファイバ世帯カバー率を99.85%（未整備世帯約9万世帯）とすることをめざす				
	病院、リハビリセンター等における通信環境の在り方の検討				
	災害時における障害者、高齢者等への適時適切な情報提供に資する取組を進める				

第5 デジタル化の基本戦略



	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
3. 国際戦略の推進 ① DFFTの推進に向けた国際連携						
	テクノロジーを軸に、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」などのバランスのとれた国際ルール・制度形成を主導する。これまでのG7等の国際的な議論・取組を踏まえ、DFFTの一層の具体化について、2023年のG7日本開催に向けた積極的提案を行うべく取り組む。			引き続き関係府省庁が、有志国による国際連携、貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ活用、次世代データインフラといった政策分野に応じて責任を持ちつつ、連携して検討・遂行する		
「Trusted Web」構想の実現						
	ホワイトペーパーの改定	Trusted Webの具体化			Trusted webの実現	
4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 ① サイバーセキュリティの確保	サイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）に基づく、政府全体のサイバーセキュリティの強化					
	政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用拡大を見据えセキュリティ対策の強化等を踏まえた政府統一基準の改定		政府統一基準の継続的な見直しと監査等の取組によるセキュリティレベルの維持・向上			
	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）における簡素な仕組みの検討等による制度利用の促進		ISMAPを活用したクラウド・バイ・デフォルトの拡大			
	デジタル庁と連携して、情報資産管理手法や、システムの挙動やソフトウェアの状況をリアルタイムに監視する常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ等を推進					
	GSOCの着実な運用、クラウド監視に対応したGSOC機能強化等の推進					
	検証・監査の実施体制をIPAと共同して構築	「①デジタル庁システム」を中心にセキュリティの専門チーム等及びIPAが、設計・開発段階において整備方針に沿っているか等を確認		「①デジタル庁システム」に加え、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」についての整備方針への適合性を確認		
	体制・ルールを構築	デジタル庁が整備・運用するシステムについて何らかのインシデントが発生した場合には、速やかに被害の拡大を防ぎ、回復のための措置を実施リアルタイムで監視を行い、常に順守状況を確認しながら、レジリエンスを向上させたセキュリティ対応態勢の構築を推進				

第5 デジタル化の基本戦略

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 ② 個人情報の保護	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な主体の意見を十分に聴取しながら、当該制度の周知・広報等を行い、基本方針等を踏まえ、個人情報等の適正な取扱いを確保する				
	令和2年改正法の周知・広報を行うとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む				
	令和3年改正法の令和5年4月の全面施行に向けて、地方公共団体の機関との丁寧なコミュニケーションを図りつつ、政令・規則・ガイドラインを整備する	令和3年改正法の令和5年4月の全面施行に向けて、条例改正等の施行準備を行う地方公共団体に対して丁寧な助言や支援などを行う			
	令和3年改正法により新たに適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な制度の周知・広報等を行う				
	これらの改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る				
③ 情報通信技術を用いた犯罪の防止	警察庁組織改正 不正アクセスの防止やトレーサビリティの確保に向けた官民連携の取組、サイバー事案に関する警察への通報の促進、サイバー事案の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー犯罪に関する注意喚起の実施等に取り組む				
④ 高度情報通信ネットワークの災害対策	通信事業者によるネットワークの冗長性の確保（ルートの二重化等）のための環境の整備、災害発生時における MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等を推進				

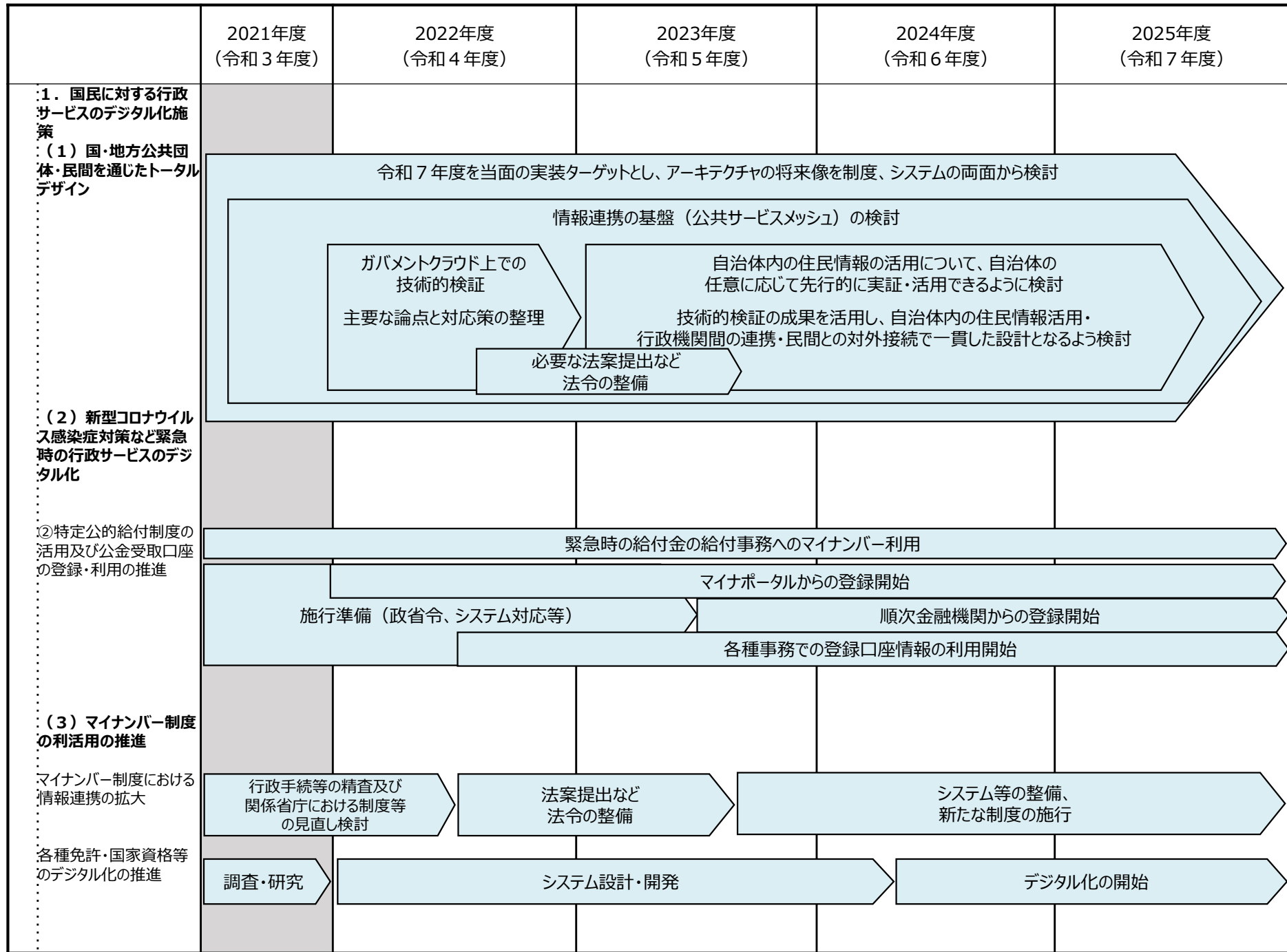
第5 デジタル化の基本戦略

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
5. 包括的データ戦略の推進					
① トラストを確保する枠組みの実現	トラストを確保したDX推進サブワーキンググループにおける検討	同サブワーキンググループのアウトプットを踏まえ、デジタル臨時行政調査会と連携しての行政手続へのトラストサービスの活用推進及びマルチステークホルダーでの議論を通じた民間でのトラストサービス活用の推進に取り組む			
	トラストニーズの把握・トラストレベルの分類等を行い、トラストポリシーの基本方針の取りまとめを行う	出口戦略の実証実施及びトラストポリシーの詳細設計を行い、2020年代早期の実装を目指す			
② プラットフォーム	デジタル庁は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（以下「DADC」という。）とともに、重点的に取り組むべき分野ごとのルール設定等				
	「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「インフラ」、「スマートシティ」を重点的に取り組むべき分野として、令和7年（2025年）までのプラットフォームの実装を目指す				
③ データ取り扱いルールの実装の推進	ルールの具体化に当たって参照できるガイドンス(プラットフォームにおけるデータ取り扱いルールの実装ガイドンス ver1.0)を策定	準公共等の各分野において構築されるプラットフォームやデジタル田園都市国家構想において構築されるデータ連携基盤が備えるべきルールについて、「プラットフォームにおけるデータ取り扱いルールの実装ガイドンスver1.0」を参照し検討を進める			
④ データ取引市場とPDS・情報銀行	一般的な市場の成立要件を踏まえたデータ取引市場の成立要件や課題、具体的な実装方策の方向性を明確化する		データ取引市場について、その創設に向けたニーズ分析、データの利用条件の設定・明示の仕方、データの記述形式の標準化や契約支援機能の開発を検証する実証的な調査を行う		
	国民起点でのサービス設計に資する観点から、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理し、活用することを可能とする PDS（Personal Data Store）や情報銀行について、準公共分野における地方公共団体等とのデータ連携や、データの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの実現に向けた実証・検討を行う				
⑤ ベース・レジストリの整備の推進等	今後、関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う 品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む				
	事業者・事業所ベース・レジストリについて、ユースケース、必要となるID体系、基礎情報・属性情報・動態情報等を整理する		住所・土地、行政等のベース・レジストリについて、ユースケース、必要となるID体系、基礎情報・属性情報・動態情報等を整理する		
	APIによるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す				
⑥ オープンデータの推進	情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する相互連携分野における標準に係る整備方針に、オープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化といったオープンデータ基本指針の考え方を反映させるとともに、デジタル庁に関わる情報システム整備の際に、これらが反映されるよう実効性の確保を検討する				
⑦ 基盤となるデータの整備 ・ID/カタログサイト/コードの整備等	一覧性、検索性のあるカタログサイトを整備	データ項目の定義を一覧にするデータ・ディクショナリを整備する 政府等で整備しているコード情報の収集・一覧化を行い、カタログサイトから検索できるようにする			
・データマネジメントの強化	情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁に関わる情報システム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する				

第5 デジタル化の基本戦略

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
7. Web3.0の推進 分散台帳技術（ブロックチェーン等）を用いたデジタル資産に関する研究開発・利用環境整備					
		Web3.0の推進に向けた環境整備			
		調査研究の開始	デジタル資産に関する有識者会議、調査研究の実施 NFTやガバナンストークンを含むデジタル資産の発行・保有に係る課題の把握		
		課題の把握と対応の検討 法的位置付けの整理			
			分散型アイデンティティの利用環境整備 スマートコントラクトとDAOの法的位置付けの整理		
		デジタル資産・分散台帳技術の活用へ向けた環境整備・人材育成			

第6 デジタル社会の実現に向けた施策



第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
<p>(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進</p> <p>① マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進</p> <p>② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現</p>	ほぼ全国民に行き渡るよう、普及・利用の推進		引き続き、普及・利用の推進		
	おおむね全ての医療機関等での導入を目指す				
	全国共通の運転者管理システムの整備		県警の運転者管理システムの移行 一体化に必要なシステム改修		運転免許証と マイナンバーカードの一体化
	法案提出	下位法令の制定等			
	優良運転者の オンライン更新時講習 のモデル事業	モデル事業の継続・効果検証	全国実装に向けた改良	全国実装に必要なシステム改修	オンライン講習の全国実装
	諸外国におけるモバイル運転免許証の 導入・検討状況に関する調査研究の実施		モバイル運転免許証等の在り方の検討		
	検討	法案提出	準備（政省令、システム整備）		一体化したカード の交付
	技術検証、 システム設計	システム構築	スマートフォン搭載の実現		
	システム設計・開発		国外継続利用の開始		
	在外公館での交付等の検討		検討結果を踏まえた必要な措置		
<p>③ マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現</p> <p>④ マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載の実現</p> <p>⑤ マイナンバーカードの国外継続利用の実現</p>	システム 設計・開発	コンビニエンスストアでの暗証番号初期化・再設定（ロック解除）			
	郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等の実施				
	全業所管府省庁ごとの工程表に基づく取組、定期的なフォローアップ				
⑥ マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等					
⑦ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組					

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
〔5〕公共フロントサービスの提供等 ①マイナンバーを活用した国民の利便性の向上 預貯金付番の円滑化 養育費の支払確保 ②ワンストップサービスの推進等 ワンストップサービスの推進 子育て・介護ワンストップサービスの推進 引越しワンストップサービスの推進 死亡・相続ワンストップサービスの推進 社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化の推進		施行準備（政省令、システム対応等）			新たな制度による円滑な付番開始 相続時等のサービス開始 <small>※付番の状況を踏まえ、更なる検討を行う。</small>	
		マイナンバー制度の活用可能性の検討				
		<small>子育て関連手続の標準様式をマイナポータルに順次フリセットし、利用開始</small>	<small>マイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護のオンライン手続に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う</small>	<small>子育て・介護関連手続の標準様式の利用促進を図るため、地方公共団体等の意見を取り入れながら必要に応じて見直しを行う</small>		
		<small>地方公共団体における事務フロー及び必要な準備作業等の整理</small>	<small>マイナポータルの改修及び市区町村のシステム改修等の支援を行う</small>	サービスの評価を行い、必要な改善を実施		
		<small>オンラインで完結する仕組みの構築に向けて課題の整理</small>	課題の整理を取りまとめ後、速やかに必要な措置を実施			
		<small>金融機関等が税務署長に提出する支払調書等について新たな提出方法を開始</small>	国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、対象拡大に向けて検討			
		<small>クラウド提出済のデータを確定申告等において利活用することを検討・実施</small>				
	旅券（パスポート）申請のオンライン化		<small>オンライン化の準備（設計・開発・テスト等）</small>	オンライン申請開始		
			<small>戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付の省略を検討</small>			<small>検討結果に基づき、必要な措置を実施</small>
			<small>オンライン申請した場合の配送交付の可能性を検討</small>			
在留申請のデジタル化	<small>マイナンバーカードによる申請の実現</small>	対象手続の追加や利用率向上のための検討及びこれに基づく必要な措置の実施				
入国手続等のデジタル化	<small>水際対策の効率的な実施と利用者の利便性の向上を図るため、入国手続等のデジタル化を検討</small>	<small>Visit Japan Web（入国手続のみ）の運用・保守を実施</small>	<small>免税店での利用など入国手続以外で活用するため追加機能開発</small>	Visit Japan Web（入国手続等）の運用・保守を実施		

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
2. 暮らしのデジタル化 (2) 準公共分野のデジタル化の推進 ①健康・医療・介護データヘルス改革の推進						
		事業主健診（40歳未満） 法制上の対応・システム改修 ※特定健診結果として保険者に提供された40歳以上の事業主健診の結果は、令和3年（2021年）10月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている		システム整備でき次第、マイナポータルでの保険者に提供された事業主健診（40歳未満）情報の提供開始、マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始		
		自治体検診： システム改修		システム整備でき次第、マイナポータルでの自治体検診情報の提供開始、 マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始		
		学校健診： 実証事業・システム改修		システム整備でき次第、随時提供開始	マイナポータルでの学校健診情報の提供 ※令和6年度（2024年度）中に全国の学校で対応	
				マイナポータルでの薬剤情報、特定健診等情報等の提供を順次開始 マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始		
			業界団体等と連携したより 高い水準のガイドラインの整備	業界団体等と連携した 第三者認証の立ち上げ	適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始	
				NDB と介護 DB を連結できるデータのサンプルデータの公表に向けた検討・公表		
				NDB・介護DBとDPCデータベースとの連結解析を開始		
				NDB・介護DBと保健医療分野や国民生活に関する他の公的データベースとの連結解析に向けた法的・技術的課題等の検討		
				郵便番号・市町村コード及び高額療養費自己負担限度額区分の収載・提供開始（NDB）		
				※上記を含め、「データヘルス改革に関する工程表について」（令和3年6月厚生労働省）に基づく取組を着実に進める。		
	オンライン診療等の強力な推進	オンライン診療の特例措置の恒久化に向けた検討	オンライン診療を含めた遠隔医療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、 遠隔医療活用好事例の展開を実施		引き続き必要な対応を実施	
		オンライン服薬指導の特例措置の恒久化に向けた検討	オンライン服薬指導の更なる活用に向けた実態調査の実施や在宅服薬指導のあり方など、効果的に実施するための方策を検討		引き続き必要な対応を実施	
ICTやアプリを活用した新型コロナウイルス感染症等への対応について	DMAT活動情報等のAPIの構築等、EMISのシステム改修を実施	G-MISとの連携を踏まえたシングルサインオンへの対応や医療機関IDへの対応等、医療機関の負担軽減のためEMISに必要な見直しの実施		緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携を順次実装		

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
(2) 準公共分野のデジタル化の推進 ②教育 教育現場におけるICT利活用環境の強化など GIGAスクール構想の基盤整備 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備 デジタル社会を見据えた教育					
	1人1台端末の利活用を更に推進するため、学校のネットワーク環境の点検・応急対応やICT活用を支える人材の確保・育成を広域的かつ組織的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に整備				
	教職員端末の整備支援	次期の教育ICT環境整備計画への反映の検討	次期の教育ICT環境整備計画への反映		
	端末の持ち帰りも含めた利活用に関するガイドラインの策定	学校現場・保護者への周知実態や現場の声を踏まえ更なる改善	左記について、実態や現場の声を踏まえ更なる改善		
	児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について検討		端末の利活用等の実態や現場の声、検討結果も踏まえ、必要な措置の実施		
	学校と家庭との連絡のデジタル化を含めた校務のデジタル化の推進に向けて、専門家の知見も踏まえて検討		左記の検討を踏まえた措置の実施		
	マイナンバーカードを活用した転校時等の教育データの持ち運び等の方策を検討(事業の中で具体的な事例を検証)		検討結果を踏まえ、希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む		
	デジタル社会を見据えた教育について関係省庁で検討し、その結果に基づき随時、必要な制度的その他の措置を講ずる				
	※上記を含め、「教育データ利活用ロードマップ」等に基づく取組を着実に進める。				
	③防災 防災情報アーキテクチャ等の検討 地方公共団体等の防災業務のデジタル化の推進 被災者生活再建支援手続のデジタル化 防災関係プラットフォームの構築				
防災情報アーキテクチャの検討					
防災情報のアーキテクチャや新たなサービスのニーズ等を踏まえ、関係省庁は各種制度・運用について不断の見直しを行っていく					
地方公共団体の防災業務のデジタル化に向けた検討 避難所運営のデジタル化推進検討			検討結果を踏まえ、実態や現場の声を踏まえデジタル化を促進		
被災者生活再建支援手続のデジタル化	被災者支援制度DB構築	周知・利用の促進			
	添付書類の省略化・電子化について被災者生活再建支援法人等と調整		調整が整ったものから順次省略化・電子化を行う		
防災関係プラットフォームの構築	防災PF基本構想	防災PF構築			
	④こども こどもに関する各種データの連携による支援実証事業の実施 ユースケース・データ項目・制度面・運用面の課題整理等 自治体公募 自治体における実証 実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、関係省庁が一体となって検討				

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
(2) 準公共分野のデジタル化の推進					
⑤ モビリティ	モビリティを総合的に高度化するために必要な事項を整理	デジタル交通社会推進戦略（仮称）に基づき、官民連携し、モビリティを総合的に高度化するために必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を行う			
モビリティ分野におけるデータ連携	サービス像、プラットフォームの在り方や仕様、データ流通を促進する組織の在り方を検討	プロトタイプの開発、実証	モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る		
3次元空間IDを含めたデジタルインフラの整備	自動運転車やドローン、自動配送ロボット等の活用の将来像やデジタルインフラ※のアーキテクチャをDADCで検討	デジタルインフラの仕様策定、プロトタイプの開発、ユースケースを用いた実証	デジタルインフラの社会実装を進めながら、データが蓄積・更新されながら流通し、十分に活用されるために必要な仕組みについて、更なる開発・実証や環境整備を実施する		
	※空間の位置情報を統一した基準で一意に特定する「3次元空間ID」を含む。				
⑥ 農林水産業・食関連産業	農業データ連携基盤に対するユースケース等の分析	生産から加工・流通・消費までを対象としたプラットフォームの構築	当該プラットフォームの活用促進		
	流通情報連携によるトレーサビリティを行うフードチェーン情報公表JASの策定		フードチェーン情報公表JASの活用促進		
	林業分野においてもデータ利活用を推進するための環境整備を継続する				
	水産分野においてもデータ利活用を推進するための環境整備を継続する				
	農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の設計・開発 令和4年度までにオンライン化率100%	利用者からのニーズに応じた機能改修 令和7年度までにオンライン利用率60%			
	農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の本格運用・ユーザー数の拡大				
	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の設計・開発 (農地情報の紐づけを含む)				
	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の一部運用開始	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の本格運用・ユーザー数拡大			

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
(2) 準公共分野のデジタル化の推進 ⑦港湾（港湾物流分野） 「サイバーポート」の整備 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現 ⑧インフラ	<「サイバーポート」(港湾物流分野)>					
	第一次運用・利用促進・機能改善					
	運営方針・料金等の検討・運用体制に係る検討・準備・調整等					
		NACCSとの直接連携	「サイバーポート」の港湾物流分野、港湾管理分野、港湾インフラ分野の三分野間のデータ連携	三分野一体での運用を実現		
	AI等を活用してオペレーションを最適化するシステムの構築及び普及促進、遠隔操作RTGの導入促進					
		ダメージチェックの効率化等に関する実証事業、システムの構築	システムの活用			
		熟練技能者の暗黙知の継承に係る実証事業の実施、システムの構築等	システムの活用			
		「国土交通データプラットフォーム」の構築（概成）	「国土交通データプラットフォーム」の改良・高度化			
		府省庁及び主要な地方公共団体、民間企業のデータプラットフォーム間の連携のためのモデル事業				
		官民協議会による運営（ルール/ツールの整備・共有・フォローアップ）				
	フィジカルインターネット・ロードマップの策定	フィジカルインターネット・ロードマップの着実な実行（モノ・データ・業務プロセスの標準化や輸配送・物流拠点の自動化・デジタル化等）				

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
<p>(3) 相互連携分野のデジタル化の推進</p> <p>①取引（受発注・請求・決済）</p> <p>②スマートシティ</p>	電子インボイスの標準仕様の管理等を行うとともに、官民連携の上、（中小企業のデジタル化支援等も通じ、）標準化された電子インボイスの普及を図る					
	政府調達システムについて、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める			運用状況を踏まえ、必要な改修を実施		
	DADC 全体アーキテクチャ中間とりまとめ	実証実験				
	DADC 全体アーキテクチャ設計					
	契約・決済に係るデータ連携に必要なデータ標準・連携基盤の整備・実装、全銀EDIシステムの利活用促進					
	データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目等について関係府省庁が連携して検討する					
	データ連携、サービス実装に向けた課題を整理し、横展開を図る	共通のアーキテクチャを参照したデータ連携基盤の導入、技術の実装等を通じ、スマートシティの全国での実装を推進する				
	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	標準仕様の拡張、多様な分野におけるユースケース開発、地方公共団体における3D都市モデルの取組への支援等	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化が自律的に行われる仕組みの構築			

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)		
4. 産業のデジタル化 (1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 ①電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書 の普及 ②法人共通認証基盤 (GビズID) の普及	利便性の向上策 や無償化の可否 を検討	商業登記電子証明書に関するシステムの検討・開発					
		100万法人のGビズID取得		ほぼ全ての法人のGビズID取得			
		民間サービス連携の検討		連携システムの拡大、継続的な改善の実施			
		法人商業登記API連携等の改修の実施					

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
5. デジタル社会を支えるシステム・技術					
(1) 国の情報システムの刷新					
② 政府ウェブサイトの標準化・統一化	標準化・統一化のための指針・ルール「デザインシステム」を策定・検証	検証結果に基づき改善を図るとともに、更なる検証を実施 その結果も踏まえつつ、各府省庁ウェブサイトの標準化・統一化を段階的に実施			
③ 国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みの活用	「デジタル庁アイデアボックス」を積極的に活用して、徹底した国民目線でデジタル改革を進める				
	情報システムに関する国と地方公共団体との連携を強化するため、「デジタル改革共創プラットフォーム」を積極的に活用する				
④ マイナポータル継続的改善 ・マイナポータルUI・UXの継続的な点検・改善	継続的な点検・改善の実施				
・安定したサービス提供の確保	利用増に伴う運用体制の強化や連携するサービス間の効率化など必要な対応を実施				
・診療情報・電子処方箋情報の閲覧機能の実現	仕様検討・システム開発	▲診療情報（2022年9月頃～） ▲電子処方箋情報（2023年1月頃～）			
・マイナポータルから連携できる控除証明書等の順次拡大	年末調整手続・確定申告手続で連携できる控除証明書等を順次拡大 ▲医療費通知情報（2022年2月～） ▲社会保険料控除証明書（国民年金保険料負担額）（2022年10月頃～） ▲公的年金等の源泉徴収票（2023年1月頃～）				
・あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等をスマートフォンから可能に	マイナポータルからの手続検索・認証連携が可能となるよう、各府省庁・地方公共団体に働きかけ				

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
・(1) 国の情報システムの刷新 ・④ マイナポータル継続的改善 ・旅券のオンライン申請の実装 ・引越しワンストップサービスをはじめとした行政手続のオンライン化 ・マイナポータルAPIの利用拡大						
		仕様検討・システム開発		オンラインによる申請開始 ▲戸籍情報連携システムとの連携を実現(2024年度中)		
		▲全自治体接続機能の実装(2021年5月～)				全地方公共団体のマイナポータル接続の実現
		引越しOSSに係る検討・システム開発		引越しOSSのサービス提供開始		
		マイナポータルの各種APIについて、官民の様々なサービスにおける利用を推進する				

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
⑤ガバメントクラウドの整備 国の情報システムにおける移行に向けた準備等					
	国の情報システムにおける移行に向けた準備等		国の情報システムについては更新時期等を勘案しつつ、段階的に移行を実施		
	国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討			検討結果を踏まえ、順次ガバメントクラウドの利用を開始	
	先行事業（地方公共団体分、一部稼働）				
⑥ネットワークの整備 新府省間ネットワークの構築 全国ネットワークの整備	調査・基礎構築	現行拠点への接続開始	各府省順次切り替え後、本格的運用に移行		
	整備・実証	一部運用開始、その後本格的運用に移行			
⑦府省LANと認証基盤の統合 府省LAN統合	令和4年度（2022年度）以降の各府省ネットワーク環境の更改等を契機に統合を原則として検討・対応				
⑧公的機関統一ID基盤の構築	整備	評価検証	本格的運用		
⑨情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト監理の実施等	情報システム整備方針の策定	情報システム整備方針に基づいているかという観点から、国等の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施	必要に応じて情報システム整備方針等の改定を実施。一元的なプロジェクト監理を通じて国として業務改革（BPR）と統一的な情報システム整備を徹底し、利用者目線での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に推進する		
	3割削減達成のための方策について検討	徹底したUI・UXの改善や国民向けサービスの向上等を実現するための投資の原資を生み出し、デジタル化を抜本的に推進するため、既存の政府情報システムの改修経費と運用等経費について、BPRの徹底やガバメントクラウド等の共通基盤の活用などを推進し、年間を通じた一元的なプロジェクト監理による適切なコスト評価を通じて、削減（令和2年度（2020年度）比で3割削減）に努め、毎年度取組状況を把握しつつ、必要に応じて、各施策について見直しを図る			
⑩国の情報システムの整備・管理 データ連携の推進	平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とすることを含め、具体的な方策について、法制審議会に諮問の上、検討		法制審議会の答申を踏まえ法案の国会提出	施行に向けた準備	読み仮名の法制化の運用開始

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
・(1) 国の情報システムの刷新 ・⑩国や地方公共団体の 手続等の更なるデジタル 化 ・裁判関連手続のデジタル 化	民事訴訟法等の改正	施行に向けた準備	早ければ令和4年度(2022年度)から非対面での弁論準備手続期日の運用拡大、非対面での和解期日の運用開始	早ければ令和5年度(2023年度)から非対面での口頭弁論期日の運用を開始	当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にすることを目指す
	刑事手続の検討会 取りまとめ	刑事手続における情報通信技術の活用に必要な不可欠となるシステム構築を含めたIT基盤の整備に向けた取組を推進 (矯正及び更生保護行政のデジタル化に向けた取組を含む)			
・警察業務のデジタル化	警察庁及び都道府県警察が活用する 運転者管理システムを警察共通基盤上に整備	一部の都道府県警察において運用を開始し、順次全国都道府県警察に拡大		全国都道府県警察において運用開始	
	警察庁及び都道府県警察が活用する 遺失物管理システムを警察共通基盤上に整備	一部の都道府県警察において運用を開始し、その後令和8年度末までに全国都道府県警察に拡大			
	交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付や ペイジー納付等の導入に向けた制度改正や警察共通基盤を活用した システムの仕様等について検討	交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施			
	行政手続オンライン化 に向けた調査研究	調査研究の結果を踏まえた、利用者の利便性向上、行政事務の効率化に資する本格的な行政手続オンライン化のシステムの検討・構築 本格的な行政手続オンライン化のシステムの運用開始までの間、メールによる簡易な方法での申請等を受け付ける「警察行政手続サイト」を運用			
・港湾業務のデジタル化	<「サイバーポート」(港湾管理分野)>	構築・テスト・稼働	全国展開		
	<「サイバーポート」(港湾インフラ分野)>	構築・テスト・稼働	「サイバーポート」の港湾物流分野、 港湾管理分野、港湾インフラ分野の 三分野間のデータ連携	三分野一体での運用を実現	
			対象港湾拡大		
・公文書管理のデジタル 化	政令・ ガイドライン見直し	デジタル化に対応した文書管理のルール(令和4年改正政令・ガイドライン等)の浸透 公文書管理のデジタル化のための所要の制度見直し			
		「デジタル時代の公文書管理について」(令和3年7月公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ報告)を踏まえ、 公文書管理に係るシステム整備の在り方検討・システム整備のための調査研究(遅くとも令和5年度開始)等・システム整備・システムの段階的導入を順次実施			

第6 デジタル社会の実現に向けた施策



	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
(1) 国の情報システムの刷新 ⑫独立行政法人の情報システム	デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定	各主務大臣は、デジタル庁と協議の上、情報システム整備方針を踏まえた目標の策定・変更を実施	各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる		
		全体の状況を把握するため、棚卸しを実施	棚卸し結果を踏まえ、更なる措置の実施 また棚卸し結果を基により詳細な調査の実施を検討		
(2) 地方の情報システムの刷新 ①地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等 ②標準化基準における共通事項の策定等 ③制度所管府省庁による標準化基準の策定	基本方針の作成	制度改正等を踏まえた、基本方針の変更			
	標準仕様書策定・調整 (データ要件・連携要件等、20業務の機能要件)	制度改正等を踏まえた、標準仕様書の改定			
	データ要件・連携要件の適合性確認ツールの作成	データ要件・連携要件の適合性確認ツールの提供			
ガバメントクラウドの提供	地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウド利用に関する責任分界の基準の作成	ガバメントクラウド提供			
標準準拠システムの開発	アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを順次開発				
④統一・標準化を進めるための支援 ・ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大				
	先行事業の実施	標準準拠システムへの移行(※) (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用)			
	PMO支援ツールの作成	PMO支援ツールの提供			

※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
<p>(3) デジタル化を支えるインフラの整備</p> <p>①5Gインフラの整備等</p>		ニーズのあるほぼ全エリアに5G親局整備完了（基盤展開率：98%）				
		5G人口カバー率が全国95%、全市区町村に5G基地局整備		全国97%、各都道府県90%程度以上の5G基地局整備		
		令和9年度（2027年度）末までに光ファイバ世帯カバー率99.90%をめざして、未整備世帯を減少させるとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化支援や民間移行を推進				
		全国の光ファイバ世帯カバー率を99.85%（未整備世帯約9万世帯）とすることをめざす				
	ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討	検討を踏まえた電気通信事業法の一部改正	施行に向けた準備	ブロードバンドのユニバーサルサービス化に係る交付金制度の運用を開始		
		ローカル5Gなどの地域における情報通信インフラの構築のための取組を通じて、地域のデジタル基盤の整備・活用を推進する				
	②Beyond 5Gの実現に向けた研究開発・標準化の推進		Beyond 5Gに向けた新たな情報通信技術戦略のとりまとめ	新たな情報通信技術戦略に基づき、光ネットワーク技術、光電融合技術、衛星・H A P Sネットワーク技術等の研究開発を推進		研究成果について大阪・関西万博を起点として順次社会実装を目指す
			ITU、3GPP等で技術性能要件の検討、各国からの順次提案受付、国際標準策定			
	③半導体戦略の具体化 先端半導体製造拠点の国内立地の促進		半導体の国内製造基盤強化やサプライチェーンの強靱化に取り組む			
		半導体設計・製造能力の強化に向けた技術開発の推進		ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の着実な執行		
	省エネエレクトロニクスの製造基盤強化に向けた技術開発事業の着実な執行					
④データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現	立地要件の整理や必要な支援策の検討等を実施	データセンター等の国内最適配置に向けて、拠点要件の整理及び拠点化のための整備支援、地方立地等を促進				
		太平洋側以外の海底ケーブルの敷設を促進				

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
<p>① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証</p> <p>② データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証 ・AIの社会実装に向けた取組の加速</p> <p>・情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術</p> <p>③ 安全・安心なデジタル社会を支える高度セキュリティ技術等</p> <p>・データの耐改ざん性が高く証跡の確保に優れた技術</p>						
	新たな電波システムの円滑かつ迅速な導入に必要な実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境に関する研究開発を推進し、試験環境を構築			構築された試験環境の活用を促進するとともに、民間主導により試験環境を拡充		
	ローカル5Gに関する実証を引き続き推進		ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備			
	Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方の検討・とりまとめ	Beyond 5Gの実現に必要な最先端の要素技術等をいち早く確立するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に設置した研究開発基金や整備するテストベッド等の共用研究施設・設備によりBeyond 5Gの研究開発を推進するとともに、左記技術戦略を踏まえ、それらを活用した取組と密接な連携を図りつつ、民間企業や大学等を対象として公募型研究開発を実施する。				
	AIの信頼性向上やAIの利活用を支えるデータの充実、人材確保等の環境整備、我が国が強みを有する分野におけるAIの利活用の推進、教育改革や研究開発体制の再構築等による競争力を源泉とした社会の構築					
	高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ等）の技術開発に取り組む					
	革新的AIエッジコンピューティング技術の開発		AIエッジコンピューティングに資する技術の更なる開発			
	エッジ領域におけるヘテロジニアスデバイスのための技術開発					
	量子コンピュータ時代においても通信内容を秘匿化することが可能な量子暗号通信をはじめとした量子セキュリティ・ネットワークに関する研究開発や社会実装の推進					
	体制構築	気象・地形等のリモートセンシングデータのリアルタイム提供のためのデータ圧縮・復元技術の研究開発を推進				研究開発成果を活用した仕組みを早期に導入・展開
引き続き国内外のグループにおける先進的な取組や民間主導の活動を積極的に情報収集し、高い信頼性が求められる公共性の高い分野に導入されるシステムの技術面や運用面の課題及びその解決の方向性等に関して、更なる検討を行う						

第6 デジタル社会の実現に向けた施策



	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
6. デジタル社会のライフスタイル・人材 (2) デジタル人材の育成・確保 ① デジタルリテラシーの向上					
	全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができるよう、「情報活用能力」の「学習の基盤となる資質・能力」としての位置付け、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修教科目「情報 I」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する				
	研修用教材、実践事例集等の周知				
	小・中・高の新学習指導要領の着実な実施				
	社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する				
	児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施するとともに、情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する				
	情報活用能力調査の実施・公表				
	調査結果を踏まえて内容の改善、情報活用能力調査の継続				
	最新の動向を踏まえた情報モラル教育に関するコンテンツの充実・普及				
	教育訓練給付におけるデジタル分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する				
② デジタル専門人材の育成・確保 デジタル人材育成プラットフォームの構築	経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する				
	数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する				
民間人材育成の推進	デジタル人材育成プラットフォームの運営				
	IPA では、DADC において、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施				
	NICTのナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、サイバー攻撃に対処可能なセキュリティ人材を育成				
NICTのサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、サイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を構築し、試験運用を実施					
NICTのサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、構築したサイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を基に、産学における自立的な人材育成の支援を行う					

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
<p>(2) デジタル人材の育成・確保</p> <p>政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進</p> <p>高度デジタル人材の確保・協働</p> <p>幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上</p>	採用試験の見直し内容等の広報	政府全体としての啓発活動・人材確保活動				
		見直し後の試験区分に基づく採用試験の実施	見直し後の試験区分からの採用			
	育成支援策の全体像の検討	具体的な育成支援策の検討・開発 先行実施	見直しを踏まえた育成支援策を順次実施			
		各府省庁による計画的な育成 進捗フォローアップ	各府省庁による計画的な育成 進捗フォローアップ	各府省庁による計画的な育成 進捗フォローアップ	各府省庁による計画的な育成 進捗フォローアップ	
		デジタル庁/NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援/高度人材活用の在り方検討	デジタル庁/NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援/高度人材活用の在り方検討	デジタル庁/NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援/高度人材活用の在り方検討	デジタル庁/NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援/高度人材活用の在り方検討	
		各府省庁による研修等	各府省庁による研修等	各府省庁による研修等	各府省庁による研修等	
		各府省庁が実施する研修等に対する支援	各府省庁が実施する研修等に対する支援	各府省庁が実施する研修等に対する支援	各府省庁が実施する研修等に対する支援	

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

		実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局
医療関係	健康保険証	健康保険証利用を可能とするオンライン資格確認の本格運用(令和3年10月～)	本格運用			厚生労働省 保険局医療介護 連携政策課
	薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報	マイナポータルでの①薬剤情報、②特定健診等情報及び③医療費通知情報の提供開始(①②は令和3年10月～、③は11月～)	マイナポータルでの薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報の提供			厚生労働省 保険局医療介護 連携政策課
	患者の利便性向上	先行事例の実証(令和2年3月)	実証	モデル事業・横展開といった進捗状況に応じた対応		厚生労働省 医政局研究開発 振興課
	処方箋の電子化	・電子処方箋ガイドラインの改定実施(令和2年4月) ・お薬手帳との連携(令和3年10月)	システム開発・構築等		運用開始 (令和5年1月～)	厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
	生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ調査実施(令和2年7月、10月)	地方との協議	環境整備・システム開発	本格運用	厚生労働省 社会・援護局 保護課
	介護保険被保険者証		被保険者証そのものの在り方について見直し方策を検討し、保険者等の関係者と合意	環境整備・システム開発	本格運用	厚生労働省 老健局 介護保険計画課
	PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録	マイナポータルでの特定健診等情報の提供開始(令和3年10月) マイナポータルでの薬剤情報の提供開始(令和3年10月)	自治体システム改修等	自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)についてマイナポータルでの提供開始	特定健診等情報のマイナポータルでの提供開始 ※特定健診情報として提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、システム整備等でき次第被保険者を経由して、順次マイナポータルでの提供開始予定	厚生労働省 健康局健康課 (医政局研究開発振興課・歯科保健課、健康局がん・疾病対策課、医薬・生活衛生局総務課、労働基準局労働衛生課、子ども家庭局母子保健課、保険局医療介護連携政策課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)
	母子健康手帳	乳幼児等健診のマイナポータルでの提供(令和2年6月～)	学校健診： 実証事業・システム改修	手術等の情報のマイナポータルでの提供開始	システム整備でき次第、随時提供開始	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

		実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局	
就労関係	ハローワーク カード		システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携 /マイナンバーカード活用準備	→	本格運用	厚生労働省 職業安定局 首席職業指導官室	
	ジョブ・カード	ジョブ・カードの情報を登録する 新規サイトの基本方針検討実施 (令和2年12月)		新規サイトの設計開発 試行運用	→	本格運用 (マイナポータルとの連携開始)	厚生労働省 人材開発統括官 キャリア形成支援室
	技能士台帳	システム整備準備 (～令和 2年6月)		システム整備※1	→	マイナポータル 閲覧	厚生労働省 人材開発統括官 能力評価担当参事官室
	安全衛生関係各種免許			システム整備※2	→	関係システム改修 後からマイナポータル 閲覧	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部計画課
	技能講習修了 証明書	データベース拡充 (継続して 実施)		システム整備※2	→	関係システム改修 後からマイナポータル 閲覧	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課
	建設キャリア アップカード			マイナンバーカードの利用環境整備	→	マイナポータルとの連携	国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

※1 第6部1.(3)②に基づき整備される予定の「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」(令和6年度に運用を開始見込み)において整備予定

※2 第6部1.(3)②に基づき「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」(令和6年度に運用を開始見込み)が整備される前提において、安全衛生関係各種免許又は技能講習修了証明書にかかるシステムの改修方針を令和5年度までに検討し、令和6年度に関係システムの改修を行い、令和7年度よりマイナポータル閲覧を開始する。

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

		実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局	
各種証明書等関係	在留カード		検討	法案提出	一体化に向け必要な措置を実施	出入国在留管理庁在留管理支援部 在留管理課在留管理業務室	
	教員免許状		運用開始			文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課	
	大学の職員証、 学生証		モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知	国立大学法人の中期目標・中期計画への反映		文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課	
	障害者手帳		障害者手帳情報のデジタル化等の推進		インターネット 予約対応	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	
	e-Tax等	マイナポータルとの連携開始 (年末調整：令和2年10 月、確定申告：令和3年 1月)	年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定			国税庁長官官房 企画課	
	たばこカード	令和3年4月開催の財政 制度等審議会たばこ事業等 分科会定価等部会において、 業界団体等の開発したマイ ナンバーカード等が使用可能 な特定の製品について、成 人識別機能を有しているも のとして了承	たばこ小売販売店の希望に応じ、自販機に順次導入			財務省理財局 たばこ塩事業室	
	社員証等		事業者向け周知・広報		進捗状況等に 応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課	
	運転経歴証明書	○ 運転経歴に関する情報をマイ ナンバーカードに記録すること ができることとする内容とする 道路交通法の一部を改正する 法律案を国会に提出(令和4 年4月成立・公布)	運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付			全国共通の運転者管理システムの整備	県警の運転者管理システムの移行 一体化に必要なシステム改修
公共サービス	利用拡大の推進 (・公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共 団体発行カード)		先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進 による普及		進捗状況等に 応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課 自治行政局 地域情報化企画室	
	マイナンバーカードを活用した救急業務 の迅速化・円滑化			実証実験実施と実施結果等 を踏まえた検討	検討内容に応じた対応	総務省消防庁 救急企画室	